

令和7年6月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(6月16日 委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	1
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	
(総務部)	
《分科会》	
総務部長予算に係る報告議案説明	3
学事振興課長補足説明	4
予算に係る報告議案に対する質疑	5
予算に係る報告議案に対する討論	10
《委員会》	
総務部長所管事項説明	10
決議に基づく提出資料説明	12
議案外所管事務一般に対する質問	12

(第2日目)

1、開催日時・場所	26
2、出席者	26
3、経過	
(教育委員会)	
《分科会》	
教育長予算議案及び報告議案説明	27
教育環境整備課長補足説明	27
予算議案及び報告議案に対する質疑	28
予算議案及び報告議案に対する討論	32
《委員会》	
教育長総括説明	32
教育政策課長補足説明	36
生涯学習課長補足説明	37
議案に対する質疑	37
議案に対する討論	40
決議に基づく提出資料説明	41
教育政策課長補足説明	41

陳情審査	4 2
議案外所管事務一般に対する質問	4 3

(第3日目)

1、開催日時・場所	6 8
2、出席者	6 8
3、経過	

(福祉保健部・こども政策局)

《分科会》

福祉保健部長予算議案及び報告議案説明	6 9
こども政策局長予算議案及び報告議案説明	7 0
医療政策課長補足説明	7 1
長寿社会課長補足説明	7 3
こども未来課長補足説明	7 3
こども家庭課長補足説明	7 4
予算議案及び報告議案に対する質疑	7 4
予算議案及び報告議案に対する討論	8 6

《委員会》

福祉保健部長総括説明	8 6
こども政策局長所管事項説明	8 8
議案に対する質疑	8 9
議案に対する討論	9 0
決議に基づく提出資料説明	9 0
医療政策課長補足説明	9 1
陳情審査	9 2
議案外所管事務一般に対する質問	9 3
委員間討議	1 1 1

・審査結果報告書	1 1 3
----------------	-------

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料 (総務部)
- ・分科会関係議案説明資料 (追加1) (総務部)
- ・委員会関係議案説明資料 (総務部)
- ・分科会関係議案説明資料 (教育委員会)
- ・委員会関係議案説明資料 (教育委員会)
- ・委員会関係議案説明資料 (追加1) (教育委員会)
- ・分科会関係議案説明資料 (福祉保健部)
- ・分科会関係議案説明資料 (追加1) (福祉保健部)
- ・委員会関係議案説明資料 (福祉保健部)
- ・委員会関係議案説明資料 (追加1) (福祉保健部)
- ・分科会関係議案説明資料 (こども政策局)
- ・分科会関係議案説明資料 (追加1) (こども政策局)
- ・委員会関係議案説明資料 (こども政策局)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年6月16日

自 午前10時49分
至 午前10時53分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

中村 泰輔	委員長（分科会長）
虎島 泰洋	副委員長（副会長）
中山 功	委 員
溝口芙美雄	〃
前田 哲也	〃
中島 浩介	〃
松本 洋介	〃
近藤 智昭	〃
坂本 浩	〃
本多 泰邦	〃
山村 健志	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

な し

6、審査の経過次のとおり

―― 午前10時49分 開会 ――

【中村(泰)委員長】ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中山委員、松本委員の両人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和7年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔 異議なし 〕

ご異議ないようでございますので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただ今から、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

―― 午前10時51分 休憩 ――

―― 午前10時53分 再開 ――

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することいたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもちまして本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

―― 午前10時53分 散会 ――

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年6月27日

自 午前 9時59分
至 午前11時38分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

中村 泰輔	委員長（分科会長）
虎島 泰洋	副委員長（副会長）
中山 功	委 員
溝口芙美雄	〃
前田 哲也	〃
中島 浩介	〃
松本 洋介	〃
近藤 智昭	〃
坂本 浩	〃
本多 泰邦	〃
山村 健志	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

中尾 正英	総 務 部 長
猿渡 圭子	総 務 部 次 長
櫻間 秀道	学 事 振 興 課 長

6、審査事件の件名

○文教厚生分科会

第68号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）

（関係分）

第86号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）

（関係分）

報告第1号

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）（関係分）

報告第2号

令和6年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）

報告第12号

令和6年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議 案

第70号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）

第73号議案

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第74号議案

長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例

（2）陳 情

・あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情

・要望書（松浦市）

・令和8年度県の施策等に関する重点要望事項（佐世保市）

・要望書（大村市）

8、審査の経過次のとおり

— 午前9時59分 開会 —

【中村(泰)委員長】ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第70号議案「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか2件でございます。そのほか陳情4件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に関わる報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案及び報告議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分ほか4件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【中村(泰)分科会長】まず、分科会による審査

を行います。

予算議案及び予算に関わる報告議案を議題といたします。

総務部長より予算議案及び報告議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料及び同追加1をお開きいただきたいと思います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第1号「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分であります。

はじめに、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は2億4,863万5,000円の増、歳出予算は2億4,863万5,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、授業料に対する国の支援制度である就学支援金において、これまで所得制限を受けていた年収約910万円以上世帯の高校生等を新たな対象にした、物価高騰による子育てに係る経済負担の軽減等を目的とする支援金で、授業料年額11万8,800円の支援に要する経費等として、高等学校私立学校助成費2億4,863万5,000円の増を計上いたしております。

次に、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料追加1の2ページをお開きください。

第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策について必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は970万6,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容についてご説明いたします。

エネルギー等の物価高騰の影響を受けている私立小・中学校、高等学校及び専修学校・各種学校に対して、電気・ガス料金に係る高騰分の一部を支援する経費として、私立学校助成費970万6,000円の増を計上いたしております。

恐れ入りますが、元の予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の3ページをお開きください。

最後に、報告第1号「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

先の2月定例会県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております、令和6年度予算の補正を令和7年3月31日付で専決処分させていただきましたので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

これらは、年間執行額が確定したことなどに伴うものであり、歳入予算は1億3,184万円の減、歳出予算は2億5,259万1,000円の減となっております。この歳出予算の補正の主なものは、県立大学佐世保校建設整備事業費の減、高等学校私立学校助成費の減であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申

し上げます。

【中村(泰)分科会長】次に、学事振興課長より補足説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、学事振興課関係の補正予算について、補足してご説明いたします。

補足説明資料「令和7年度6月補正予算案について」をご覧ください。

私立高等学校の授業料につきましては、年収910万円未満の世帯を対象とした高等学校等就学支援金制度により支援を行っているところで

す。令和7年3月、この所得要件を撤廃する国の予算案が可決されましたことから、本県におきましても、年収約910万円以上の世帯の授業料相当額を支援するため、補正予算を計上するものです。

事業の概要ですが、高等学校就学支援金制度で所得制限により受給資格が不認定となった高校生を対象として、年額11万8,800円を上限に授業料相当額を臨時支援金として支援するものです。

なお、この臨時支援金は、就学支援金と同様に保護者へ直接支給するのではなく、保護者が支払うべき授業料の弁済として学校に支給することとしております。

対象人数は、全日制が2,017人、通信制が57人、合計で2,074人を見込んでおり、事務費224万3,000円を含む所要額2億4,863万5,000円を計上しております。

続きまして、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、学事振興課関係の補正予算について補足してご説明いたします。

資料は、「エネルギー等物価高騰対策」と記載の資料をご覧ください。

物価高騰の影響を受けている私立学校の負担軽減を図るため、エネルギー価格、とりわけ学校施設への影響が大きい電気代とガス代の高騰分への一部支援を行うものです。

対象施設は私立の高等学校、中学校、小学校及び専修学校で全67施設、学校の規模別に11区分の単価に応じまして、所要額の合計970万6,000円を見込んでおります。

なお、単価の根拠につきましては、国において電気・ガス代の支援対象期間が電力使用量の増加する7月から9月の3か月間と示されていることから、それを踏まえまして、県の補助率を2分の1としまして、今回の経済対策補正における学校施設等の物価高騰の影響に対する県の支援は、全庁的に年間影響額の8分の1ということで統一をしているところでございます。

以上をもちまして補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

【松本委員】横長資料の15ページの高等学校就学支援金の金額が1億800万円減となっておりますので、この減額の要因についてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】この私立学校助成費のうちの高等学校等就学支援金でございますけれども、令和6年度の当初予算額が29億5,841万7,000円でございますので、こちらにつきましては全額国庫支出金を充てているところでございます。

この執行見込みにつきましては、生徒の転入・編入ですとか、離婚等家庭の状況変化に対応す

るために、金額としては前年度並みの対象人数を想定して所要見込額を算定したところ、当初予算要求額に近い29億4,000万円程度の執行が見込まれたことから、2月補正での減額を見送っていたところでございました。しかしながら、結果として想定を上回る減額となったところでございます。

【松本委員】つまり予算計上のときに、令和5年ベースで予算を取ったけれども、令和6年の実績が少なかったというような認識だと思うんですが、何名想定したのが何名少なかったのかというのは把握していらっしゃいますか。

【櫻間学事振興課長】令和5年度の実績と実際の令和6年度の実績を比較しますと、支援の対象人数としましては大体9,900人程度ということで、ほぼ同じ人数でございます。しかしながら、590万円を境に支援額に差がございます。その際に年額39万6,000円を支給する対象人数が、令和5年度の実績と比べまして約270人減少しております。その一方で、年額が11万8,800円の支給対象人数が290人増加をしております。これによりまして、およそ7,000万強の減が生じておりまして、支援対象世帯の収入状況の変化というところが今回の所要額に大きく影響したものと考えております。

【松本委員】人数は想定したとしても、その家庭の所得まではさすがに申請者が自己申請だからしないと分からないからぶれが出てくるということですね。分かりました。

ということで、先ほど補正の説明があった部分の引き続き8ページ、今度は政府の方針で年収のリミットがなくなるということでの今回の予算が2億4,863万円ということですが、補足説明資料にもちょっと記載されてました910万円以上の今まで対象外だった世帯が、この表による

と2,074人いるという想定で計上しているということですが、ただ、これは多分令和5年度ベースでしているわけで、令和6年だから、910万円は結構な年収でもあられるから、それは自己申告でもあるし、年収がさっきと同じ理屈でいけば、上へ幅がありますよね。そちらは今回の予算で対応できるんでしょうか。どう想定していますか。

【櫻間学事振興課長】この資料にございます対象人数2,074人というのは、委員ご指摘のとおり、令和5年度の実績になりますけれども、この人数といいますのが、令和5年度の高校生の生徒数の合計が、こちら資料の左側にございます1万1,917人でございますけれども、このうち就学支援金の対象生徒数の9,843人を差し引いた人数となっております。この中には申請を行ったものの所得の制限で対象外になった方及びそもそも申請をされなかった、していなかった方の人数も含んだ人数となっております。そのため、今回見込んでいる金額としましては、令和5年度の実績ベースでありますけれども、最大限のあたりを見込んでいるところでございます。

それからあと、この資料右側に参考として付け加えておりますけれども、令和7年、今年の5月1日現在の生徒数が1万1,717人ということでございまして、令和5年度と比較しますと200人減少している状況でございます。そのため、今後、仮に公立学校からの転入ですとか、県外からの転入ということで、対象人数が増えた場合であっても対応できる分の予算は計上できているものというふうに認識しているところでございます。

なお、委員からご指摘ありましたけれども、この支援金を支給するためには、既存の就学支援金制度における申請手続を行っていただく必

要がございます。先ほどご説明しましたとおり、これまでは所得を踏まえたところで、そもそも申請をしていなかった生徒、保護者もたくさんいらっしゃるかと思いますので、これまでそういった申請を行っていなかった世帯に対しましても、全ての生徒にこの情報が行き届くように、学校を通して十分な周知を図っていきたいと考えております。

【中村(泰)分科会長】ほかにございませんでしょうか。

【山村委員】すみません、先ほどの質問の関連で、申請をしたところに行くようになると思うんですけど、多分910万円以上になると、ほぼほぼ全ての生徒さんが対象になるということになってくるかと思うんですけど、今までは所得の制限があったので、申請主義だったり、例えばまだ残っているのは、多分、所得の590万円以下の加算は残ると思うんですけど、上について、11万8,800円については、多分、高校に進学された方全てが対象ということになってくるかと思うんですけど、それでもまだ申請というのは必要ということで、今、計画されているということではないんですか。

【櫻間学事振興課長】今回の支援制度につきましては、その申請方法等につきましては、全国統一、国の方で定められた基準になっております。これまでの就学支援金制度におきましても、あくまでこれは申請主義ということで、これまでも対象になっているものの、申請は行われなかった方もいらっしゃる状況でございまして、同様に今回も申請がなければ、支援対象とならないということになります。

【山村委員】制度の趣旨は理解しました。

ただ、今後の国からの検討も含めてでしょうけど、申請が要らなく、ある意味、全員対象に

なってくるので、その部分は申請の対象から外してもいいのかなと正直なところ思うところもありますし、もう一つは、多分、ご父兄さんの方で、所得が多いから申請しないならまだよかったんですけども、理解が得られてなくて、本当はもらえる方なのに申請されてないという事案も、多分、今のお話を聞くと、もしかしたら存在するのかなということもちょっと考えられましたので、その辺のフォローといえますか、実際多分所得が低い方の方が本当はきちっと申請をしていただいて、手当をやっていたきたいという制度趣旨のはずなので、その辺のフォローアップをお願いしたいなと思ひまして、ご要望としてさせていただきたいと思ひます。

【中村(泰)分科会長】ほかにございませんでしょうか。

【坂本委員】2点お伺ひします。

まず、横長資料の14ページです。

県立大学の大学法人費ということで約1億円補正で減額されておりますけれども、この中で内訳、事業概要を見ると、県立大学佐世保校建設整備事業費がそのほとんどを占める9,175万円ということです。最近は建設資材の高騰とか、あるいは人件費とか、そういう特に建物の建設整備は随分高騰してるんじゃないかなと思うんですけれども、結構な額が減額されておりますので、その理由について教えてください。

【櫻間学事振興課長】今回、減額の対象となりました中身ですけれども、講義棟自体の建設に係る部分ではございませんで、講義棟自体の建設が完成時期が遅れたことに伴ひまして、その中に整備する備品であったりネットワーク機器類、あるいは映像音響機器類、そういったものの入札の時期が遅れたことによりまして、2月補正に間に合っていない状況ではございます。そ

ういった備品類の入札の結果、入札減が生じたということでございます。その入札減がおよそ7,000万円の減額、それとまたさらに今度はこの新講義棟ができたことによりまして、敷地内の南側にございます旧本館、こちらの解体及び学生会館の解体、この解体工事の入札も新講義棟の建設の遅れに伴ひまして入札時期が遅れております。こちらが入札を行った結果、解体工事の入札減が生じているところでございます。こちらの入札減が約2,200万円の減が生じているというところでございます。

【坂本委員】理由については分かりました。

そうすると、これ約9,000万円の、双方合わせて執行残というふうなことになるんですけども、要するに新講義棟の建設が遅れたことに伴ひてということですから、それは当然継続してやりますので、そうすると、この予算というのは2月の補正には間に合っていないので、今年度のどこかで補正ということになるわけですか。

【櫻間学事振興課長】入札の時期が遅れたことに伴ひまして、額の確定自体が2月補正に間に合わなかったということでござひまして、入札自体は年度内に施行できておりますので、金額自体は確定して、入札が終わった段階で額が確定して、今回の執行残、専決額が確定したところでございます。

機器類につきましては、新講義棟の方は既に4月から運用を開始してござひまして、中身については、入札後に年度内での納品、整備が完了しているところでございます。

解体工事につきましては、今後引き続き、令和7年度に解体工事を実施していくということになっております。

【坂本委員】そしたら、トータルとしては変わ

らないというような理解でいいんですね。分かりました。

それと、補正予算の追加の分、86号議案、補正第3号のエネルギー等物価高騰対策ですが、これは補足説明資料を見ますと、事業内容については、対象がそれぞれ私立の高校、中学、小学、それから専修学校、各種学校というようなことで、57施設というふうなことでなっておりますけれども、要するにそれぞれ各学校全てが対象になったという理解でいいんですか。

【櫻間学事振興課長】対象としましては全てが対象となります。

【坂本委員】分かりました。

今年の2月議会でもらった資料によると、例えば私立高校はそのときは23校で24施設ですから、1校が何か複数の施設というふうになったのかなというふうなことがちょっとありましたし、それから中学、小学校は12校、6校ですから、全校ということになると思うんですけど、私立専修学校が23校で、各種学校が5校ですから、そうすると28校なんですけど、25施設ということで、ここはどういうふうに考えればいいですか。

【櫻間学事振興課長】まず、高校につきましては、今年4月から、従来、広域の通信制でございましたところ未来高等学校が新たに狭域制の通信制ところ咲良高等学校を設置しております。そのため1校増となっております。

それから、今回の対象ですが、専修学校は対象となっているんですけども、各種学校につきましては、今回の支援の対象外となっているところでございます。

【坂本委員】分かりました。そしたら、これ、各種学校と書かなくていいんじゃないですか。違ったかな。各種学校は対象になってないんで

しょ。私立専修学校及び各種学校と書いてありますけんが、各種は記載しなくてよいと思いますけど、今の答弁では。

【櫻間学事振興課長】すみません、補足説明資料の方に「及び各種学校」と記載しておりましたのは誤りでございました。申し訳ありません。

【中村(泰)分科会長】ほかにございませんでしょうか。

【前田委員】おはようございます。

同じく86号のエネルギー等物価高騰対策の予算なんですけども、昨年でも多分同様な予算立てしてると思うんですけども、まず手順として、こうやって議会に上程するに当たって、物価高騰等の対策としてどのような事業というか、予算が必要だということは、これは学校等に聞取りか何かして、その上で学事振興課の方でまとめて、それを財政にかけて、今回、上がっているという理解をしいいんですか。

何を言いたいかというと、エネルギー等、今回のこと以外にも、私立の学校から見たら、もう少し物価高騰で影響のあるものに対して援助してほしいという声があるんじゃないかなと思っているんですけども、このことに絞って上げてきたということについてちょっとご質問したいと思います。

【櫻間学事振興課長】私立学校等からの物価高騰に対する要望という声につきましては、直接的な声は、ほかの要望というところは伺っていないところでございますけれども、今回、エネルギーに特化したというところにつきましては、今回の国の補正予算がそういった趣旨の補正予算ということでございまして、その場合、各学校のエネルギーに係るこういったガス代、電気代に関しましては、県の方でも費用がだんだん上昇しているという状況は把握しており

ましたので、その部分については支援が必要であろうというところで、要望を受けてというよりも、県の側で必要と考えて要求しているところでございます。

【前田委員】国から下りてくるときに、実施例としていろんな例示がある中で、こういうのも多分載っていると思うし、学事振興課の方で、現状、私学だけじゃなくて、全体としての高騰を確認しているから組みましたというご説明だったと思うんだけど、物価高騰がずっと続いている中で、ある意味、現場の声を拾う作業というのは必要だと思っていて、そこをやれていないとするならば、今後については、こういうことでありがたいと多分私学は思うと思いますけども、それ以外に物価高騰でどういう影響、それがどういう経営上負担が来ているとか、もっと言えば、これは学校に対する助成ですけども、通学している子どもたちの家庭への負担が増えているとかいうことに対しても、私は検討していいと思うんですね。

一例として、例えばじゃあ私学ですから、子どもたちを結構送迎しているのが走ってますよね。それは当然ガソリン代がかかる話なので、そこも多分負担が増えていると思うし、僕がいつも聞こえてきているのは、公立と私立で給食費に差がある中で、私立の給食費がまた値上がりしたという話を聞くんですね。それを学事振興課の方に聞いたら、今年度以前のところで出していて、給食費はできるだけ値上げしないようにということを出したというんだけど、現実問題として上がっているんですね。

例えば公私の格差として、今、給食費がどれぐらい差があるかとかいうことについて、調査とかなんとかいうのもかけてらっしゃるんですかね。

【櫻間学事振興課長】公立と比べてどうかというところについては、その調査ということは行っていないところでございます。

【前田委員】そういうことを含めて、僕は調査というか、常に現場の声を拾って作業をしていて、次に何かあったときの球出しの材料を用意しておくというのは大事なことだなと思うんですね。

申し訳ないけど、このこと以外も含めて、何か前回とあんまり変わらんよねと。各部署から財政のを上げてきた割には、これ以上のものは何もないのといったら、やっぱりなかったんですという、財政の方からは返ってくるんですよね。

そう考えたときに、本当にきめ細かく、もしかすると微々たる金額かもしれないけども、こういうところの支援があったらありがたいとか、寄り添う姿勢というものが示せるのであれば、そういうことを今後検討すべきだと思いますけども、部長として見解をお聞きしたいと思います。

【中尾総務部長】今、前田委員からご指摘のありました現場の声をきめ細かく聞いて、どういうニーズがあるかということ拾い上げるというのは基本的に大事なことといえますか、重要なことだと思っております。財源に限りがある中で、今回、交付金の額を見たときに、従来行っていた支援というものは引き続きやらせていただきたいという形で組んだときに、このような補正予算になっているところでございますが、それ以外のことも含めて、なかなか県単独でということは難しい状況というものは私どもとしては認識しつつも、本当にお困りの声といったものは拾い上げながら、対策がどのように取れるかということは検討させていただく

姿勢は重要だというふうに思っておりますので、私どもとしても各学校から丁寧に聞き取り、意見聴取させていただきたいと考えております。

【中村(泰)分科会長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に関わる報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第68号議案のうち関係部分、第86号議案のうち関係部分及び報告第1号のうち関係部分については、原案のとおり、可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に関わる報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【中村(泰)委員長】次に、委員会による審査を行います。

総務部において、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提案資料についての説明を受け、議案外所管事務一般について、質問を行うことといたします。

まず、総務部長より所管事項の説明を求めます。

【中尾総務部長】総務部関係の議案外の主な所

管事項についてご説明いたします。

総務部の文教厚生委員会関係説明資料をお開きください。

今回、ご説明いたしますのは、私立学校の就職状況について、県立大学の就職状況について、体罰等に係る実態調査について、新たな総合計画の策定についてでございます。

まず、私立学校の就職状況についてですが、今春卒業生の就職率は令和7年3月末現在で97.7%と、前年度と比べ0.6ポイントの増となっており、就職した生徒のうち、県内就職者の割合は76.6%と、前年度比4.9ポイント増加しております。

県内就職割合が増加した要因としては、県内企業において様々な待遇改善が図られていることが、ワークライフバランスを重要視する若者にとって県内就職を前向きに捉えるきっかけとなっていることに加え、労働局による企業説明会の早期実施や、県内就職推進員をはじめとする学校関係者の丁寧な指導等が県内就職の魅力を効果的に伝えることにつながったものと考えております。

県といたしましては、引き続き、多くの若者に地元長崎の魅力や暮らしやすさを知っていただけるよう情報発信に努めるとともに、各学校の進路指導担当教員や県内就職推進員とより一層の連携を図り、県内企業へのインターンシップや県内企業説明会・見学会、県内企業の情報を生徒や保護者に知ってもらう機会を増やすなど、県内就職の促進に取り組んでまいります。

次に、県立大学の就職状況についてですが、今春卒業生の就職率は、令和7年4月末現在で99.7%と、前年度と比べ0.2ポイントの増となっており、学部別では経営学部が99.4%、地域創造学部が99.6%、国際社会学部及び情報シ

ステム、看護栄養学部が100%となっております。

なお、就職者のうち県内就職者の割合は33.2%で、前年度比3.1ポイント減となっております。

県立大学においては、ウェブを活用した県内企業情報の提供、県内企業説明会など、県内就職に向けた取組を積極的に実施しておりますが、県内就職率は看護栄養学部で増加したものの、経営学部、地域創造学部、国際社会学部、情報システム学部において減少したことが全体を押し下げたものと考えております。

県内就職率向上のため、県立大学においては、県内企業での企業インターンシップや地域における経営実践の実施など、地域に根差した実践的な教育を推進するとともに、県内就職推進員を配置して、企業情報の開拓と個別面談やゼミなどを活用した情報の提供に取り組んでおります。

また、令和6年度においては、学内合同業界セミナーの実施時期を見直し、就職活動の早期化に対応するなど、支援の充実を図りながら取組を進めてまいりました。

県といたしましては、学生と県内企業との交流の機会をさらに増やしていくとともに、県内就職率の高い県内高校生の県立大学への進学を促進するなど、県立大学と連携して引き続き県内就職率向上への取組を推進してまいります。

次に、体罰等に係る実態調査についてですが、体罰等の実態を把握し、その根絶を図るため、平成24年度から毎年、私立学校の教職員、児童・生徒及び保護者を対象に体罰等に係る実態調査を実施しております。

令和6年度の調査結果では、体罰及び不適切な指導と認知された件数は24件で、前年度より6件増加、体罰等を行った教員等の数は22人で、前

年度より5人増加、体罰等を受けた児童生徒は37人で、前年度より10人減少しております。

県といたしましては、体罰が発生した学校の教頭、副校長に対する聴き取り調査を行い、再発防止策を確認した上で、その防止策が確実に実施されるよう指導するとともに、さらなる研修内容の充実を依頼するなど、体罰防止の徹底を図ってきたところですが、依然として私立学校における教職員等の体罰が無くならないことや、不適切な指導に対する認識が不十分であることを示すものとして重く受け止めております。

今後とも、校長会、教頭会や各種研修会等のあらゆる機会を捉え、体罰根絶、不適切な指導の防止に係る意識の向上を図ってまいります。

最後に、新たな総合計画の策定についてですが、新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めることとしているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を生かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる環境

づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期計画については、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるとともに、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ国の施策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、総務部においては、主に「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」や「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」では、「すべてのこどもたちを支援する魅力ある教育環境づくり」に向け、私立学校の独自性・自主性を尊重しながら魅力ある学校づくりの支援に取り組むほか、「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」では、「地域を支える企業の人材育成・確保」に向け、地域に貢献し、選ばれる県立大学づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分お伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、本年2月から5月の実績は、2月12日に開催しました長崎県私立学校審議会1件となっております。

会議の結果については、資料3ページから5ページに記載のとおりでございます。

続きまして、去る6月中旬に実施いたしました令和8年度政府政策に関する提案・要望について、総務部関係の要望結果をご説明いたします。

令和8年度政府政策に関する提案・要望について、総務部関係をご覧ください

総務部関係におきましては、私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化、私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充の2項目について、文部科学省、総務省に対し要望を行いました。

以上が総務部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】ありがとうございました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はございませんでしょうか。

【櫻間学事振興課長】申し訳ありません。先ほど分科会審査におきまして、坂本委員の質問に対しまして、専修学校、各種学校の校数に関するお尋ねがございました。その際に、今回の支援の対象として各種学校が入っていないとの答弁をいたしましたけれども、実際には各種学校も対象となっております、この数字の違いにつきましては、専修学校におきまして、生徒数がゼロの学校がございます。その学校を除いたところで、今回の対象25校というふうになっております。申し訳ございませんでした。

【中村(泰)委員長】坂本委員、よろしいでしょうか。

【坂本委員】はい。

【中村(泰)委員長】それでは、議案外所管事務場についてご質問はございませんでしょうか。

【松本委員】縦長資料の2ページのところで、まず私立高校の就職状況なんですけれども、今、部長説明であったように、特にやはり97.7%もそうなんですけれども、県内就職の割合が76.6%、前年度比4.9ポイント増加してるということは、大変需要が、人手不足もあるし、高まっていると思うんですが、それに反して、その下の段にある県立大学の県内就職の割合が33.2%で、前年比3.1ポイント減というこの格差というか、やはり同じ県内でこう違うのかというところで、いろいろな取組もしてるというふうに報告にありました。もちろん県内就職支援員も配置してますし、企業インターンシップもしてるということですが、それをしてもまだ下がっていく要因についてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】県内就職率の減少につきましては、様々な要因はあるかと思いますが、特に今回、令和6年度卒業生に特徴的でありましたのが、この令和6年度の卒業生が本格的に就職活動を開始しますのが大体3年生の春頃から開始いたします。この卒業生が3年時の5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症となりました。それを受けまして、夏に行われますインターンシップ等におきまして、これまでコロナ禍の影響で県外に目が向いてなかった分が、県外においてのインターンシップというところが積極的にそこに参加するようになったというところが一つ特徴的なことかと思います。

また、世界情勢の不安定さですとか、あとはコロナ禍が明けて、県外企業が地方での採用意欲が非常に高まっている、そういった影響を受けまして、学生の方も大手志向であるとか安定志向、そういった学生が増えたことが考えられます。

その結果ですけれども、例えばの例で言いますと、東証プライム上場企業への就職者というのが、昨年度から比べますと30人増と大幅に増えているというところで、こういった大手志向、安定志向というところが顕著に出た結果なのかなというふうに考えております。

【松本委員】それは本人がやはり職業選択の自由でもあるし、大手志向を持つのは悪いことでもないし、それを止めるということもまず無理な話ではあります。

ただ、やっぱり県立大学として、実際に県内就職支援員も配置して、地域に根差した教育をしているという状況を踏まえた中で、じゃあどうやって県内就職を上げていくんだという話にもなっていくんですが、ただ、前にもちょっと質問したと思うんですけど、県内生と県外生の

県内就職の割合は違ったと思うんですが、そこらはどのような状況ですか。

【櫻間学事振興課長】県内就職者におきます県内生と県外生の率の違いなんですけれども、令和6年度卒業生につきましては、県内出身者の県内就職率は56%ございます。それに対しまして、県外出身者の県内就職率は8.9%ということで、かなり差がある状況でございます。

【松本委員】やはりそうなるでしょうね。県外から来られた方は地元に戻るという意味もあるでしょうし、県外から来てるわけだから、そこをあえて長崎に定着するというのはなかなか厳しい、8.9%だと思いますが、しかしながら、県立で望んできている県内生はやっぱり56%、20ポイント以上高いわけですから、そこのところはまだ望みがあるのではないかなと思いますし、そこを上げていく、県内生の基準も上げていくし、県内生と分けるのもどうかとは思いますが、その部分はやっぱり大きなまたプラスの要素だと思うんで、取り組んでいただきたいと思うんですが、この議論も何年もやっていて、本当に就職支援員も入れていただいて、どんどん取り組んでいるのは分かるんです。

この間、県立大学を視察させていただいて、理事長の思いも分かりました、ちょっと一方的でしたけれども。ただ、だからといって、今のやり方で大幅に県内就職が増えるような印象は受けなかったんです。やっぱり新たな取組をこれからやっていかないとなかなか厳しいと思うんですが、実際、理事長が県内就職に向けて、ちょっとあまり前向きな感じもなかったんですけども、どういうふうに考えてらっしゃるのか、把握は、県立大学の新しい取組とかはどう考えていらっしゃるんでしょうか。

【櫻間学事振興課長】現地調査の際に理事長か

ら今後の経営戦略という形でご説明がございましたけれども、決して県内就職に対して後ろ向きということではございませんで、そもそも県内就職を上げるためには、まず県立大学の学生が地域から求められる学生である必要がもちろんございます。それと同時に、県立大学の学生が県内の企業をより知る、さらには県内企業を魅力的だと感じる必要があるかと思います。そういったところを踏まえまして、今回、理事長がご説明しておりましたのが、まず県内企業と連携して、学生に対して実践的な教育を行って、それによって学生が課題解決能力を身につける、企業にとっては非常に求める人材、そういった人材を育て上げるというのが、一つ。

それから、県内企業とそういった連携を行うことによりまして、県内企業の魅力を高める。例えば県内企業対して、大学としても次世代の経営者の育成ですとか、経営者のマネジメント力の向上、そういった働きかけを、研修であったり、大学の方から企業に対しても直接行っていきたいと、そういったところ。それから、共同研究、受託研究、行っておりますけども、より地域課題を解決する形の研究というのも力を入れていきたいと。

そういったことを通じまして、産業界が求める人材の育成と、あとは県内企業の発展に貢献するということで、その際に学長の方から、仮称ということではございましたけれども、県立大学の未来共創プロジェクトという形で、今後はこの企業との連携というところにさらにもっとこれまでよりもより力を入れて取り組んでいきたいということで、それを通じて県内就職率の向上につなげていきたいというふうに考えられているところでございます。

【松本委員】現状でもしていらっしゃいますよ

ね、そういうことは。ただ、それをさらにバージョンアップしていくような趣旨の答弁だったと思うんですけど、やっぱりある意味、マッチングだと思うんですよ。要するに県内企業が求めている人材と県立大学生がどういうところに就職したいというのがかみ合っていないところがあると思うんですね。しかし、県外企業にはそれがあるというところで、県外に出たいという気持ちもあると思うんで、だからそのマッチングというのは、やはり調査をしなきゃ、どういう状況でミスマッチが起きているのかというのも県立大側も把握しとかなないといけないし、その齟齬という部分をやはり詰めていく役割が大学側にあるんじゃないかと。ただただ就職支援員を置いたところで、やはり企業側がじゃあ学生に何を求めている、学生がじゃあ県内企業の何が足りないのか、そういうところもしっかり調査をして、その部分のデータに基づいて、さらにもう一步踏み込んだところをやっていくことが今後のさらに県内就職を上げる一つの要素になると思うんで、そういったところも、理事長の熱意は伝わってきましたし、その部分ができる方だと思うので、せっかく視察に行つて、いろいろな思いは聞かせていただいたんで、そういったところもぜひ委員会で意見があったということで伝えていただきたいと思います。

以上です。

【中村(泰)委員長】ほかに。

【中山委員】松本委員に関連する部分があると思いますけれども、私立高校の就職状況と県立大学の就職状況について少しお尋ねしたいと思いますが、私立の方については、約5%増えたということですから、当然評価せにゃいかんと思いますが、その要因に、県内企業において様々

な優遇、改善が図られていることがとあるんですけども、具体的にどういうことが待遇改善につながっているのか、実施されておるのか、少し説明いただければと思いますが。

【櫻間学事振興課長】こちらは各学校の方で県内就職推進員というのを配置されております、就職が多い学校においては。県の方も推進員に対しては補助をしているところでございますけれども、そういった推進員と意見交換を行っているところでございますけど、そこでいろいろ得られました情報によりますと、やはり県外からの就職求人活動が非常に旺盛であると。それに対応するためには、やはり県内企業も処遇を改善していかないと、なかなか人材の確保が図れないというところで、まず一番目立つのは給与、初任給に関しましては、かなり増えているというところで、これにつきましては、昨日、労働局の方が数字を出されておりましたけれども、新規学卒者の初任給の平均が、前年度と比べまして約1万円以上上昇しているという状況でございます。

それから、あとこれは聞取りの結果によりますけれども、休暇の制度につきましても、かなり拡充されているというふうに伺っております。

【中山委員】過去の就職状況を見ますと、上がったら下がる、上がったら下がつて、大体こういうふうな波打っていくんですね。そうすると、これを安定的に上げていくためには、やはり県内企業の優遇、改善が進んでいけば進んでいくほど上がっていく可能性があるんで、そういう方向が見えとるんですね。給料が増えたとか、休暇が増えたとかありますんで、これを含めて、やはり企業自らがしっかり取り組んでいくことと併せて、それとやはり企業自らがPRしていくとか、この流れを止めないように、ひと

つ進めていただければと思います。

次に、県立大学の就職状況について、99.7%ということですからかなり頑張ってますよね。できれば、私、この前、ちょっと話しましたが、県立大学の売りとして、希望者は100%を達成するんだと、できるんだと、ここが一つの売りになると思いましたんで、そういたしましたら、国際学部とか情報システム学部とか看護栄養学部というのは100%になっとるわけですね。そうすると、あとこの0.3%、この人数が何人いるのか、この辺を重点的に取り組んでいって、ぜひともまず100%を達成してもらえれば、よりこのPR効果が出てくるんじゃないかと思うんですけども、このあと0.3%、その人数が何人おるかも含めて、これの対策、強化してと思っていますけども、その考え方についてお尋ねしたいと思います。

【櫻間学事振興課長】未内定者ですけども、あと3名いらっしゃいます。3名に対しましては、大学の就職部署の方で個別に丁寧な対応はしているところではございますけれども、なかなか様々な理由で決定には至ってないところではございますけれども、卒業後におきまして、卒業生に対しまして、在学生と同じように就職の支援、本人が希望すれば、そういった形で、卒業した後におきまして、在学時と同様の就職支援は引き続き続ける対応をしていくところでございます。

すみません、先ほど未就職者を3名と申し上げました。2名の誤りです。申し訳ございません。

【中山委員】取りあえず、卒業生についてはあと2名ですから、これをぜひ卒業した後も就職を決めいただいて、実質的に100%を達成していただくということと併せて、ぜひ来年度あたりを就職率、あと2人ですから、100%達成に向けて

頑張ってくださいように、ひとつ激励していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、やはり県内就職率の高い県内高校生を県立大学へ進学ということについては、坂口理事長も非常に前向きにおったというふうに考えておるところであります。先ほど松本委員の話の中では、県内が56%、県外が8.9%ということで、県内者の県内就職率もちょっと下がってますね。ちょっと気になるところでありますけれども、そこで、やはり私は県内高校生を県外よりやはり増やしていく必要があると考えておりますが、令和7年度4月現在では、県内生が48%、県外生が52%と聞いておりますので、まずこれを逆転させるということが当面の第一目標にさせていただいて、何としても県内生が50%を超えるということもひとつ目標に持っていたきたいなと思います。

そのために考えられるのは2つあります。一つは、現在の推薦枠が232でありますから、ここで県内が149、県外が83ということですので、この割合を少し県内の方にシフトしてはどうだろうかということがありましたし、そういう努力もしてるというような話も聞きましたんで、これが一つと、もう一つは、この推薦枠自体を、232を250なら250に拡大していくと。この辺が一つの県立大学の経営戦略として僕はやっても何らおかしくないと考えておりますけども、この2つの点につきましてどのように考え、そして大学の方にどのように話をしていこうとしているのかお尋ねしたいなと思います。

【櫻間学事振興課長】まず、推薦枠の拡大でございまして、こちら現地調査の際にも理事長から同様のお考え、発言があったかと思いますが、現在、県立大学におきましては

卒業要件というのを課しておりまして、卒業要件をすることによって、県立大学の学生がこのレベルにあると、一定しっかりと勉強して、しっかりとこういった資格を取った学生であるということで、質を保障するという意味では非常に有効な制度なのかなとは思っているところでございますけれども、その一方で、現地調査の際、説明がありましたとおり、学力だけで捉えた学生、学力だけではなくて、やはり企業にとって必要な人材というのはもっと実践力がある学生であるというところであれば、もっと推薦枠を広げてもいいんじゃないか、学力だけによらない入試の枠を広げて、もっとそういった学生を増やした方がいいんじゃないかという話がありました。そこにつきましては、学力にとられず、やる気がある子というところでいきますと、今度は卒業要件をクリアできるかというところと関連してまいります。そういった点におきましては、卒業要件をどうしていくのか、それと、推薦枠を拡大するのかどうかというところは非常に関係が深いところでございまして、推薦枠を単純に拡大するというのではなくて、そもそもカリキュラム、卒業要件等の見直しも踏まえたところで、総合的に判断が必要になってくるところかと思っております。

それから、県内生と県外生の人数に関しましてですけれども、もちろんそこにつきましては、やはり県立大学の意義としましては、やはり県内の若者を育成する、県内の学生の学びの機会を確保するというところで県立大学は存在しているものと考えますので、委員おっしゃられるとおり、県内生が増えるということに関しましては、それが望ましいことだと思っております。そこに関しましては、先ほどの答弁とちょっと重複しますけれども、そのために推薦枠を増やすこ

とと、またさらに卒業生の今現在は資格によって質を保障している部分について、卒業要件というところをどう考えていくかというところで、総合的な判断が必要になってくるものと考えているところでございます。

【中山委員】先般、理事長も卒業の要件緩和というのを検討するような話がありましたんで、いずれにいたしましても、現在の枠の中で県内生の割合をもう少し多くするか、場合によってはそれを含めて、総合的に判断して、枠自体を拡大していくのか、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

それともう一つ、現在、入学金を2分の1ほどにしていますよね。この背景というか、いつの時点でこれを導入したのか、そして、それによってどういう課題が、費用も含めて、費用がどのくらいかかったのか、それとその導入した後の効果、これについてどういうふうに把握をしているのか、それについてお尋ねしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

【櫻間学事振興課長】まず、県内生の入学金は県外者と比べて半額になっております。この半額に至った経緯ですけれども、実はこの半額の制度が始まりましたのが、既に法人化したときにはもうその状態にありまして、さらにかなり以前からの制度が導入されているようでございまして、その導入された明確な時期というところが把握できない状況になっております。そのため、導入の経緯については正確なところは分からないんですけども、導入した主な理由としては、経済的な理由によって県内の学生が受験を断念することがまずないように、そのための支援、それから県内出身者に入学してもらうことによりまして、卒業後、地域への貢献、これが期待されるというところで、この県内生

に限った入学金の半額免除という制度ができたものと考えられます。

【中山委員】この入学金の2分の1免除については、理事長も大いに賛成の立場であって、議員さんしっかりやってほしいというような要望もあったようではありますが、そういう中で、今まで大学から入学金の2分の1を全額とか、こういう具体的な話というのを学事振興課とやったことがあるのかどうか、それについてお尋ねしたいなと思います。

【櫻間学事振興課長】大学の方から入学金を無償、県内生ゼロにしてほしいという話は県の方には聞いておりません。

【中山委員】聞いてないということですから、これについてよくよく話をしてもらいたいと思いますし、導入の時期がどうなのか、そして経済的な問題とか、長崎に人材、県内就職率を高めようとかいろいろあったと思うんですよね。ただ、その効果が検証できてないような感じがするんで、この辺をもし2分の1から全額にした場合にどういう効果が出てくるのか、そしてどういう費用がかかるのかを含めて、やはりその効果について、ひとつぜひ調査というか、聞き取り調査をして、ひとつ学生あたりに聞くとか、高校生に聞くとか、ポイントでいいと思いますけれども、そういう形でこの2分の1を全額入学金ゼロにした場合の効果について、ひとつ大学等を含めて協議というか、調査していただければ大変ありがたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

【中尾総務部長】先ほど学事振興課長からもお答えしましたとおり、この導入の一つの経緯として考えられるのは、経済的な理由といったものを配慮するといえますか、助けるという趣旨もございます。

一方で、地元の定着といったところの観点から見たときに有効ではないかということも視点としてあったというところでございます。

私どもとして、今、半額にしているものを全額にするといったときに、当然そのことについて検討といいますか、分析をするというのは、一義的にはやはり大学にしっかりとアンケートといいますか、根拠を持ってもらわないといけないというふうにも考えてございますし、なかなかそのアンケートの取り方がどういうやり方があるかというのはございますけれども、幾つか他県でも先行してやっている例もございますので、そういったものの分析などですとか、今、委員ご指摘のございました実際に学生さんに対して、あるいは保護者さんに対して、こうであれば県立大学を選んだのにということであれば効果的だと思いますし、そうでなくてもということであれば、また別なやり方があるというふうに思います。県内生が増えていくということは、県立大学にとっては意義深いものでありますので、そのためにどういう方策が取れるのか、その一つの手段として入学金というものはどういう制約になっているのかといったところはよくよく分析させていただいた上で、何らかの変更点が必要になる場合には、当然ながら予算を伴いますので、議会へもご提案させていただき、議論いただきたいというふうに考えてございます。

【中山委員】今、総務部長の答弁は了といたしたいと思います。

今後、各県においても、それぞれ県立大学において、地元に着定させたいというニーズはもっともっと高まってくると思うんですね。そういう中で授業料も含めていろいろな優遇策を考えていく可能性が出てきておりますので、他の

県の状況も踏まえながら、やるからには効果がない限りはやれないわけですから、ぜひその効果について、ひとつ大学とも十分話をしながら、その辺について探りを入れていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【中村(泰)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【近藤委員】私の方からは私立学校の体罰の問題について、ちょっとお伺ひしたいと思ひてゐるんですよ。

今、年に一度、学校とか保護者とかなんとかの調査をやっていると聞いているんで、そのまゝとは総務部学事振興課でやっているんでしょうか。

【櫻間学事振興課長】こちら体罰の調査につきましては、県の学事振興課の方で調査を行つて、確認をしているところでございます。

【近藤委員】その場合に、調査をした後、例えば今年も平成24年度から毎年という形でずっと調査をしているみたいなんですけれども、調査をした後の結果をどういふふうな形で学事振興課が生かしているのか、ちょっと教えてもらえますか。

【櫻間学事振興課長】学事振興課で体罰に関して一番生かしているということで申し上げますと、この調査の結果自体は既に発生して確認が取れているものですから、それぞれ既に学校において体罰を行った教員に対する処分というのが終わっている案件になります。

そういったところで、実績として、今回、件数が増えているというところがございますので、体罰を行った不適切な指導であるとか、体罰を行った教員の数が増えているという状況にありますので、これに関しましては、学校が集

まります教頭会ですとか副校長会、そういった場でこの状況を申し上げまして、体罰の防止についてさらにもっと学内での教員に対する指導、研修を徹底していただきたいというところで、実績としてはそういったところに活用しているところでございます。

【近藤委員】言っているのは分かってゐるんです。例えば問題を起こした学校、建学の精神で私立学校は各位全部自分たちの精神の中に学校を運営している中で、こういう問題が起きたときに、その学校でどういふふうな対策法とか、そういう学校の計画を、そういうのを県の方で体罰があった学校、そういう学校に対して、そういうのを要求しているのか、要求してないのかをちょっと聞きたいんですが。

【櫻間学事振興課長】学校に対しまして、この調査の結果をもって、結果を踏まえた対応というところではないんですけれども、実際に体罰が起こった場合、県の方にも、保護者であったり、こういった事案が起こったというところで、学校からは報告をいただきますし、保護者の方からも直接ご連絡いただくこともございます。

そうした際に、まだこの処分の結果まで至っていない段階におきましては、その対応につきましては、どういった対応をするのかというところで、学校に随時連絡を取りながら、最終的にきちとした解決に至るところまでをしっかりとフォローして確認をしていっているところでございます。

【近藤委員】ここで、去年の指導を認知された件数として24件、先生たちの事例があるんですね。それに体罰を行った先生は22人なんですよ。ということは、誰か2回、もしくは誰かがそういうケースがあったのかどうかをちょっとお聞きしたいんですけど。

【櫻間学事振興課長】教員それぞれといいますか、事案事態について把握はしているんですけども、ちょっと個々の事案になりますので、申し訳ありません、一人一人がどういう状況であったかというところは控えさせていただければと思います。

【近藤委員】私の言っているのは、同じ先生が、この数字で見た場合には、多分2回行ってるケースだろうと思うんですよ。件数が24件で、先生が行ったのは22人でしてるんだから、2回は誰かがダブってるんだろうというケースなんですけども、例えば2回の先生に対しての指導というのは、こっちがちゃんとその学校に把握して、そういう指導をちゃんと、もしくはこっちから行ってやるとか、もしくは呼び出してやるとか、それぐらいの対策が必要じゃないのかなと思ってんですけども、そういうふうな計画はないのか。今までみたいに私立学校だからと、建学の精神でやっている学校だからの話なのか、しかし、今年から授業料もただになってきますよね、全部。そういうのを考えたら、もっとしっかり踏み込んでいくべきところがあると思うんですけど、そこら辺のちょっとあれを教えてくださいませんか。

【櫻間学事振興課長】県と私立学校の関係にしましては、私立学校の教員の処分であったり指導・監督という権限は、どうしても学校の設置者であります学校法人の方の権限となっております。

県としましては、そこに違法行為とかがあれば、適切な対応を行うようにというところで、法人に対しての申入れはできますけれども、直接教員、例えばその教員を県に呼んで直接指導を行うというところについては権限を持ち合わせておりませんので、それについてはできない

というふうに考えております。

【中尾総務部長】子どもさんを守るという観点からしますと、それは私学に対して県としてできることというのは一定の制約があるというのは、今、学事振興課長からお答えしたとおりでございます。

私ども、アドホックといいますか、個別に何らかの問題事案があったときには、私立学校の方からもご報告いただいておりますし、それにどう対応したかということについても報告を受けているところでございます。

先ほど近藤委員のおっしゃいました、この調査を踏まえた上で、私立学校の方で自主的にやっていただくものではございますけれども、どういう対応を取ったかということを中心にフォローし、個別の教員に対しての何らかの措置というのは学校側でやっていただくんですけども、学校としてどういう体制を整えているのかということには、常に私ども私学を担当する所管部局として関心を持つべきであると思いますので、その点については、私学の皆さんともよくお話をさせていただきながら、きちんとフォローし、子どもさんが安全で楽しい学校生活を送れるように努めてまいりたいと考えております。

【近藤委員】ありがとうございます。部長、本当そのとおりです。よろしくお願いします。

一つだけ、校長会と教頭会、これにしっかり指導を仰ぐというような形でやってるんで、校長会、教頭会の講師になる先生というのは、ここはどこがするようになるんでしょうか。

【櫻間学事振興課長】講師にしましては様々でございまして、例えば学事振興課の方から説明を行う場合もございますし、例えばいじめ等の関係にしましては、教育庁の方の協力を得

まして、専門の方に講演をいただいたりとか、そういった形で実施をしております。

【近藤委員】自分もそれでいいと思うんです。やっぱり学校を私立、公立、いろいろあるんですけども、一つの方針、公立も私立も一つの方角性の中に進んでいくのが正しい道だろうと私は思うんです。教育は一つだと思っていて、そこら辺を連携の中に子どもたちの教育に当たってもらえればと思います。よろしくお願いします。

【中尾総務部長】ほかにございませんでしょうか。

【坂本委員】私立高校の就職状況について、先ほども言われたとおりありましたけれども、ちょっと何点かお尋ねしたいと思います。

もちろん県立大学も含めて県内就職、これが非常にこちらの委員会で議論に結構なるんですけども、それはやっぱり長崎県の人口減少対策というふうなことで、非常に重要な課題だというふうな位置づけじゃないかなと思います。

ただ、先ほどのやり取りも聞いていて、大学生とか高校生、卒業した後、職業選択の自由ですし、どこに行くかはそれも自由ですから、そこにどれだけ制約をかけるのかと。

長崎新聞に以前、鎖国という言葉が出て、子どもたちにとってはそれは鎖国じゃないのかというふうなことがありましたけれども、そのバランスを非常にやっていくというのが県としても大変苦勞されてるんじゃないかなと思います。

この私立高校の就職状況ですけれども、県内就職者の割合が76.6%で、前年度比4.9ポイント増加ということなんですが、5月1日に長崎労働局が発表した大学生、高校生の就職状況、内定率は大学生、高校生とも非常に高水準ということで、そのうち県内企業に内定した割合という

のも発表されておりますけれども、これでいくと、高校生が55.7%ということになっておりますので、そういう意味でいくと、私立高校の生徒さんたちの県内就職率というのはかなりいいんだなというふうな状況が見てとれますし、4.5ポイント増加ということです。

過去の私立高校の県内の就職状況をちょっと調べたんですけれども、令和2年から大体70%台というふうなことで、もちろん増減はあるんですけども、この2年間、令和4年度、令和5年度が前年度比マイナスになっておりますので、今年度は、そういう意味でいくと、この四、五年の平均に戻ったのかなというふうな、この76.6%ですね、そういうことじゃないかなというふうには、数字だけ見ると感じてます。

その年度で県内就職率が下がったときの要因というのを、例えば商業科、工業科の子どもさんたちが、コロナの終息に伴って県外志向というふうなこともあるようでありましてけれども、その都度、そういった分析をされているというふうに思います。

それで、率はこんなことで出るんですけれども、なかなかじゃあどれぐらいの子どもさんたちが進路として就職を選んで、県内に就職したのかということをお尋ねしたいんですけれども、そもそも卒業生が大体4,000人ぐらいだというふうに思いますけれども、進学の子どもさんたちと就職の子どもさんたち、どれぐらい数がいらっしゃるのかというのは分かりますでしょうか。

【櫻間学事振興課長】今年3月、私立高校の卒業生のうち、就職を希望していた人数が742人ございました。これは全卒業生の約2割が就職をしているという状況でございます。

【坂本委員】ありがとうございました。

これは、私がちょっと把握している数字で言うと、令和3年か4年で大体就職が900人ぐらいだったみたいなんですけど、今は少子化ですから、だんだん減ってきているんだろうというふうに思います。

この742人の方が県内就職、これは就職希望で、このうちの76.6%が県内就職したという理解でいいですね。

【櫻間学事振興課長】希望者は742人なんですけれども、そのうちが就職が内定に至った人数は725人でございます。そのうちの県内、県外が先ほどの率となっております。

【坂本委員】ありがとうございます。

この県内の就職した方々の就職先の地域だとか、あるいは業種だとか、そういったところを把握はされていますか。

【櫻間学事振興課長】県内の就職先の地域ですけれども、地区別ということでの把握になりますけれども、まず県南地域に就職した割合が約54%、それから県北地域に就職している割合が21%、県央地域が17%、それから島原地域が8%、離島地域が0.4%となっております。

【坂本委員】ありがとうございます。

県南が54%ということで、約半数を占めているようでありますけれども、これ、県内就職推進員の配置状況を考えると、大体10校ぐらいじゃないかなと思うんですけど、長崎、佐世保、県央、島原というところが中心になりますので、そういう割合にほぼなっているのかなというふうな感じがしています。

こういった地域に就職して、大体卒業したその地域に就職しているというようなことじゃないかなと思うんですけども、業種的には何か把握をされてますかね。

【櫻間学事振興課長】業種につきましては、各

私立学校学科が割と特色を持った学科が多くございます。そのため、その学科の特色に応じた業種に就職する割合が多いようございまして、工業系ですとか、あとは調理といった学科の特性に応じた業種へ就職をされているようございます。

【坂本委員】ありがとうございます。

それで、県としては引き続きということで、地元長崎の魅力の情報発信だとか、それから各学校の進路指導担当教員、県内就職推進員とのより一層の連携、それから県内企業へのインターンシップや県内企業説明会、そういうのを生徒、保護者に知ってもらう機会を増やすということで、大きくは3点、今後の対策を引き続きやっていくというふうなことなんですけど、先ほど私が言いました、この四、五年の県内就職率が上下しながらも大体75%ぐらいで推移しているのかなと、平均すると。この引き続きというのが毎年同じ言葉なんです。何も変わっていないということなんです。だからそういう意味でいくと、今、いろんな地域だとか業種だとかあえて聞きましたけれども、やはりこの県内就職率が高い少ないにかかわらず、やっぱりそこをきちんと分析した上で対策をする必要があるんじゃないかなと思うんですけど、数字は上下するんですけど、分析もそれなりにされていると思うんですけど、その対策が毎回同じ、毎年同じ言葉なんです。だからどういう対策をしていくのかなというのが、ちょっとこれじゃまいち見えないなというふうに思うんですけども、そこら辺についてはどう認識されていますか。

【櫻間学事振興課長】高校の生徒にとって、最も学校内において就職に関して情報を得るといいますか、相談の相手になってもらっているの

が進路指導の教員であったり、今回、配置しております県内就職推進員かと思います。

県としましては、表現として毎年同じであるというご指摘ですけれども、この就職推進員との情報交換ですとか、推進員に対する県からのアドバイス、助言、そういったところにつきましては、毎年継続して取り組んでいるところでございますけど、学校におきましては、そういった推進員の入れ替わり等がありました。当然そこは、ベテランの方から新しい方へ変わった場合には、スキルが少し劣るところがございます。そういったところには、しっかり毎年のこの継続した取組によって、推進員の支援というところはしっかりやっていきたいと思ひますし、それから、推進員の皆さんに集まっていたく会議を設けて、そこの中で推進員同士の情報交換によりまして優良事例、他校における取組でこういった取組が効果があったというところをお互いに情報交換していくことで、毎年毎年、推進員の指導のスキルアップですとか、そういったことが図られるものと考えておりますので、確かに取組としては同じ取組かとは思ひますけれども、その内容については、毎年レベルアップを図っていきける部分はあるのかなというふうに認識しております。

【坂本委員】もちろん各学校の進路指導の先生や、そういう就職推進員の皆さんとの連携、それからいろんな取組を情報を共有するというのは非常に大事ですし、ただ、その場合にももちろん私立の担当者の皆さんとのそうした連携というのにも必要だというふうに思ひますけれども、今年の3月末で県内に就職した高校生が1,324人なんですよ。先ほどの数字、私立高校の卒業した生徒さんで言うと、大体半分ぐらいかなというふうな感じがして、そういう意味でいくと、

例えば教育庁部局だとか、あるいはこういった就職関係については産業労働部、そういったところと連携して、トータル的にやっていくというふうな、そんなのはされてるんですかね。

【櫻間学事振興課長】これは公立、私立問わずですけれども、県内の高校生に対して、県内就職を推進するための様々なイベントの開催ですとか、そういった事業は県であれば産業労働部、それから労働局においても行われております。そういった事業につきましては、学事振興課の方でも把握しまして、私立学校に対しまして、そういった事業の案内と、さらにはその事業にぜひ積極的に生徒を参加させていただきたいというところで、参加を促すような各私立学校への働きかけというところはやっているところでございます。

【坂本委員】分かりました。ぜひそれはそれで進めてもらいたいんですけど、それぞれの各地域ごとの例えば振興局、各県の出先の振興局、そういったところとは連携取ってますか。

【櫻間学事振興課長】各振興局と学事振興課の方で直接的に何か一緒に連携をして取組というところは行っておりませんが、各地域におきます私立学校の就職の状況というところにつきましては、データの方を共有させていただいて、各振興局の方でもそのデータを活用した活動、取組を行っていただいているところでございます。

【坂本委員】分かりました。

最後にしますけれども、ぜひ本庁にとどまらず、各振興局と連携を深めてもらいたいというふうに思ひます。

会派でたまにそれぞれ各振興局の方にヒアリング行くんですよ。そのときにやはりそれぞれの地域での人口減少問題というのは非常に共

通して大きな課題だというふうに思ってます、それぞれ高校生の卒業した後、地元就職してもらうということをいろんな取組されてるんですよ。特に県北振興局なんかは、人口のダム機能じゃないですけども、県北地域の受皿として、例えば松浦から佐世保に就職する子どもたちのために何ができるのかというふうなことを考えて、例えば住むところを、例えば処遇改善かれこれは企業の役割ですので、その環境をつくるために住むところを工夫しようというふうなことで、例えば県営住宅の部分を一部開放したりとか、あるいは県の独身寮ですかね、そういうところも一部開放して、ちょっとそのときは、随分以前ですけども、非常に好評だったというふうなことで、すぐ子どもたちが埋まったという、そういう取組もやっておりますので、ぜひそういったのを参考にさせていただきながら、今後も各振興局との連携を強めていきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

【中尾総務部長】教育サイドの観点からいきますと、なかなか振興局との結びつきというのは弱い部分が正直一定ございます。

ただ、一方で産業の視点といいますか、人手不足といいますか、本県が抱える事情ということを考えたときに、やはり現場の足元を知っているのが振興局であり、あるいは産業界とつながりのある産業労働部ということになろうかと思えます。そこ適切に結びつけるという役割は、我々教育担当の部局としてもあることですし、それは私学だけではなく、公立学校を所管する教育庁とも十分方向を同じくしながら見ていく必要があるというふうに思います。その点でまだまだ連携できる部分はあるかと。情報共有したり、何らかお困り事があれば、そこに対

する対策を取る余地というのは様々あるかと思いますが、委員ご指摘のございました視点を十分認識しながら、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

先ほどご指摘がございました、毎回引き続きという表現になっているというご指摘もございましたけれども、その引き続きがより発展的になるような形で我々としても取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きのご指導よろしくお願いいたします。

【中村(泰)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【山村委員】すみません、こっちの説明資料の4ページです。お願いします。

新たな総合戦略、総合計画の策定の部分のところですね。実際、教育関係いろいろあるんでしょうけども、中段よりちょっと上の方に最先端技術の効率的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐことにしております。それはすごくいいことなんです。ただ、もう一方で既存の技能者といいますか、土木にしろ、今、お話のあった調理師も実際人手不足ですし、実は理髪業の部分も人手不足、地域を支える技能者の方々というのもすごく、今、人手不足に悩んでいるというところがあって、それを地域を支える人材としてやはりきちっと取り組んでいただきたいというのは、実はいろんなところでお話を伺っております、その足元の生活を支える上の技能者というんですかね、技術者の育成というのもやはり県としてきちっと取り組んでいかなきゃいけないかなというちょっと思いがありまして、これは私立学校のことと教育のことと両方絡むとは思いますが、ぜひそういった観点で、今後、策定に向けてちょっと考えていただければなというお願いをしておき

たいと思います。

【中尾総務部長】総合計画全般に関わることでございますので、私からご答弁させていただきますが、ここで、今、表現しておりますのは、県としてこれからチャレンジングに取り組んでいけないといけない部分として注力すべきところということで、特出しして申し上げているところでございますが、一方で、今、委員ご指摘のございましたとおり、やはり生活、環境、産業、我々の足元を支えていくのは、そういった実質的な実力といいますか、能力を持った方々、技能を持った方々によって我々の生活が支えられているというふうなのは当然のことでございます。そうした人材の育成といったことには、当然ながら注力はしてまいりたいと思っておりますし、どういう形がより本人にとっても社会にとっても役に立つかという視点を持ちながら、どういう教育方法があるかということについては、教育庁とも連携して検討といいますか、進めていきたいというふうに考えてございます。

【中村(泰)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ほかに質問がないようですので、総務関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時37分 休憩 —

— 午前11時37分 再開 —

【中村(泰)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして総務関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、6月30日は午前10時から委員会を再開し、教育委員会関係の審

査を行います。

大変お疲れさまでした。

— 午前11時38分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年6月30日

自 午前 9時58分
至 午後 2時17分
於 委員会室 2

松尾美智子	義務教育課長
熊本 崇	義務教育課人事管理監
岩坪 正裕	高校教育課長
馬木みどり	高校教育課人事管理監
田代 賢司	高校教育課企画監
前田 和信	教育DX推進室長
近藤 亮二	特別支援教育課長
高比良 裕	児童生徒支援課長
藤井 大作	生涯学習課長
岩尾 哲郎	学芸文化課長
鬼塚 晃嗣	学芸文化課企画監
松山 度良	体育保健課長 （参事監）
岡崎 天一	体育保健課体育指導監
竹之内 覚	教育センター所長

2、出席委員の氏名

中村 泰輔	委員長（分科会長）
虎島 泰洋	副委員長（副会長）
中山 功	委 員
溝口芙美雄	〃
前田 哲也	〃
中島 浩介	〃
松本 洋介	〃
近藤 智昭	〃
坂本 浩	〃
本多 泰邦	〃
山村 健志	〃

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

前川 謙介	教 育 長
狩野 博臣	教 育 政 策 監
坂口 育裕	教 育 次 長
安藝雄一朗	教 育 政 策 課 長
山下 健哲	働きがい推進室長
市瀬加緒理	福 利 厚 生 室 長
山崎 賢一	教育環境整備課長

6、審査の経過次のとおり

— 午前9時58分 開議 —

【中村(泰)委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより教育委員会関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった。新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【前川教育長】おはようございます。本日出席しております教育委員会事務局の新任幹部職員をご紹介します。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【中村(泰)委員長】それでは、これより審査に入ります。

【中村(泰)分科会長】まず、分科会による審査

を行います。

予算議案及び予算に関わる報告議案を議題といたします。

教育長より、予算議案及び報告議案の説明を求めます。

【前川教育長】それでは、教育委員会の分科会説明資料の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、報告第1号「知事専決事項報告 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち、関係部分であります。

初めに、第68号議案のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算では、国庫支出金3億9,958万7,000円の増、歳出予算では、高等学校費同額の増であります。この結果、令和7年度の教育委員会所管の予算総額は1,313億9,029万7,000円となります。

歳入予算及び歳出予算の内容については、記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

さきの2月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております令和6年度長崎県一般会計補正予算について、令和7年3月31日付で知事専決処分をいたしましたので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算は3ページ中段に記載のとおりでございまして、合計1億3,087万4,000円の減、歳出予算は、3ページ下段から4ページの1行目に記載のとおりでございまして、4ページ2行目、合計14億9,402万7,000円の減であります。

歳入予算及び歳出予算の主なものは、4ページ

に記載のとおりでございます。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】次に、教育環境整備課長より補足説明を求めます。

【山崎教育環境整備課長】第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、教育環境整備課関係について補足してご説明いたします。

補足説明資料、「令和7年度6月補正予算（案）について」をご覧ください。

現在、公立高校の授業料に対する支援は、資料下段の支援イメージの基準額としてお示しをしております保護者の年収目安が910万円未満の世帯の高校生に対して、授業料相当額を就学支援金として支援をしております。

一方、国におきましては、いわゆる高校無償化の実現に向けた令和7年度当初予算の成立によりまして、910万円という保護者の所得制限を撤廃し、図の朱塗りの部分に該当いたします年収約910万円以上の世帯の高校生につきましても、授業料に相当する額を臨時支援金として支援する制度を創設いたしました。

これを受けまして、本県の公立高校に在籍する生徒で、保護者の所得制限により就学支援金を受給できない高校生に対して、年額11万8,800円を上限に、授業料相当額の教育費を臨時支援金として支援することとしており、今回補正予算として、事務費等を含めまして3億9,958万7,000円を計上しております。

なお、事業費につきましては、全額国庫支出金で、臨時支援金の支給対象となる人数は資料の中ほどの表に各課程別にお示しをしております

すとおろ、全日制、定時制、通信制を合わせまして3,583人を見込んでいるところでございます。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【中村(泰)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】それでは、主に減額の予算ばかりですので、減額になった要因と、せっかく限られた財源で運営していらっしゃいますから、なぜ減額になったのかについて質問させていただきます。

まず、横長資料の42ページ、教育指導費予算額が補正前が3億6,731万円に対し、減額が6,035万円ということですが、こちらの要因についてお尋ねをいたします。

【岩坪高校教育課長】教育指導費につきましては、離島留学、外国語教育、産業教育、特別支援教育等、16の事業を展開しているところでございます。今回の補正の減額につきましては、主に人件費が4割を占めているというような状況です。

主なものとしましては、離島留学に係る専任職員、それから舎監業務を担う職員について、離島の人材不足等がありまして、年度初めからの雇用ができなかったという部分もでございます。今年度につきましては、年度当初から雇用ができていたという状況でございます。

【松本委員】主なものって1つだけだったんですけど、ほかにも幾つかあると思うんですが、具体的にほかにはどういうのがあるんでしょうか。

【岩坪高校教育課長】離島留学以外としまして

は、例えば外国語指導助手ALTの年度途中の退職等によるもの、それから事務費におきましてはDXハイスクールの実績減でありますとか、産業教育における謝金、それからバス借り上げ料の実績減等がございます。

【松本委員】人手不足で人材確保は大変だと思うんですが、年度途中で結局その部分が確保できなかった分は、現場でサポートしなきゃいけないと思いますが、先ほどあったような専任職員やALTというのは、通常の職員ではカバーできない状況にあると思いますが、確保できなかった要因はどういうところがあるんでしょうか。

【岩坪高校教育課長】離島留学の専任職員、舎監等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、離島の人材不足というのが大きく影響しているというふうに思っております。なかなか離島でこの業務を引き受けていただける方がいらっしゃらなかったということで、学校としても努力をしたところですが、どうしても早期の雇用ができなかったというところがございます。

それから、外国語指導助手につきましては、これは国が一括して雇用というか、選考を委託している状況でございます。そういうこともありまして、年度途中で追加で招集するというのがなかなか難しいという状況もございます。

【松本委員】先ほどの答弁の中に、その次の年度のときには確保できたという答弁がありましたので、了としますけれども、やはりそれだけ人材確保というのはなかなか厳しいですし、また、専門になると、特に離島に関しては、なかなか確保は厳しいということを踏まえて、今年度また、そういった人材不足がならないように、また進めていただきたいと思います。

次に43ページの教育センター費、4,517万円の減になっています。管理運営費となっております

すが、こちらの要因についてお尋ねいたします。

【竹之内教育センター所長】教育センター費等は、県教育センターにおける施設の維持管理運営、それから教育研究・研修に関する経費でございます。

減額の主な内容につきましては、その4分の3以上が本館外部改修工事のマイナス3,433万4,000円となり、その他については宿泊棟の空調改修工事の入札の減、それから事務経費等の実績減となります。

本館の外部改修工事が大幅減となった理由につきましては、概算要求をした後に、工期及び工法の検討をした上、最終の設計方針を決定したんですが、単年度工事での外壁全面の実施が困難であるというふうに判断し、事前調査で、外壁の浮きが多く、落下の危険性の高い西側のみの外壁改修としたため、工事費が大幅な減というふうになったものでございます。

以上です。

【松本委員】3,400万円の減ということですが、答弁の中に、当初は2年間の工期を決めて全面改修をするという予定にしていたけれども、結局、それが一部だけになったということですね。ということは、残りの部分は、まだ危険な箇所が残ったままの状態にあると思います。

そもそもなぜ2年間かけてやるのがこういうふうになったのか、そして、残りの部分は今後どうやって対応するのか、お尋ねをいたします。

【竹之内教育センター所長】そもそも単年度で全面実施の予定だったんでございますけれども、これがどうしても単年度では難しいというふうになった経緯がございます。

残り3面ございますけれども、残りの3面につきましては、今後、改めて調査を実施いたしまして、工事が必要かどうかの検討をしていき

たいというふうに思っております。

以上でございます。

【松本委員】事前に確認しましたところ、やっぱり令和5年に不落が出たということで、なかなか建設業の方も人手不足が続いておりますし、県の方で計画したものがそのまま受注できるとは限らないわけですが、ただ危険箇所がそのまま残るというのは、大変やはり施設として老朽化もしておりますので、しっかりフォローしていただいて、今後、残りの部分もしっかり努めていただきたいと思います。

最後に、45ページです。いじめ不登校対策事業のスクールカウンセラー活用事業費の579万円の減と、スクールソーシャルワーカー活用事業の281万円の減についてお尋ねをいたします。

【高比良児童生徒支援課長】スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業につきましては、計画的な予算執行に努めておるところではございますが、SC派遣について、年度途中で緊急な事案が発生する可能性があり、複数のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣することもございます。このため、一定額を確保しておく必要があり、執行残として残ってしまったというふうなところでございます。

令和6年度については、年度末に向けて幸い緊急の派遣等がなかったということでございます。

【松本委員】スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーは、今までの質疑でもやっぱり足りていないという、1人で何校も兼務するという状況で、やはり国に対しても予算の増額を要望してもおりますし、それだけやっぱり必要性のある事業ですね。

やっぱりちょっと気になったのは、多めに取っているから余ったんですというような回答で

あったんですけども、結果的に確かに緊急の事態を要しなかったから使わないにこしたことはなかったのかもしれませんが。だけど、やはり気になるのは、国に足りませんと要望しているのに、結果的に余らせてしまったことが、来年度以降のこの予算要求に対して、やはり支障を来すようなことはないのか、その辺はちゃんと説明が国にできているんでしょうか、お尋ねいたします。

【高比良児童生徒支援課長】今、ご指摘いただきましたように、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの必要性は年々高まっているというふうに認識をしておるところです。

今年度は、その派遣については通算で313回の派遣ということだったんですが、2年ほど前には442回というふうなことで、やはり数にはばらつきはあるんですけども、やはりなるべく派遣等でも活用できるようにというふうなことで、今後もしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

【松本委員】処遇に関してもいろんな意見も出ておりますし、成り手不足のこともやはり言われております。そういったものを含めて、その報酬料金が規定どおりで、それ以上の追加がなかったということはわかりますけれども、今後の処遇や、そして成り手不足の対応策に対しても、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以上です。

【中村(泰)分科会長】ほかにございませんでしょうか。

【近藤委員】今ちょっと松本委員の関連として、例えば寮監の先生が途中で辞めたとか、いろんな形で先生方が退職されて、その分が余ったって、ちょっとそういう説明を受けたんですけど

も、どういう、辞めた理由というのはどういうことか分かりますか。

【岩坪高校教育課長】寄宿舎の舎監につきましては、途中で辞めたということではなくて、雇用したかったけれども人材が見つからなかったということで、その分が余ったということになります。

外国語の指導助手については、年度途中の退職があったということでございます。

【近藤委員】だから、舎監は去年はいなかったということになるんですね。舎監がいなくて、その寮の経営というのをしっかりやったということなんですか。舎監がいなくても、その寮の経営というのは1年間できたんですか。

【岩坪高校教育課長】県立高校の寄宿舎につきましては、通常、教員が舎監業務を行っている状況です。

当番で週に何回とか月に何回とかいう形で舎監が回ってくるという状況でございますが、当然負担というの大きい部分がありまして、そういう意味で、離島留学実施校につきましては、舎監業務を補助するような人員を雇用することで、昨年度は動いていたわけですけども、実質、舎監業務を担う職員が見つかったのが、年度途中になってしまったという状況でございました。

【近藤委員】舎監の先生がいなかった場合には、自分も公立高校の寮に3年間いた経験者なんですけども、教員がその舎監のあれで代替で入ったという形に考えていいんですか。

【岩坪高校教育課長】舎監業務を行う職員が雇用できなかった期間につきましては、教員がその分を補っていたとか、担当していたということになるかと思います。

【近藤委員】そこで、もう人材不足というのは

どこも一緒なんですけども、そこで、やっぱりしっかりそういう形で先生たちの仕事を減らそうと思って舎監を、そういう一つの計画でやったけども、舎監が見つからなかったということは、また先生たちの負担がまた同じようにかかったということです、そこら辺を、もし何で舎監が見つからないのか、いろんな理由があると思うんですよ。そういうのをしっかり考えて、やっぱり先生たちの仕事の量というのもある程度決まっていますので、そういう形で来年度はやっていただける。来年度はもう決まっているんですね。

【岩坪高校教育課長】令和7年度につきましては、年度当初から雇用ができていたという状況でございます。

【近藤委員】ぜひそこら辺をしっかりとよろしくお願いします。

【中村(泰)分科会長】ほかにございませんでしょうか。

【山村委員】この6月補正の参考資料の件につきまして、ご質問いたします。

まずは今回の補正で所得制限が廃止されたので、全ての方が対象になると思うんですが、あくまで申請主義でやるのか、無条件で支給するのかを教えてください。

【山崎教育環境整備課長】この就学支援金、そして今回補正予算として計上させていただいております臨時支援金、いずれも保護者からの申請に基づいてということになります。

ただ、申請をしたけれども、不認定となった、あるいはそもそもが、所得オーバーで辞退をされている方、これは就学支援金の方の申請時におきましては、辞退届というものを確実に出していただいております。

今回、その臨時支援金に振り替わりますので、

そういった一旦就学支援金として申請をさせていただいて、そこで認定をして、判定の結果、所得オーバーであったりとかであれば、臨時支援金の方でカバーをするというような状況でございます。

【山村委員】今までの制度はそうだったのかなと思うんですけど、今後多分、世帯に収入関係なく支援金が下りる制度にある意味変わってくるのかなというふうには思っています、今までは申請主義では910万円のところが審査をする必要があったんですけども、ほぼほぼ無審査で多分通れる形になるのか、多分対象外がないはずなので、全員が多分対象になるということであれば、本当に申請が要るのかどうかというのは多分検討しなきゃいけないのかなと思っています、その辺についてはいかがでしょうか。

【山崎教育環境整備課長】一部対象外という方も中にはいらっしゃいます。と言いますのは、例えば、通信制の場合ですと、この就学支援金あるいは臨時支援金で、国の方におきまして、その支援の対象は74単位までということで規定があります。

ですから、その超える分につきましては対象外ということになるんですけれども、ただ、この対象外につきましては、県の方で授業料免除制度というものを活用いたしまして、県独自に措置をしている、支援をしているというようなことでございます。

委員からご指摘をいただきました事務手続に関することでございますけれども、こちらの方は、やはり全ての都道府県で事務手続が煩雑になるんじゃないかというようなお声があります。ですから、私どもといたしましても、例えば全国教育長協議会でありますとか、そういった関

係団体を通じまして、事務負担の軽減につきまして、国に対して要望をしているところでございます。

【山村委員】ありがとうございます。多分すごく事務負担軽減になると思うんですね。全員が対象にほぼほぼなりますので、特に審査する必要もなければ、保護者の負担も減りますし、学校の現場の負担も減りますので、ぜひ国の制度の話なので、変えていくという声を多分上げていかないとならないかなと思うんですが、こういった制度ができた以上は、ぜひ声を上げていただいて、皆さんが働きやすい環境を整えていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】ほかにご質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に関わる報告議案に対する質疑、討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第68号議案のうち関係部分及び報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び報告議案は原案のとおり、それぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

【中村(泰)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、教育長より総括説明を求めます。

【前川教育長】教育委員会の委員会説明資料2ページをお開きください。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第70号議案「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第74号議案「長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例」であります。

第70号議案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」の施行に伴い、部分休業制度を拡充するとともに、仕事と育児の両立支援制度の周知・意向確認を講じることとするため、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

第74号議案は、令和7年度末をもって長崎県立千々石少年自然の家を県立の青少年教育施設として廃止するとともに、県立青少年教育施設の安定した施設運営を継続するため、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

学校指定型のふるさと納税制度の創設について。

県教育委員会では、今年度から学校指定型のふるさと納税制度を創設し、寄附の募集を開始することとしております。

具体的には、寄附者が県立の中学校、高等学

校、特別支援学校を指定して寄附を行い、寄附額を各校の特色ある取組に活用できる仕組みとなるよう調整を進めております。

この仕組みを通じて、母校や長崎県の学校の取組を応援したい、教育環境整備に役立ててほしいという思いにお応えしていきたいと考えており、準備が整い次第、募集を開始してまいります。

「教職の魅力化作戦会議」からの提言につきましては、記載のとおりでございますが、別途、提言書を配付させていただいております。

全国及び県学力調査につきまして、記載のとおりであります。

4ページの中ほどでございます。

教職員の体罰等について。

県教育委員会では、体罰の根絶を「最重要課題」の一つと位置づけ、平成24年度から毎年教職員及び児童生徒・保護者に対して、体罰及び不適切な指導の実態調査を実施しております。令和6年度の調査結果は記載のとおりでございますが、過去にも体罰等において指導を受けた者が再度の体罰を行っている事例があることから、体罰等の再発防止を強化するため、令和4年4月に「教職員の懲戒処分基準」の一部を改定し、再発の教職員に対する処分を厳罰化いたしました。

また、再発防止研修の在り方を検証し、さらなる指導の充実・徹底を図るため、体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修実施要項の一部改正を行い、令和5年4月1日から運用しています。

今後も引き続き、各種研修会等のあらゆる機会を捉えて体罰・不適切な指導の根絶に向けた取組を強力に推進するとともに、体罰・不適切な指導を許さない環境づくりを目指し、教職員

の意識改革を進めてまいります。

令和8・9年度長崎県公立学校教員採用選考試験について。

教員の採用については、より多くの、そしてより質の高い人材の確保を目指して、第1次試験の実施を昨年より1か月早い時期となる5月11日に行いました。

今年度の採用試験から、「小学校教諭英語専科」及び「中学校教諭特別支援教育担当教員」枠を設けました。

また、今年度から大学3年生を対象とする選考試験を導入し、218名の出願がありました。今年度の1次試験で合格した方は、次年度採用試験の1次試験が免除となり、2次試験からの受験が可能となります。

なお、令和8年度の教員採用予定者数は、昨年度より3名少ない529名としております。出願者数については、小・中学校のオンライン受験を除き1,050名、倍率としては2.0倍となりました。

高校生の進路状況について。

6ページをお願いいたします。

2行目から、公立高校の県内就職割合については69.9%で昨年同期と比較し2.0ポイント増加し、コロナ禍で県内志向が高まった令和3年度に次ぐ高い数値となりました。

県教育委員会としましては、引き続き生徒・教員の県内企業への理解が進むよう取り組むとともに、県立学校に配置しているキャリアサポートスタッフに対して、県内企業の求人情報収集、進路相談への対応やジュニアオープンカンパニーの推進など、生徒の就職支援をより充実できるよう指導助言してまいります。

さらに、長崎労働局や産業労働部など関係機関と連携を密にして、県内企業及び今後県内に進出する企業に関する情報を積極的に提供する

など、高校生の県内就職率の向上に努めてまいります。

なお、今春の公立高等学校における大学等への進学については、卒業者数に対する進学者数の割合が、前年度比0.4ポイント増の69.9%となります。

大学等への志願者を対象に行われる「大学入学共通テスト」は、大学教育の基礎力となる知識・技能や思考力、判断力が問われる試験であり、令和7年1月から、教科「情報」が加わるなど、平成30年3月に告示された新しい学習指導要領に対応した試験が実施されています。

県教育委員会としましては、このような変化に対応するため、「NEXT長崎人材育成事業」や「世界とつながるNAGASAKIグローバル人材育成事業」などの取組を行うとともに、各学校が高校生に身につけさせるべき力を明確にして組織的に指導改善を図る取組を支援し、生徒の学力向上と進路の実現に努めてまいります。

遠隔教育センターの開所について。

7ページでございます。

令和5年度から大村市の県教育センター内に開設の準備を進めておりました長崎県遠隔教育センターについては、九州初となる遠隔授業の拠点として、去る4月11日に開所式を行ったところであり、今年度は離島半島部の小規模校9校に、情報や理科の専門科目などを配信しております。

県としては、この遠隔教育センター、愛称、「デクット」の活用により、地理的要因や学校規模に捉われない、多様で豊かな学びの提供を推進してまいります。

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施について。

毎年、5月から7月、9月から11月の間の一定期間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」とし

て、全ての公立学校で、保護者や地域住民の皆様に学校の教育活動を公開しております。

各学校においては、外部講師を招聘した「命に関する講話」や「道徳の授業」「GIGAワークブックながさき」を活用した情報モラルの学びなどを通し、命を大切に作る心や思いやりの心を育むための教育活動を展開することとしております。

有形文化財の県指定について。

去る3月17日に、県指定有形文化財として長崎市の建造物「福建会館正門・天后堂・番人屋」、諫早市の美術工芸品「教専寺の木造阿弥陀如来立像」の計2件を新たに指定しました。

8ページの中ほどをお願いいたします。

今回の指定により、県指定文化財は399件、そのうち、建造物の有形文化財は35件、美術工芸品の有形文化財は128件となります。

重要文化財の国指定等について。

国の文化審議会は、令和7年3月21日、対馬市、西福寺の「元版大般若経附経箱」を国指定重要文化財に、佐世保市の「弓張岳展望所」を国登録有形文化財にするよう、文部科学大臣へ答申を行いました。

9ページでございます。

今回の答申により指定されると、本県の美術工芸品の国指定重要文化財は36件に、建造物の登録有形文化財は137件になります。

対馬市観音寺の仏像返還については、記載のとおりでございますが、関係の皆様これまでのご協力に深く感謝申し上げる次第でございます。

こどもたちの文化活動の推進について。

令和7年度文化活動推進校として、中学校においては、第37回全日本マーチングコンテストで金賞を受賞した雲仙市立小浜中学校など19校22

クラブを、高等学校においては、同じく第37回全日本マーチングコンテストで、金賞を受賞した活水高等学校など16校22クラブを指定しております。

令和7年度長崎県高等学校総合体育大会については、記載のとおりでございます。

競技力の向上について。

7行割愛いたしまして、本県スポーツ選手の活躍については、「全国高等学校選抜大会」において、個人競技では、諫早農業高校の田中彗斗選手がウエイトリフティング競技男子67kg級で優勝、団体競技では、島原高校剣道部が男子団体において悲願の初優勝を飾りました。

また、第62回全日本ボウリング選手権大会では、男子3人チーム戦で本県チームが優勝、個人総合においても福満亮選手が優勝を果たしました。

ここで、追加の1ページをお願いいたします。

令和8年度県立高等学校の募集定員について。

県内の児童生徒数は年々減少傾向にあることを踏まえ、令和7年度より80人少ない9,680人といたしました。

内訳といたしましては、全日制課程が8,520人、定時制課程が560人、通信制課程が600人であります。

また、令和8年度から、宇久高校において、自然科学分野を中心に、DXなどの最先端技術を取り入れた探究型学習を行う「Uku サイエンスパーク」を導入し、離島留学生を募集することといたしております。

11ページをお願いいたします。

新たな総合計画の策定について。

下から4行目でございます。

教育庁においては、主に「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」に関する戦

略に関連施策等を位置づけております。

「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」では、「地域資源を活用し、こどもたちの新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進」に向け、子どもたち自ら豊かな人生を切り拓くための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成や、子どもたちの郷土への誇りと愛情を育み、郷土の未来を担う人材の育成等に取り組んでまいります。

また、「すべててのこどもたちを支援する魅力ある教育環境づくり」に向け、県民一体となり、地域に根差し、将来の長崎県を牽引していく子どもの育成や、一人一台端末や遠隔教育などを活用した多様な学びの提供等にも取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について。

教育庁関係の項目に関しまして、その主な取組として、12ページ中ほどの「長時間労働の是正」、そして、12ページ最終行にございます「経験年数や職務内容に求められる専門事項や教育課題を踏まえた研修の充実と改善」、そして、13ページの中ほどにございます「女性の管理職登用の推進」について記載しているところでございます。

14ページをお願いいたします。

教職員の不祥事について。

令和6年9月30日から令和7年2月10日までの間に、担当していた部活動振興会の会計の中から5回にわたり横領し、加えて、平成30年4月から令和7年2月まで、通勤手当を不適正受給した中

学校教諭を令和7年3月25日付で懲戒免職といたしました。

ここで追加1をお願いいたします。

下段でございます。

また、令和6年6月頃から令和7年3月までの間、担当する学級のテストのほとんどを採点等することなく、校内または自宅に保管し、テスト結果を通知表に適切に反映させることを怠った小学校教諭を、令和7年6月17日付で戒告処分といたしました。

さらに、令和7年4月5日、知人女性宅に侵入しようとした疑いで、県立高等学校教諭が逮捕されました。当該案件につきましては、今後、事実関係を慎重に確認の上、厳正に対処してまいります。

当初版14ページの中ほどにお戻りください。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に取り組んでいる中、教職員によるこのような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ、県民の皆様に対し深くおわび申し上げます。

今後も強い危機感を持って、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、全ての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼の回復に向けた取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】次に、教育政策課長より補足説明を求めます。

【安藝教育政策課長】今回ご審議をお願いしております第70号議案につきまして、補足してご説明申し上げます。

お手元の令和7年6月定例県議会文教厚生委員会説明資料の4ページをお開きください。

まず、第70号議案、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分でございます。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び育児休業・介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、仕事と育児を両立できる職場環境を整備するため、部分休業制度の拡充や、仕事と育児の両立支援制度に関する周知、意向確認を行うなど、所要の改正を行おうとするものであります。

改正内容の(1)部分休業制度の拡充につきましては、現行の1日につき2時間を超えない範囲の部分休業に加えまして、1年につき10日相当を超えない範囲の形態を新たに設け、職員がいずれかを選択できるようにするとともに、1日につき、2時間を超えない範囲で取得する場合の勤務時間の初めまたは終わりに限り、承認可能とする取扱いを廃止するものであります。

次に、改正内容の(2)仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員への周知、意向確認につきましては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を職員が選択できるよう支援するため、職員本人またはその配偶者から出産・妊娠の申出があった場合や、3歳に満たない子を養育する職員に対し、面談等による両立支援制度の周知や制度利用、働き方の意向確認を行い、仕事と育児の両立のため環境整備を行うことを規定するものであります。

また、合わせて市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、市町村立学校県費負担教職員についても制度を導入することに伴い、読み替え規程を改正するものでございます。

なお、実施時期ですが、令和7年10月1日から施行したいと考えております。

以上で、第70号議案の内容についての補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】次に、生涯学習課長より補足説明を求めます。

【藤井生涯学習課長】第74号議案、長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

文教厚生委員会横長資料5ページをご覧ください。

1の改正要旨及び2の改正条例について、令和7年度末をもって、長崎県立千々石少年自然の家を県立の青少年教育施設として廃止するとともに、県立青少年教育施設の安定した施設運営を継続するため、関係条例について所要の改正をしようとするものでございます。

3、改正内容(1)をご覧ください。

県立千々石少年自然の家についてご説明いたします。

県立千々石少年自然の家については、令和7年3月の教育委員会で審議し、令和7年度末をもって県立の青少年教育施設としての廃止を決定しており、今回の改正では、廃止に伴う所要の改正を行うこととしております。

(2)休館日の設定、6ページの(3)利用料金の承認基準についてご説明いたします。

昨今の物価高騰等の影響により、運営経費が

増加し、指定管理者の収支が悪化している状況があります。そのため、収支の改善による安定した施設運営の継続を目的とし、休館日を指定管理者の申請に基づき設定可能とすること、及び利用料金の承認基準を緩和する改正を併せて行うこととしております。

6ページの4、施行日については、千々石少年自然の家の廃止及び青少年教育施設の指定管理期間が令和7年度末であることから、令和8年4月1日としたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中島委員】第74号議案ですけれども、これは改正内容は条文の削除ということなんですけれども、関連してなんですけれども、千々石の少年自然の家の廃止については、当時から地元の団体の方から、署名活動等いただきまして、ぜひ存続という声もありました。

こういった中で、経緯としましては、ご当地の市やいろんな関係団体、あるいは半島を含む利用されている学校関係者もいろいろヒアリングをされた中で、現状としては利用者数も減ってきておるし、建物も非常に古くなったと。ましてや国立の諫早の施設もあるので、どちらかと言うとそっちの方を活用される方が多いんじゃないかという判断の下、当の市も了解を得た上で、今回の廃止に至ったということなんですけれども、今後、この施設の建物、多分、古いので解体にならざるを得ないのかなと思うんですけれども、地元の方もそうなんですけれども、その署名をされた方も、残った方、敷地内を自然

豊かな施設の場所なので、今後こういった活用をしていただくのかも含めた形での了解をいただけたのかなという判断だったと思うんですけども、今後の取組について詳しくお話しいただければと思います。

【藤井生涯学習課長】ありがとうございます。廃止後の施設の活用について、庁内での活用意向であったり、地元市町への活用の意向について確認していきたいと思っております。

今後、施設の廃止後、雲仙市をはじめとします地元の関係者の皆様との意見を踏まえながら、検討していきたいと思っております。

まずは建物を含めた活用を呼びかけていくこととしておりますが、そこはなかなか難しい場面も想定されますので、例えばケビン棟や体育館の利用でありますとか、宿泊棟の方は解体した上で、活用ができないかとか、そういったことを幅広く検討してまいりたいと思っております。

【中島委員】ありがとうございます。決してその学校だけが使う施設じゃなくて、いろんな地域の高齢者の方も含めて、車で上まで行けますので、自然を体験できる施設にうまくマッチングできれば、インバウンドも含めて、いろんな形の活用法があるかと思っておりますので、ぜひその辺も踏まえた上で、ご検討いただければと思います。

以上です。

【中村(泰)委員長】ほかに質疑はありませんか。

【坂本委員】今の74号議案に関連して質問させていただきます。

前回の委員会でも若干、お尋ねをしておりましたけれども、今後の方向性については、今のやり取りでほぼ理解をいたしました。

具体的に廃止、条例が4月1日から施行されて、

そのタイムスケジュールというんですか、そういうのはどんな感じでなっているのか分かりますでしょうか。

【藤井生涯学習課長】スケジュールについてでございますが、まずは青少年教育施設としての運営を令和8年3月31日まで行いまして、その後、廃止というふうなことになります。

現在廃止に向けての様々な作業をしているところでございますが、その後、今後の活用というふうなことについては、今も進めているところではございますが、令和8年度以降も、順次、調整をしたり、各所から意見を伺ったりしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

【坂本委員】分かりました。施行日が来年の4月1日ですから、それまではいろんなそういうやり取りあったようなことをやって、来年の4月1日に完全廃止と、青少年教育施設としては廃止というふうなことで理解をいたしました。

あと、ここは指定管理者ですよ。長崎県青少年体験活動推進協会ということで、県立の青少年自然の家施設の施設であるとか、佐世保の青少年の天地だとかを指定管理でしているというふうに思うんですけれども、ここで働いている職員の皆さんがいらっしゃるわけですよ。それぞれこうした青少年教育施設としての役割を十分に理解した上で、これまで一生懸命頑張っておられるわけなんですけれども、やはりそういう所で働いている職員の皆さん方が、来年の4月1日以降どうなるのか、あるいは来年の3月31日まではどうなるのかというふうな、そういった不安を持たれているわけなんですよね。

これが指定管理ということになっておりますので、例えば今、課長から答弁があったような内容が、きちんと指定管理者の方に伝わってい

るのかどうなのか。そういうのをきちんとしてもらわないと、そこで働いてる職員、臨時含めて7名いらっしゃるというふうに思うんですけども、そういう方々が非常に不安になっている、どうなるんだろうかというふうなことになっていますので、例えば、その職員の方々の来年以降の再度の就職、同様の施設が、例えば、国立の諫早の少年の家があるんだったら、例えばそういうところへあっせんするとか、そういったものをやっぱりきちんと施設のこの協会の方と協議をしながらやっていかないと、その職員の皆さん、非常に不安がっているというような声を聞いておりますので、そこら辺についての認識はいかがですか。

【藤井生涯学習課長】ありがとうございます。職員の皆様についてでございますが、今お話しになりましたように、指定管理者である推進協会の職員となりますので、県とは直接の雇用関係にはないわけですが、それにいたしましても、これまでの経緯も踏まえますと、非常に不安に思っているところもあるというふうに伺っております。

私どもとしましては、今、職員の方々のそれぞれ長年培われたスキルも持っていますので、そうしたことが活用できるお勤め先が今後ないかというふうなことを、今、推進協会や、また千々石少年自然の家の所長様から合わせて相談もあっておりますので、何かそれぞれの持っている資格でありますとか、そういったものに合うものがないかというふうなことを、適宜情報提供させていただいているところであります。

今後もそのようなことは、県としてしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございました。

【坂本委員】ぜひ職員の皆さんが、今後この時代に路頭に迷わないように、これは指定管理者の都合じゃなくて県の判断で、これを廃止というようなことになったわけですので、ぜひそういった対応をよろしくお願いいたします。

ただ、指定管理ですから、要するに運営に当たっては、人件費も含めてこの決まった額でということをしているわけですね。例えばコロナ禍とか、そういったときには一定の助成もあったりとか、補助金を出したりとか、あるいは施設の大規模な改修とか、そういうのもあってるんじゃないかなというふうに思いますけれども、例えば、その職員の皆さんが継続してどこかで雇用できればいいんですけども、そういうめどが立たないときに、退職というふうになったときに、これ退職金の問題とかいろいろ出てくるわけじゃないですか。そうすると、今聞いているのはその決まった額の中だから、なかなかそこまで話が前に一步進まないというふうな現実があるということもお伺いしておりますので、そういう意味で行きますと、そういう財政的な問題も含めて、少し検討をして、責任持った対応が必要な場面というの、場合によっては出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺についての認識も改めてお聞かせください。

【藤井生涯学習課長】ありがとうございます。そういった場面も想定されるかなというふうなことで思っておりますので、今後しっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

【坂本委員】検討じゃなくて、ぜひ責任持った対応をよろしくお願いいたします。

それから、この条例の(2)の休館日の設定なんです。これ、大方理解できるんですよ。今の条例に年末年始だとか毎週月曜日だとか、そう

というのが決まっているから、いわゆる閑散期にそういう稼働に合わせてやるというのは、十分に安定した施設運営の継続のためということで理解はできるんですけども、この経費の削減というのがその休館日を結構、閑散期とか何とかにすることによって削減するという、その経費の削減というのが具体的にどんな中身なのかというのが分かりません。

【藤井生涯学習課長】例えば、佐世保青少年の天地でございますと、300人近くも入る施設でございます。そうした中で、閑散期、利用者が全くいない状態ですと、それは大丈夫なんですけど、例えばそんな中にも例えば、1家族4人の方の利用があったというふうなときに、そこに係る暖房であったりとかボイラーであったりというふうなことは、全館分のボイラーをたかないといけないというふうなことがあったりするようです。

指定管理者の試算によりますと、大体、そういった閑散期においても、1日約10万円ぐらいの経費に係るというふうなことで聞いておまして、そうしたことであれば、事前に休館日を設定をして運用していこうというふうなことで、現在1日当たり約10万円程度の経費節減になるというふうなことで試算が出ております。

【坂本委員】分かりました。確かにそういったことになるんじゃないかなというふうに思いますけれども、ちょっと私が危惧しているのが、要するに休館日が増えるということで、経費を削減する、それは分かるんですけども、その中に、例えば働いている方々が、この日は来なくていいというふうになったときに、当然これまた賃金も下がるわけなんですよね。

この経費の削減というのに、そうしたものが入ってしまうと、これはちょっとこの趣旨から

すると本末転倒じゃないかなというふうに思っただめんですから、改めてお伺いしたんですけれども、そういう理解でいいんですよね。

【藤井生涯学習課長】今のお話のとおりだと思っております。現在の指定管理者の方からも、今回、この休館日を設定することで、閑散期における職員の有給休暇の取得の促進にも役立つというふうな意見も聞いておまして、また通常でありますと、限られた人数でシフトを組まれております。そうした方々についても、あらかじめ休館日が決まっていれば、そういったシフトの関係もゆとりが出てくるというふうなことで聞いております。

収入の件に関しましては、特に問題はないというふうなことで聞いております。

【坂本委員】今の課長の答弁を了解いたします。ありがとうございました。

以上です。

【中村(泰)委員長】ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑、討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第70号議案のうち関係部分及び第74号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について、説明を求めます。

【安藝教育政策課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料についてご説明申し上げます。

対象期間は令和7年2月から令和7年5月まででございます。

資料2ページをご覧ください。

こちらは県が箇所付けを行い、市町等に対し内示を行った補助金の実績でございます。

直接補助金であります長崎県立高等学校寄宿舎区運営費補助金など111件を記載しております。

資料12ページからは、間接補助金であります指定文化財保存整備事業補助金4件を記載しております。

資料13ページをご覧ください。

こちらは1,000万円以上の契約案件の実績でございます。競争入札の結果につきましては、14ページから15ページに記載のとおりでございます。

資料16ページをご覧ください。

16ページから22ページにかけては、附属機関等会議結果の報告であり、長崎県文化財保護審議会など計6件の会議結果を記載しております。

以上、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料の説明を終わります。

引き続き、令和8年度政府施策に関する提案・要望について、教育委員会関係の要望結果をご

説明いたします。

文教厚生委員会提出資料、令和8年度施策に関する提案・要望についてをご覧ください。

教育委員会関係におきましては、①こども・子育て家庭に対するユニバーサルサービスの創設、②離島半島の学校教育の充実、③部活動の地域移行におけるスポーツ・文化芸術活動の充実、④水中遺跡保護に関する調査研究体制の整備など9項目について、文部科学省及び国土交通省に対し、教育長、担当課長等により要望を行いました。

このうち①こども・子育て家庭に対するユニバーサルサービスの創設のうち、学校給食費の無償化に係る要望に対して、文部科学省から各自治体で対応にばらつきがあるため、地方の実情等を踏まえ、どういった支援ができるのか考える必要があるとの回答をいただきました。

また、②離島半島の学校教育の充実のうち、離島留学生の受入れ体制の充実に係る要望に対して、国土交通省から離島留学制度の充実に向けて継続して支援してまいりたいとの回答をいただきました。

以上が教育委員会関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案要望の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】次に、教育政策課長より補足説明を求めます。

【安藝教育政策課長】学校指定型のふるさと納税制度の創設について、ご報告いたします。

補足説明資料をご覧ください。

1の経緯についてですが、在京の高校同窓会から、他県にあるような学校指定型のふるさと納

税制度があれば、母校を支援したいため、制度を検討してほしいとの話を受け、今回、制度を創設するものであります。

2の制度(1)内容についてですが、現行の個人版ふるさと納税であります、ふるさと長崎応援寄附金の対象事業の中に、個別の学校を指定することができる寄附のメニューを新たに追加するものです。

(2)寄附の対象となる学校は、全ての県立の中学校、高等学校及び特別支援学校といたします。

(3)寄附方法につきましては、税務課が委託しているふるさと納税サイトを活用し、集まった寄附金を既存のふるさと長崎応援寄附金基金に一旦積み立て、該当校の次年度当初予算に上乘せ配分できるよう、調整を進めているところでございます。

(4)寄附の活用内容に関しましては、部活動の用具充実や事業における備品購入など、各校の特色ある教育活動に資するものとなるよう、寄附金の有効な活用を図ってまいります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】ありがとうございました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

なお、審査対象の陳情番号は18番、19番、21番となります。

陳情書について、何かご質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたし

ます。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はございませんか。

【前田委員】報告の中で、教職の魅力化作戦会議について、実施状況が22ページに記されていますが、本定例会の委員会の中で、もう既に提言という形で出されてきていますが、拝見させてもらう中で、それぞれかなり大事な課題だなという認識をいたしました。

そうする中で、その提言を昨年度末にこういう形でまとめてもらった中で、それぞれのことについて今年度含めて、どのように対応しようとしているのか、少し考え方とかタイムスケジュールを確認したいと思います。

【山下働きがい推進室長】教職の魅力化作戦会議からの提言につきまして、これまで審議をいただけてきました結果を提言としていただきました。

この提言にありますもので、できるものは、例えばコミュニティ・スクールを活用した働き方でありますとか、文書の削減などに取り組んでいるところです。

また、県だけではなく、市町教育委員会とも情報共有しまして、施策の改善等につなげていくこととしております。

【前田委員】せっかくまとめていただいた中で、どれも大事なことだと思っていますけども、ちょっと今のような考え方というか、答弁で結構なんですけども、答弁の中にあったように、市町と多分一緒に連携を組むような内容も含まれていると思うので、できればそれぞれの内容についてやっぱりもう少しどういうことを目指すのかといったことと、どういうそのスケジュール

ルで進めるかということ、きちんと見える化することが大事だと思いますので、後ほどまた議案外でも確認しますけども、できればそういうことについても、庁内で検討してほしいということをお願いしたいと思います。

【中村(泰)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。

【坂本委員】政策等決定過程の資料の中のこれは4ページ、5ページに、補助金の内示一覧表というのがあります。この中に、学校それぞれちょっと事業概要が若干違うんですけども、教員業務支援員配置事業に対する助成だとか、スクール・サポート・スタッフの配置ということで書かれております。長崎市、佐世保市、それから壱岐、五島、雲仙、南島塩原、時津町で、5ページの方に東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々田町、新上五島町というふうにありますけれども、たしか私の記憶では、今年度は13市町じゃなかったかなというふうに思ったんですけども、これ見たら12市町でしたので、何か自治体で遅れてるところがあるのかな、どうなのかなというのを、ちょっとすみません、簡単なことを確認したかったんですけど。

【熊本義務教育課人事管理監】スクール・サポート・スタッフになるかと思うんですけども、今年度、委議員からご案内いただいたとおり、令和7年度においては13市町に配置しているとなっております。

【坂本委員】13ですかね。すみません。そして、大村が、これスクール・サポート・スタッフとか教員業務支援員とかいう名称じゃなくて、小学校管理事業及び中学校管理事業に対する助成、これがそのことですか。

【熊本義務教育課人事管理監】失礼いたしました。大村市がこの名称での事業ということにな

っております。

【坂本委員】分かりました。そしたら後ほどでもいいんですけども、それぞれ内示額が違います。これはもちろん学校数も違いますし、配置するのも市町が配置をして、それに対する2分の1の助成ということでもいいでしょうから、それぞれあると思うんですけど、金額が違うというふうに思うんですけども、それを例えば長崎市で言うと、何校に何人配置をして、1人これだけ助成をして、例えばそういう方々の勤務というのか、週何日かとなるのか、毎日になるのか、何時から何時までとか、いろいろそういうのが市町によって違うんじゃないかなというふうに思いますけれども、そこら辺は把握はされていますかね、内容はいいですから。

【熊本義務教育課人事管理監】市町とのやり取りの中で把握はさせていただいておりますので、また後ほどご説明させていただきたいと思います。

【坂本委員】分かりました。じゃあ、後ほどその資料を頂ければと思います。

以上です。

【中村(泰)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はございませんか。

【中島委員】ご報告いただきました学校指定型のふるさと納税制度の創設についてご質問します。

経緯としましては、在京の高校の同窓会の方からこういった提案があって、これを実施できたということで、非常にすばらしい制度が活用できたなというふうに思っております。こういった中で、今後、この寄附の方法としては、県の方のふるさと納税サイトを活用するということなんですけれども、今後周知を図る上でどのようなやり方を今後計画されているのかお尋ねいたします。

【安藝教育政策課長】県においては、ホームページによるPRとか、県外の関係団体等に機会を捉えて周知を行っていく予定としておりますけれども、加えて学校側から同窓会を通じて、呼びかけていただくということも効果的と考えておりまして、学校と連携しながら、広く周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

【中島委員】学校と連携しながらということですね。高校単位で捉われず、例えば県人会とかがございまして、これは例えば長崎県のゆかりの会とか、様々な、関東長崎県人会とか、うちの方で言うと島原半島会とかいろいろございまして、この辺の方たちが割と名士の方という言い方おかしいですけど、高齢の方であって、意外とそういうのに受けていただくのかなという思いがございまして、そういった方向もしていただきたいし、一つ学校指定ですので、本当に特別支援学校については、いろんな資材とかいろんなことで、普通高校よりももっと経費がかかっている状況で、少ない予算の中で資金に関しては非常に苦労されているのかというのが思われますので、できれば半島内とかの高校に同窓会であるべきが、例えば私は口加高校なんですけれども、口加高校に同窓会に行くのであれば、

特別支援学校もありますよというお知らせを連携して、していただければ、なかなか特別支援学校単独での同窓会というお知らせをするというのは、人数も少ないこともございますので、こういった連携したやり方で、地域ごとに、特別支援学校もぜひお願いしますみたいなことができれば一番ありがたいと思うんですけど、その辺はいかがお考えでしょうか。

【安藝教育政策課長】委員おっしゃるように、もともと在京の高校同窓会からお話をいただいたのも、県人会のときの中でというふうな経緯もございましたし、各地の県人会においても周知をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、特別支援学校等、地域単位というところも、周知の仕方については工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【中島委員】できれば、ツールよりも高齢者の方が多いいんですから、できればパンフレットなんかで見やすいような形でしていただければ、反響が高いのかなと思います。その辺ぜひご検討いただければと思います。

以上です。

【中村(泰)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【松本委員】先ほど前田委員からもちょっと質疑があってましたけど、教職の魅力化作戦会議からの提言について質問いたします。

そもそもなんですけど、この魅力化作戦会議の目的ですね、何のためにこの魅力化作戦会議を開催したのか、お尋ねいたします。

【山下働きがい推進室長】大量退職に伴う採用数の増加などにより、長時間労働等による悪いイメージが広がりまして、教員のなり手不足が

深刻な状況となってきております。

子どもたちへの持続的なよりよい教育を行っていくためには、教師の働き方を見直し、やりがいを持って授業をはじめとする教育活動に打ち込む環境を整えていくことが必要であると思っております。そうすることが教職の魅力へつながっていくと考えておまして、本会議を設置したところでございます。

【松本委員】今回、外部の方も入れた中での会議をした後の提言が3つあって、1つが、働き方改革、やりがい、魅力を社会に発信、2つ目が、業務削減や効率化の負担軽減、3つ目が、学校・家庭・地域・企業がつながりを持って、学校教育の役割の再構築を図ることという3つあるんですけれども、このどれもが今もやっていることだと、取り組んでることだと思いますし、その提言というのは、至極当然のことだと思うんですけれども、先ほども前田委員からも質問ありましたが、やったことで終わりになって提言がいただいたことがゴールではないと思いますし、それを受けてからの具体的に今も既にやっていらっしゃるのがありますし、何を今度新たなその提言を受けてやるのかというところが見えにくいんですけれども、そちらはどのようにお考えですか。

【山下働きがい推進室長】今までも働き方改革に取り組んできたところでございますが、この会議の中で出た意見も既に取組を始めております。

例えば、提言1の魅力発信につきましては、テレビや新聞情報誌等で、実際現場で働く教員が生き生きと働く教員を紹介したりする取組を行っております。

また、提言2の業務削減につきましては、県教委から学校へ発出する文書を仕分けし、大幅に

削減する取組を今月から始めております。

これらの取組を進めまして、教育振興基本計画の令和10年度までに45時間以上の教員の割合をなくすように進めてまいりたいと考えております。

【松本委員】それと、もう一つなんですけれども、やはりいろいろな事業をするときには予算も必要になってきます。これをさらに進めていくための予算計上とか予算要求とかしていく上でのやはり根拠というのが必要になってくると思いますし、それから、もう一つは、魅力があるからもちろん教職員を希望する人が増えるというのもそうなんですけれども、やっぱり離職防止というのもすごく大事だと思うんですよね。

現場の教員の方々でやっぱり離職された方、もしくは休職されている方、そういった方々のやっぱり状況を把握して、もう現状で働いている方が苦しんでいる方がもしいらっしゃるということでしたら、まずそこを改善することが、まずは一番大事なことだと思うんですけれども、そちらに関してはお考えはいかがでしょうか。

【山下働きがい推進室長】働き方を見直すために職員の意見を聞くことが大切だと思っております。職員から働き方にかかる提案型の意見募集を行って、反映をさせているところです。

確かに、教員の今いらっしゃる方が生き生きと働くことが、子どもたちにとって、よりよい教育につながっていくと思いますので、そちらの方も意識をしながら進めてまいりたいと考えております。

【松本委員】ぜひよろしくお願いいたします。

次に、縦長資料の4ページのところの学力調査で、本県独自の学力調査についての質問をさせていただきます。

これ学力調査というのは小学5年生と中学2

年生対象に、あくまでも試験ではなくて、調査というふうになっているのは、あくまでも学習の定着状況の把握と、今後のやっぱり学習指導に生かすための調査というふうに認識をしています。

そこで今回、県内の小学生、中学生対象にした調査結果を受けて、特にどういうところが足りなかったのか、どういう部分が小学生、中学生で今、欠けている部分があったのか、お尋ねをいたします。

【松尾義務教育課長】県学力調査につきまして、23日に公表させていただいたところですが、本県の子どもたちの課題といたしましては、継続的な課題として必要な情報を取り出して整理し、自分の考えを根拠を示しながら書くということが課題となっております。

もちろん教科によりましては、知識のところでは定着が図られてないという部分もございましたので、そういったところで改善が必要かというふうに考えているところです。

【松本委員】恐らく今までの、ただ単に覚えていくというか、計算をするとか、漢字を書くとか、そういうことではなくて、そのデータとか客観的なものを基に、根拠を持って文章を書いていくと、なかなか大人でも難しいことだと思うんですけども、それができるにこしたことはないんですけども、しかしそれを、ここの正当率が低かったデータを基にして、もちろんそれをフィードバックして、教員の方の授業に生かしていくところまでがゴールだと思うんですが、具体的にそれを基にどういった研修をされる予定であられるかお尋ねします。

【松尾義務教育課長】ありがとうございます。本当に難しいというふうなところがあると思います。ですが、やはりその部分で必要な情報

の選択をするだとか、その選択したものから自分がどう考えたのかとか、そういったところもしっかりと持つ、書くことができるような子どもたちを育てたいと考えています。

そのために、授業の中でこういった根拠が必要なのかというところをまとめまして、まずは配信をしたいと考えております。さらにはそれを基に、授業改善研修会を夏季休業中に行いますので、そのときに具体的な授事業の在り方をお示しできればと思っております。

参加ができない方々もいらっしやると思いますので、オンデマンドで配信をする予定としております。

【松本委員】主体的な学習というのが文科省も進めておりますし、これがすごく重要な今後の受験もそういったものによって変わっていくというふうには認識していますが、なかなかその主体的にというのは、今までの流れからしたら難しいところだと思います。教える側も非常に考えるところだと思います。

ただ、やはり今の子どもたちの環境がネット社会で、もう見るだけ、受けるだけ、能動的に自分からやっぱり文章を考えたり、考察するというところが、機会がやはり少ないのかなというふうに思いますので、そういうところもぜひ強化していただきたいと思います。

最後に、先ほどから質疑があります、ふるさと納税の学校指定型についてお尋ねをいたします。

非常にすばらしい取組だと思います。驚いたのは壱岐高校が甲子園に行ったときに、ちょっと額は言えませんが、とんでもない金額が集まった。二、三回行けるぐらいの金額だったというふうに聞いたんですけど、やはりそれって母校に対しての思いがあられる方が相当数、壱

岐という島でそれだけやっぱり、甲子園という快挙でもありますけれども、非常にその思いがある方とつなぐというのは大事だと思うんですが、全ての学校ということは、中学、高校、特別支援学校で大体県内で何校対象になるんでしょうか。

【安藝教育政策課長】学校数でございますけれども、県立高校で56校、県立中学校で3校、県立特別支援学校で14校、計73校となります。

以上でございます。

【松本委員】これはあくまでも県立ということで、私専立はまた別ということでよろしいんですか。

【安藝教育政策課長】今回、我々の方で資料を上げておりますのは、県立高校についての部分でございますけれども、私専立については、学事振興課の方で検討をされているところというふうに聞いております。

以上でございます。

【松本委員】公立の小・中学校はもちろん対象ではない、県立ということですね、あくまでも。

でも、73校という数と同時に、大事なのはその金額を何に使うかだと思うんですね。応援する方も先ほど申しましたとおり、甲子園だから頑張っているという思いで、寄附をされた方がいらっしゃるんでしょうけれども、何もない状態で、ただ寄附してくださいというのには、ちゃんとしたやっぱり目的、学校ごとのこういうことで困っているとか、こういうことに使いたいというのが、それぞれやっぱ明確に言わないと、なかなか寄附の行為につながらないと思うんですが、そちらはどのように各学校で考えていらっしゃるんでしょうか。

【安藝教育政策課長】委員おっしゃるとおり、寄附の用途を、寄附してくださる方にお示しす

るということは非常に大切だと思っております、用途について、現在、各学校の方へ照会をしているところでございます。

学校ごとの用途をホームページに掲載をしまして、寄附をされる方が確認できるようにすることを考えております。

現在、回答があったものの中には、学校の探求活動における必要な物品購入だったりとか、部活動の用具購入、離島学校においては、講師招聘に係る旅費等の経費、ドローン購入など、特色に応じた用途が上がってきているところでございます。

以上でございます。

【松本委員】これもすごく選択大事、もちろん困っているものを上げていらっしゃると思うんですけど、やっぱりこういうことで困っているって、こういうことに今の現状の予算での対応できない。だから、やはり皆様のご支援を賜りたいという、発信の仕方ってすごく大事だと思うんですね。

それは各学校、事情が違ふと思いますし、そういうところを、あともう一つは、先ほどから言うように、どれだけやっぱり発信できるかというところだと思うんですが、やはりOB会とか同窓会とか、そういうところも限られた年代の方であったり、その部分がどこまで広がるかなというところもあると思いますし、もう一つ、その在校生もやっぱり自分たちでこういうことで困っているというのが発信できるような取組とか、保護者もおりますし、そういったところもやっぱりすごく学校ごとに、いろいろな取り組み方があると思うんですが、その周知について、やはりいろいろ工夫が要ると思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

【安藝教育政策課長】周知の工夫についてで

ございますけれども、現状、先ほど中島委員の質問にもお答えしたとおり、ホームページによるPRや、関係団体等への周知、あるいは同窓会を通じた周知というものを考えているところでございますけれども、松本委員のご意見も踏まえて、在校生、保護者、あとそのほかに、広く周知が図れる方法がないかというのは、幅広く概念に捉われずに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【中村(泰)委員長】ほかに。

【溝口委員】先ほどの学校指定型のふるさと納税制度の創設についてお聞きしたいと思いますけれども、一応広報としてはいろんなサイトを使ってやっていくと思いますけれども、学校とも連携しながらということですが、学校に納入する金額が一度サイトの方に入っていくということになれば、いろんな経費がかかってくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺について大体学校とサイトの方との相対関係はどのくらいになっているのか、お尋ねしたいと思っております。

【安藝教育政策課長】サイトを利用してふるさと納税をいただいた場合、通常、一般的にはサイトの業者さんの方に20%ほどの手数料が入るというふうにお聞きしております。寄附をいただいた価格の80%を今のところ税務課の基金の方に一旦積み立てて集計をした上で、次年度の予算要求等に積み上げていくということ考えているところでございます。

以上でございます。

【溝口委員】学校を卒業した方々に一応連絡を学校の方からしてもらおうということですが、直接学校の方に納入というのはできないのでしょうか。

【安藝教育政策課長】その方法も考えをしたところでございますけれども、その場合は自分で確定申告の手続が必要なこと、教育庁の事務局の方に直接連絡が必要なこと、そういうふうな納税をされる方の手間を考えて、一旦サイトを經由した寄附方法というところを決めたところでございます。

今後、寄附の方法を踏まえて直接というところをまた改めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

【溝口委員】寄附する人たちは、やはり自分たちの母校に直接やっていきたんじゃないかと私は思うんですね。

そのときに、やっぱり学校側といろいろな手続は考えながらやっていっていいんじゃないかと思うんですけれども、その辺についての教育委員会と学校との関係をどのように考えているのか、お尋ねしたいと思っています。

【安藝教育政策課長】また、学校ごと、学校で個別のふるさと納税の寄附を受け付けて、手続を行うというところは学校の負担も増すと思いますので、そこは委員会事務局として何らかに対応する必要があると思います。

そのような点も含めて、事務手続も含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【溝口委員】分かりました。ありがとうございます。

県立の中学校と高等学校、特別支援学校ということになっているんですけれども、県立だけになっているんですけれども、市立、佐世保市とか、やっぱりいろいろな市立がたくさんあると思うんですけれど、小学校関係については、県の方と

してどのようにしていくか、市の方との考え方を調整ができないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【安藝教育政策課長】今回、県に対するふるさと納税ということで、県立学校を対象としております。市町立学校については、市町の方で制度を検討していただく必要があらうかと考えており、市町に対して今回の県の取組についてお知らせ、周知を図っていくつもりでございます。

以上でございます。

【溝口委員】分かりました。できれば、やっぱりその県立と市立一緒にしていただければ、寄附をする方々は、やっぱり小学校にもしたい、中学校にしたいとか、高校にもしたいという自分たちの母校には少しずつでもやっていきたいという、そういう考えがあるのではないかなと思うんですね。

だから、これを一緒にやっていくことが意義があったのではないかなと思うんですけども、県立のこの学校だけ、中学校、高等学校、支援学校だけを特別に早めてやったというのはどういう考え方でやっているんですか。

【安藝教育政策課長】先ほども申し上げたとおり、県に対するふるさと納税ということで、県立学校に対する寄附というところで制度を設計したところでございます。

一応、今後、市町にも情報は提供していくというつもりでございますけれども、それぞれの市町の考え方もあらうかなと思って、また足並みをそろえたタイミングで、全ての21市町と県が足並みをそろえたタイミングで開始というところになると、また少し時期も遅れてこようかなと思いますので、今回、県の方で先立って制度を設計したところでございます。

以上でございます。

【溝口委員】県立だけということは分かるんですけども、本当は県の方で、こういうふるさと納税をつくろうって思っておるということ、やっぱり市町との調整の中でしていく必要が私はあったんじゃないかなと思うんですね。この辺が県の方が先立ってやって、後から市はどうしますかという話というよりも、やっぱり一緒になった形を取っていただきたかったなという気がいたしましたので、私はこの質問をさせていただきました。

このことについては、言うようにぜひ市町の方と調整をしながら、できるだけ早く、市町もこのふるさと納税をやっていただけるようにしていただければと私は思っております。

それと、説明の4ページなんですけれども、教職員の体罰等についてなんですけれども、件数として不適切な指導の件数が26件ということなんですけれども、体罰等を受けた児童生徒数は129名で、前年度比較して32名も多かったということなんですけれども、その行った教職員の数が出てないんですけれども、ここに関わった教職員はどのくらいいたのかお尋ねしたいと思います。

【馬木高校教育課人事管理監】体罰等に関わった教職員の数ですけれども、26名ということになっております。

以上です。

【溝口委員】つまり26件ということは、体罰及び不適切な指導の件数が26件ということで、これは教員の数が26名ということで理解していいわけですね。

それでは、体罰を受けた方々、どのような体罰とか不適切な指導があったのかお尋ねをしたいと思います。

【馬木高校教育課人事管理監】体罰の状態ですけれども、素手でたたくであるとか、あるいは

暴言であるとか、そういったものになっております。

以上です。

【溝口委員】体罰はそうかも分かりませんが、不適切な指導ということは、たたいたり、そういうふうにしたことが不適切な指導ということになってくるわけですかね。

【馬木高校教育課人事管理監】不適切な指導に関しましては、体罰ではない、つまり暴言とか、人権を損なうような発言とか、そういったものを不適切な指導というふうに定義しております。

以上です。

【溝口委員】分かりました。26人の教職員が関わったということでございますけれども、児童生徒数は129名ということで、前年より32名増加しているんですけども、例えばどのような場所で、部活とか、いろいろな場所があると思うんですけども、どのような場所でそういう不適切な指導等体罰があったのか、お尋ねしたいと思います。

【馬木高校教育課人事管理監】例えば部活動もそうなんですけれども、授業中であるとか、ホームルームであるとか、放課後の時間であるとか、そういったものになっております。

以上です。

【溝口委員】分かりました。教室でのそういうことがあったということは、26名で、その129件もあったということは、生徒にですね、大変なことだと私は思うんですけども、教室全体に対してそういう暴言を吐いたような感がいたしますので、その辺について、そのときに暴言だけ、どのような暴言があったのかお尋ねしたいと思いますんですけども。

【熊本義務教育課人事管理監】例えばですけども、中学校での授業の中で、特に人権を侵害

するような発言を教師が行って、それを授業でするので、受けていた生徒は相当数いたと。そういったことで、このような人数になっております。発言としましては、人権を侵害するような発言を行ったということになります。

【溝口委員】私がいろいろ聞いている話では、やっぱりいじめとか、そういう暴言を吐かれた方々が不登校になったりなんかして、大変学校に行くことができなくなったような、そういう生徒がたくさんいると思うんですよね。

だから、その辺については、やはり教育委員会としての指導というのは大変重要になってくるんじゃないかと私は思っております。

特に令和4年4月に、教職員の懲戒処分基準が一部改定をされているんですけども、どのような改定をしてきたのか、お尋ねしたいと思います。

【馬木高校教育課人事管理監】特に再発の教職員に対する処分を厳罰化しております。つまり、過去に体罰等で処分を受けた教職員は、前回以上の処分を行うでありますとか、あるいは再発防止研修をやっておりますけれども、再発防止研修を受けた教職員に関しましては、懲戒処分を行うとか、そういった形での変更になっております。

【溝口委員】体罰は目に見えて、その人に行くこと、それは本当によくないと思うんですけども、本当は暴言とか人権を損なうような、そういう指導が、大変心には、多分痛い思いをしながら学校に来ていると思うんですよ。それで学校を休むこともある。そういう暴言を吐くような教職員というのは、本当に私は駄目なんじゃないかと思うんですけども、このことについてどのように考えているのか、教育長、ちょっ

と私はその辺についてはお尋ねしたいと思うんですけども。

【前川教育長】職員に対する処分につきましては、近年は溝口委員からのご指摘のとおり、体罰に加えまして、暴言も含めたその言葉による暴力に対しても厳しく指導をするようにいたしております。

特に事例も幾つか私も伺っておりますけれども、それがきっかけでやはり少し授業に出てこれなくなった生徒とかもやっぱり少なからずその要因になっているかと思っておりますので、そこは体罰に限らず、この処分につきましては、言葉による暴力の部分につきましてもしっかりと対応してまいりような改定にしておりますし、今後ともそのような取組を行ってまいりたいと考えております。

【溝口委員】分かりました。ありがとうございます。体罰は本当によくないとは思っております。しかしながら、その暴言とか人権を侵害するようなその暴言、言葉は、やっぱり特に中学校とか高校も、精神的に配慮する人たちは、大変心を痛めているんじゃないかと思うんですよ。

だから、そういう指導を、その人たちの指導というのは、大変私は重要な分野じゃないかと思ってるんです。だから、その辺について、しっかりと指導していただきたいと思っております。

以上です。

【中村(泰)委員長】ほかに。

【前田委員】今、溝口先生から、学校指定型ふるさと納税制度の質疑の中で、なぜ県立高校だけ、県立だけなのかという質疑を聞く中で、私もこの制度は、事前に説明を聞く中では、いいことだなと思って聞いていましたけども、やり

取りを聞いていて、確かになぜその県立だけが先行するのかということに対しては、少し疑問を感じました。

多分、委員の皆さん全員感じたと思うので、先ほどの答弁では、少しなかなか今からせっかくスタートするんだから、そこのスタートをやっぱり踏み間違うと、後々大変なので、できたら昼休み挟んだ中で、答弁を少し整理していただいて、追加した形で午後、答弁をいただきたいと思うんですけども、もし委員長の方で、そういう趣旨でよければ諮っていただいて、追加した形で答弁の姿勢を求めたいと思います。

例えば長崎市だったら、長崎市は高校で市立で商業高校があるんですよね。そういうところはどうするのかと言ったら、県でもやりましたから市で考えてくださいと言うのかなと思いますし、多分その母校の愛校精神という意味で言えば、高校と同様、中学なんかに対しても、私たちはやっぱりこれからも永続的に続いてほしいと思う気持ちがあります。

先ほどどのように使うか、活用に使うかと考えた、そういうのをホームページへ出していったら、中学校も同様な悩みを抱えていると思うんですね。

ふるさと納税制度にしても、寄附する方は、税制上の優遇措置まで求めているかという、そうじゃなくて単純に本当に自分の少しばかりの寄附がお役に立てばという方はたくさんいると思っていて、そういう方は確におっしゃるように、20%の手数料を取られるよりは、直接的に学校に寄附した方がいいと思うし、感謝の表われ方として、一部どこかに寄附者の名前を出していただくとか、そういうことだけで多分十分納得されると思うんですよ。

そう考えたときに、まだまだこう市町とか、

庁内の中で検討すべきことがあろうかと思えますので、できましたら、ちょっと先ほどの担当の方だけの答弁では、ちょっと僕は不十分だと思いますので、答弁整理を求めたいと思います。

【中村(泰)委員長】ただいま前田委員より、ふるさと納税に関する意見が述べられました。確かに、高校だけ先んじてやったことを、市町を待たせたらなかなか進まないといったところは分かりますけれども、そもそも市町に対して、まず呼びかけをしたのかといったところですね。

当然、高校だけすればいいというわけでもないですし、一旦、教育委員会の方で整理をしていただいて、午後一で、教育政策課長より再度ご答弁いただけるか、一度、よろしいですか。

【安藝教育政策課長】今、前田委員からご指摘いただいた部分を整理して、午後から、また改めて答弁をさせていただきたいと思います。

以上です。

【中村(泰)委員長】ほかに。

【中山委員】それでは、教職の魅力化作戦会議についてお尋ねします。

提言書自体は、やはり評価すべき点は多々あると思いますけれども、目的は教師のやりがいをもたせようということですから、その点で考えた時に教師の意見というか実態が十分に反映された会議になっているのかなという疑問がありますので、そういう観点から幾つか質問をいたします。

まず、この委員の名簿ですね、民間人が3名、教育関係有識者が4名、PTAが2名、行政が3名、学校が3名ということで、校長先生が中心になっていると思いますが、当の現職の小学校、中学校、高校の教師が入っていないんですね。よく、この前の離島留学生もそうやったんですけど、担当の実際に詳しい、やっている教職員が、な

ぜこういうときに入って議論をやらないのか、そういうことまで考慮できなかったのか、まずその辺をちょっとお尋ねしたいなと思います。

【山下働きがい推進室長】働きがいの改革等につきましては、職員と直接意見交換を行ったりもしておるところですけども、本会議につきましては、外部の方からの知見をいただきたいということで、このようなメンバー構成にしております。

以上でございます。

【中山委員】それでは、学校の校長先生とか、長崎県立高等学校長協会会長、長崎県校長会会長さんとか、PTAとか教育関係者は部外者ですか。

【山下働きがい推進室長】教育の関係者も踏まえて、外部の方と代表的な意見のやり取りを活発に行うために、入っていただいております。

【中山委員】問題は、教職員の働き方を改革するわけでしょう。教職員の実態の意見をこれアンケートでやっているわけですね。アンケートを取ってますけども。じゃなくて、自主的にアンケートについて質問しますけども、やはり教職員の生の声が、この中で反映されておるのかと。生の声を聞きながら、教職員が働きがいがあるような形につくり上げていかないかんし、あくまでも教職員が中心になってつくっていった、これ中心にいったという形に持っていかなば、これ現場に落とすわけでしょう、学校に。それに関してはぜひ、小学校、中学校、高校の先生をこの会議に入れていけば、もっといいものが出てくる可能性が僕はあるし、そうすべきだと思うんですね。ぜひ、その点についてはまず指摘しておきたいなと思います。

それでは、この教師の意識調査について、幾らかお尋ねいたしますが、働き方改革を進める上で何が必要ですかということで、環境の改善

が33.6%で1位、リーダーシップや意識の改革が24.1%、保護者、地域の理解・協力が16.1%で、教職員同士の連携・協力が13.9%となっています。

それでは、この環境改善の中で、人手不足約60%、断トツに多いわけですね。これは随分昔から言われた問題であって、そうすると、これが10年前から、このアンケート調査した段階で、改善傾向にあるのかどうかというのが一つ、なぜ高校の教職員は入れなかったのか、取らなかったのかということ。

それと、小学校、中学校、高校、そして、若手・中堅ベテランで、この人員不足の中身は僕は違ってくるんじゃないかと思っているんですが、その辺をそれぞれちょっと教えていただけますか。

【熊本義務教育課人事管理監】まず、教員不足の人材不足の中で、小中学校における要因としましては、近年の大量採用に基づきまして、若手の教職員が増加していることにあるかと思います。

結果的にそのために産前休暇、育児休業を取得される方が多く増加しておりますので、そちらの方に従来、臨時的任用であった方が優先的に回っているということ、結果的に病気休職等を取られた方の代替者が、そちらに回す分の臨時的任用者が不足しているという状況、このことに人材不足が起因していると思われます。

以上でございます。

【中山委員】高校はどうですか。

【馬木高校教育課人事管理監】今、義務教育課が申し上げたものに加えて、大量退職ということと、あと先ほどから話題に上がっている教職員の魅力低下ということで、採用の段階での志願者の人数がなかなか以前と比べると少な

くなってきていて、倍率が低下しているといった部分もあるかと思います。

以上です。

【中山委員】それでは、小学校の若手、中堅、ベテラン、人手不足感化については、同じですか。

【熊本義務教育課人事管理監】休憩をお願いいたします。

【中村(泰)委員長】休憩します。

— 午前11時50分 休憩 —

— 午前11時51分 再開 —

【中村(泰)委員長】委員会を再開いたします。

【中山委員】同じ要するに人員不足についても、それぞれ違うんですよ、取り方が。それぞれある現実の先生が、やはりこういう会議の中で話をせんことには実態が伝わらないんじゃないかと。

統計上、人員不足ということだけで取られてしまうということについては、実態と外れているんじゃないかと。本質的な議論ができたのかということが心配するわけですよ。そのために今いろいろ聞いたけども、違うじゃないですか。

高校、中学校、小学校、若手、中堅、ベテランがおって、人手不足の、人員不足のあれは違うじゃないですか。

それと合わせて、次のリーダーシップや意識改革について、この中では特に管理職の意識改革を期待、リーダーの決断力というふうにあるんですけど、教職員はこれについて、リーダーシップの意識改革について、小学校も中学校も高校の先生も同じような捉え方でいいんですか。

【熊本義務教育課人事管理監】小学校、中学校、高等学校、それぞれの実情に応じて、このリーダーシップ、意識改革も図られていくべきかと

考えております。

【中山委員】小学校、中学校、高校で、それぞれがリーダーシップは違うんですよ。これをね、この会議の中で反映できたのかどうかということについて、僕は疑問を持っておるわけです。

ただデータを出して、調査を出して、それが全てだけでは、なかなか議論が進まんのじゃないかと。せっかくこういう形でやるならば、当事者を入れてやはりきちんと実態、実態に合わせた中で、それを出してもらって、そうしたところで協議することが実態解決の第一歩につながっていくんじゃないかと思うんですよ。ぜひそういう意味で、調査でアンケートだけで提出することについてはいささか疑問があります。

合わせて、もう一つありますけども、子どもたちの意識調査ですね。この中で、「理想の先生はどんな先生ですか。」「どんな先生に教わりたいんですか。」とありますけども、「授業の教え方が分かりやすい」というのが、小学校、中学校、高校、65%、73%、70%、非常に多いんですよ。この点について、子どもはこう思っているけども、当該の小学校、中学校、高校の校長先生が、これについてどのような捉え方をしておるのか、お尋ねしたいと思います。

【熊本義務教育課人事管理監】この提言につきましては、今、ご覧いただいています子どもの意識調査も含めた資料も含めて、各学校の方に周知がなされておりますので、各学校の校長はこれを見ながら、また各職員等に何らかの働きかけをするものと思われま

【中山委員】いやそうじゃなくて、あくまでもこれは作戦会議の提言でしょう。そのための資料でしょう、これは。だから、要するに僕が言いたいのは、子どもは授業が分かりやすいようにしてほしいとするけども、先生たちが果たし

てそれに対してどういうふうな思いを持っているのか、子どもの思いと、先生の思いが一致していれば問題ないんですよ。

逆に、子どもの意見に耳を傾けてくれる、小学校は22%、中学校は27%、高校は34%、これについても、先生はもっと子どもの意見を聞いとるというふうにするかもしれない、僕の調査では。この辺がやはりきちんと整理していかないかんし、これはあくまで教職員の働き方をするための資料であり、提言でしょう。そのことが子どもにどう反映するかという部分ですから、ぜひそういった面でも、今回の子どもの意識調査とか、先生の意識調査については、残念ながらこの魅力化作戦会議に十分に反映されてないんじゃないかということを、今、改めてそう思うわけでありますが、最後に、ちょっと学校現場の話も出ましたんで、ちょっとお尋ねしますけども、この作戦会議の提言の終わりに、学校で提言に基づく取組を実施していくに当たっては、職員の意見に耳を傾けながら、この職員というのは何を指すのかという問題と、職員とともに作成した目標、そしてロードマップのもと計画的に実施とありますけども、職員とともに作成した目標とはどういうふうなものなのか、ロードマップというのは、今どういう形で実施しようとしているのか、これについてお尋ねしたいと思います。

【山下働きがい推進室長】職員と言いますのは、事務職員等を含めて教職員のことでございます。

ロードマップですけども、今のところまだ、これからつくっていくということになります。

それから、先般、国の方で、公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立しまして、この中でも計画を立てていくようにという記載

がありますので、国の動向も見極めながら、考えていきたいと思っております。

【中山委員】そうすると、教職員とともに、作成した目標、ロードマップ、やはりここが一番の肝だと思うんですね。やはり教職員が自ら計画に参画したと、その実感が無い限り、なかなか前に進まんじゃないですか、僕は。そのためには、この提言も現職の教職員が提案したんだと、そういうのがあれば浸透がしやすいんだと思うんですね。

そして、ここは進捗管理、これは学校がするんですか、働きがい推進室がやるんですか。その辺の進捗状況と効果の検証についてはどこがやるんですか。

【山下働きがい推進室長】市町の学校につきましては、基本的に学校がしていただいた後、市町の教育委員会になると思います。

ただ、それぞれがばらばらにやるのではなく、県でも市町と一緒に年に数回、超勤改善等対策会議をやって、意見の調整等を行っていますので、その中で出ました、いい取組などは共有をしてみたいと考えております。

【中山委員】それでは、いい事例については取り組んでいきたいと言っているけども、500近くありますよね。やはりこれは、働きがい推進室なり、全体的なやつを学校全部、500なら500、小学校、中学校、高校入れて、どういう状況で進んでいるのか。この学校は進んでないじゃないとか、取りあえずそういうのを全体的に把握して、進捗管理をして、その中で効果が出たものについては、広く他の学校に報告すればいいわけであって、ぜひそういう形では学校任せにするんじゃなくて、もう少し働きがい推進室が関わるべきだと思いますけど、いかがでございますか。

【山下働きがい推進室長】庁内各課や市町教育委員会とも相談しながら、どのような形がいいか、協議をしてみたいと考えております。

【中山委員】ぜひ、働きがい推進室をつくったということも一つの前進なんですよ。しかし、問題は、深刻さというのは非常にもうかなり危機的状况に來とるんで、いかに現実的な対応をしていくのか。あくまでも職員の、校長先生を含めて職員のやる気をどう持っていくかということが、非常に意識改革していくことには大変な問題になってくると思いますので、それも含めて、やはりあなたたちが気迫を持ってね、やはりよく耳を聞きながら、やはり長崎県全体として取り組んでいくんだというような、そういう思いを持ちながら、適宜適切に意見交換しながら進めていただくことを期待していきたいと思っております。

【中村(泰)委員長】それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。午後は1時30分から委員会を再開し、引き続き教育委員会の審査を行います。

— 午前11時59分 休憩 —

— 午後 1時28分 再開 —

【中村(泰)委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、教育委員会の審査を行います。

【前川教育長】午前中の審議の中で溝口委員、そして前田委員からお話がございました学校へのふるさと納税の新しい制度の件でございます。

午前中の質問の中で、市町との連携が少し足りないのではないかというご質問をいただきました。まさにおっしゃるとおりだと思います。

常日頃、市町教育委員会との連携、つながりをモットーとして取り組んでいる私としまして

は、反省すべき点もあろうかと存じております。

一方で、今回はまずスピード感を持って対応するというのが一時的にございまして、寄附の手法も様々ございます。今回の個人版のふるさと納税、あるいは企業版のふるさと納税というのもございますし、あと個別のプロジェクトではクラウドファンディングというような手法も今、様々ございます。いろんな手法の中で、今回はまず、ある学校の同窓会の方からご提案がございまして、ご自分が周りの人間にも声かけをしたりとかするときにも、使い勝手のいい便利な制度があればというようなご提案もいただきまして、まず、スピード感を持って今回の制度を創設させていただきました。

しかしながら、市町との連携も大事でございますので、今回、私どもと税務担当部局、財政担当部局、あるいはサイトの事業者等と様々な調整をして今回の制度をつくりましたので、そのノウハウをいち早く市町教育委員会とも共有をいたしまして、今回で終わりではなく、まだ、今申し上げた様々な手法もございますので、そういったいろいろな学校を応援したいと思っていらっしゃる思いのある方々にお応えできるよういろいろな手法を、市町教育委員会とも連携をしながら、今後も取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【中村(泰)委員長】それでは、午前に引き続き、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんでしょうか。

【近藤委員】私の方からちょっとですね、私、この前、新聞を読んでいたら、教頭職の仕事の軽減するというようなあれを書いていたんですけども、私がいるときからもう教頭職ってすごく仕事が多くて、ああ、いいことだなと思って、ちょっとどういうふうな形の中で教頭職の仕事

を軽減していくのか教えていただければと思います。

【熊本義務教育課人事管理監】教頭の働き方改革と捉えておりますけれども、具体的には、今現在、市町と連携して行っております超勤改善等対策会議、こちらの方で幾つかの具体的な方策を確認して推進をしているところです。

具体的には、例えば教頭の担当授業時数、これを軽減すること、あと教頭が主に担当しておるPTA業務について見直しを図ること、あとコミュニティ・スクールを生かした働き方改革、あるいは部活動の指導体制の適正化等々と合わせて、特に教頭については、授業時数の軽減やPTA業務の見直しについて具体的に進めようとしているところでございます。

【近藤委員】例えば、教頭と言ったら前から鍵を一番先に開けて、一番最後に鍵を閉めて帰るのが仕事だったんですけども、そういうような仕事内容は、今どういうふうな形でやられているのかちょっと教えてください。

【熊本義務教育課人事管理監】小中学校におきましては、学校のいわゆる解錠、施錠については、教頭の業務から外すということを全ての市町教育委員会で確認をしております。

実際には教頭だけではなくて、例えば管理職、校長や副校長等で対応するものが7市町、あと管理職だけではなくて、ほかの教員も含めてローテーションで対応しているところが12市町、あとは用務員さんに行っているところとか、一部中学校については、3市町が外部に実際委託をしていると、そういった状況でございます。

【近藤委員】それで今、教頭の授業数を減らすというふうなあれだったんですけども、今現在、教頭で一番困っているのは、学校で先生たちが

病気で休むとか、いろんな形で、その学年とか何とかで、支障があるときに、その支障のある学年に対しての授業とか何とかを教頭がやっているんじゃないかと思うんですよね。

だから、そういう状況の中で、さっきから先生たちの数が足りないとか、例えば産休のときの先生をどうするかとか、そういうのが今問題になっていると思うんですけれども、例えばそういうときに全部教頭任せじゃなくて、何かそういう計画があったら教えてください。

【熊本義務教育課人事管理監】ありがとうございます。今まで解錠、施錠もそうなんですけれども、学校の業務が比較的教頭に集中しがちな傾向では確かにあったかと思います。その流れの中で、例えば代替教員も足りない場合に、その授業についても教頭先生の方というような傾向はありました。

ただ今現在、教頭の成り手不足も相まって、やはり教頭の業務改善というのも喫緊の課題と捉えておりますので、そういったことも含めて、例えば教頭だけではなくて、ほかの教員と分担するなど課題を共有しながら対応していきたいと思っております。

【近藤委員】一番問題なのは、教頭、校長になりたがらない現象というのが結構あるんじゃないのかなと思うんです。我々は、学校に勤めたら、やっぱり教頭、校長というのは、一つのですね目標として、教員が一生懸命頑張る一つの目安としてやっていたもんだらうと思うんですけれども、逆に教頭になりたくない、校長にはなりたくないけど教頭にはなりたくないという形で、教頭試験を受けないというのをいろいろ聞いたことがあるもんですから、やっぱり教頭、校長のそれなりの仕事も大事さってあるんで、各学校の先生たちがしっかりそういうところを見据

えた中で教育をやっていってほしいなと思います。

もう一つなんですけども、ちょっとこれは自分がうれしい話なんですよ。1か月ぐらい前ですけども、自分がちょっと家を外れて、近くの広場に行って、ある高校生です。高校生と話をしたんです。

そしたら、その高校生が、私は離島留学で、高校を言っていていいかな、奈留高校、奈留島ですね、奈留高校に行っていますと。それで、中学校のときは不登校やった。そのときお母さんもおって、3人でちょっと話をしたんですけれども、えらい生き生きした形で、学校、楽しいかと言ったら、楽しいですということで、一番びっくりしたのが、その子は、英語、それで何で普通の日でこういうところに来てんのと言ったら、いや英検を受けに来てましたと、それで何級と言ったら、1級と言ったんかな2級と言ったんかな。ちょっと待って、奈留高校で、英語が好きで、どういうふうな形で英語を勉強したんだと言ったら、先生がいたと。それで今年はその先生が転勤されてでも、その先生がたまに電話してきながら、一緒に勉強してると言ってる。それで、もう今、3年生だったんですけど、今度アメリカの大学を受けると。

そういう話を聞いて、うわって、奈留高校に行ったらよかったかと言ったら、よかったですよ、そういう話を、親御さんも一緒に言ってたもんで、ああ、すごいなって、離島留学で、それで英語って、その先生にどういう先生が関わってくれたのか分からないんですけども、その先生が諫早かどこかに転勤されたけども、そこからいろいろ電話してくれたりなんかして、そういう1級を受ける試験を今、受けに来ていますと言って、本人はもうしっかりしたアメリカ

の大学を受けますという自信を持った、そういうあれを話してくれたときに、自分も、ああ、すごいなと思って、やっぱり離島留学とか何とか、中学校までは不登校でもそういう事例がある、こういうのはしっかり県としても出していてもらえればと思うんです。もう本当、自分も話しながらうれしく思ったので、報告にしておきます。

【中村(泰)委員長】ほかに。

【前田委員】心温まる質疑の後で恐縮ですけども、申し訳ありません。

教職の魅力化作戦会議の提言の中にも出ていますデータとかアンケートで、やっぱりその子どもたちが抱える困難の多様化、複雑化ということを社会情勢によって対応していかなきゃいけないという中で、まず一つお聞きしたいのは、ここんとこ少し社会問題にもなっているヤングケアラーですね、報道とかでもあってますけども、本県においてどれぐらいの子どもたちがいるのかということと、その支援についてどういうふうにやっているのか、高校とかに絞ってで結構なので、少し数字も含めてお答えいただければと思います。

【高比良児童生徒支援課長】ありがとうございます。教育現場におけるヤングケアラーの実態調査ということで、これはこども局の方で実施をしているんですが、各学校が児童生徒を対象に、定期的に実施をしているいじめ等の生活アンケート調査、これの中にヤングケアラーに関する質問項目、「家族の中にあなたがお世話をしている人はありますか。ここでお世話とは、普通、大人が行うような家事や家族のお世話を指します。」という項目を追加して、調査を実施しておるところです。

その中で、高校生で申し上げますと、その質

問に対して178名の生徒が「はい」というふうなことで回答をしているところです。

この後、質問を該当した生徒に対して、学校側で個別の面談を行い、学校としての対応等を検討した上で、外部機関への相談等が必要な生徒が、高校では24名ほどいたというふうなところで、令和6年度は調査をしているところです。

こういった生徒については、先ほど申し上げましたように、学校の方で聞き取り等もしていますので、学校の例えばスクールソーシャルワーカーなどにしっかりつなぎをして、外部にもつないでいただくというふうなことを指導しているところです。

以上です。

【前田委員】そういった子を学校ごとでの対応の中で、該当者が見つかった場合に、今おっしゃったように、学校の担任とか、スクールソーシャルワーカーの方を通じということですけども、スクールソーシャルワーカーの方にそういうヤングケアラーの支援の対応ができるのかと、ちょっと僕はよく分からないんですけども、そこは十分その高校の方にもSSW、スクールソーシャルワーカーが配置されていて、そういうことが対応できるというふうに受け止めていいんですか。

合わせて、新聞等で見るところによると、やっぱりヤングケアラーというのは、きめ細かい、部署もまたがってというか、縦割りで多分なかなか改善できないところがあるからということで、他県においては、その支援の要綱をつくっているところもあるということも報道等で知りましたが、そういった対応要綱等の作成の必要性も僕はあるんじゃないのかなと思って、この質問をしていますけども、改めて対応について確認をしたいと思います。

【高比良児童生徒支援課長】今ご質問にありましたSSW、スクールソーシャルワーカーについてなんですけれども、県内の県立高校におきましては、43校にスクールソーシャルワーカーを配置をしております。これは単独校方式ということで、1校に1名という場合もありますが、拠点校ということで一つの学校、それから周辺の学校というふうなところ、合わせて43校ということで配置をさせていただいているところです。

このSSWについては、資格を持った方であったりとか、もともと教員であったりとか、そういった関わる職をされていた方というふうなところをお願いをしているところなんですけれども、スキルアップのために、スクールソーシャルワーカー活用事業運営協議会というものの中で、学校においてヤングケアラーを発見した場合の対応等についても、講義、研修等を行ったりしているところです。

先ほども委員からご指摘がありましたけれども、この支援については、今後もヤングケアラーの対応を、家庭問題への介入ということで、保護者に関する指導等、複雑困難で、教職員や学校の対応、非常に難しいところもあるんですが、条例に示されているとおり、学校の業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性があることを認識しておくことは非常に大切なことでもありますので、ヤングケアラーの存在に気づき、必要な支援にいかにつなげていくかということについて、学校に浸透させるような、そういった研修の機会を設けていければというふうに思っております。

【前田委員】ぜひよろしくをお願いします。子どものためのですから、一義的には子どものためですけれども、それを受け止めた教職員の方の対応も非常にやっぱり悩まれると思うので、そこ

はもう外部機関に20人つなげたという実績もありますので、きちんとした対応をお願いしたいと思います。

そうする中で、その家庭に踏み込んで、いろいろ調査することは今まで難しいとなった中で、一つちょっと僕が問題意識を持っているのは、ヤングケアラーも含めてなんですけれども、やっぱり子どもの家庭環境における貧困の問題が、最近ちょっとクローズアップされているという中で、奨学金制度、いろいろあるようにお知らせいただきましたけれども、この中で奨学金を受けている高校生たちがどれぐらいいるのかということ把握しているのかというお尋ねを事前にしたところ、知っているところの制度の中で分かるところは当然あるけれども、そのほかのまろもろのところについては、やはりその個人情報でもあって、なかなか承知していないということでお聞かせいただきました。

ちょっと奨学金について分かる実態があればお知らせいただきたいのと、そうは言っても、何かやっぱり現場レベルの話を聞くと、かなり多くの生徒たちが何らかの奨学金を受けていると。それはもうほぼほぼ大人になって返すような奨学金が多いという中で、もう少し、そこをきめ細かくしっかり把握して、でき得る支援をすべきじゃないかという声があるんですけれども、そういうことも含めて、子どもの家庭環境、特に経済的な環境についての調査等について、これからどのように考え、どう対応していこうとしているのかを確認させてもらいたいと思います。

【山崎教育環境整備課長】まず、奨学金についてお答えをさせていただきます。

奨学金につきましては、私どもの方で所管しております公益財団法人の長崎県育英会とい

うのがございます。そちらの方につきましては、高校生における貸与者数というのは一定把握しております。

具体的に申しますと、令和6年度におきましては665名に貸与をしているというような状況でございます。それ以外の例えば各市町が行っている奨学金でありますとか、民間団体、そういったところにつきましては、先ほど委員の方からご案内がありましたとおり、個人情報もありますので、なかなか把握はすることができないというような状況でございます。

また、貧困に対してでございますけれども、国の支援制度ということで、高校生に対しましては、住民税非課税世帯の高校生に対しまして、奨学給付金事業というのをしております。これはあくまでも非課税世帯に対してということでございます。県内の公立高校につきましては、基本的にはその該当になる生徒につきましてはご案内をさせていただいて、申請があれば支援をしているというような状況でございます。

以上でございます。

【前田委員】なかなか難しい面もあるかと思いますが、本当にその経済的に困っている家庭がもし実在するとするならば、その全体像の把握というのは、何らかの形でやった方が私はいいと思うので、改めて市町も含めるところでそれを検討してもらいたいなということを要望しておきたいと思います。

最後になりますけれども、また、この同じ資料の中でも、ワークエンゲージメント アンド負担感の現場というところで調査結果が出ていますけれども、せんだって質問したと思いますが、職員の方へのクレームの対応ですね、要はいわゆる僕はカスハラだと思っていますけれども、例えばその現場の話も聞いても、長い方はもう

1時間近くやっぱり苦情を言われる保護者の方もおられて、その対応も大変だという話を管理者の方から聞いたこともあります。

この中でもやっぱり一番出ているのは、負担感の中で一番強いのはやっぱりクレーム対応というふうになってるので、ある意味これについても、教育委員会として、対応の要綱をつくるべきだと思いますけれども、現状の把握と、学校の先生方の負担感と合わせて今後、今どういうふうに対応しているのかについて確認させてもらいたいと思います。

【馬木高校教育課人事管理監】まず、現状から申し上げたいと思います。

学校に寄せられる外部、保護者からの相談等は、基本的にはまずは学校が対応しているところです。内容や必要に応じて、学校の対応というのが一番迅速に対応できるというところから、そういった支援を行っています。

ただ、例えばその中で、学校に対する過大な要求等に関しましては、県立学校においては、学校が弁護士に直接相談できる制度を設けており、学校だけでは解決が困難な諸課題に対して専門家の支援が受けられるようにしております。また、県立学校においては必要な学校に学校経営アドバイザーというものを配置いたしまして、学校経営のサポート及び教職員との面談による助言等、教職員の負担軽減に取り組んでいるところです。

以上です。

【前田委員】そういう制度とか対応というのは、多分先生方も当然分かっていると思うんですけども、受け止める方としてはなかなか、電話のやり取りや代行されている対応という中では、やっぱりご苦勞が多いというふうに私は聞いています。

そう考えたときに、やっぱり少しマニュアル化したというか、きちんとした対応の要綱というものが私は必要だと思うんですけども、そういうことに対して、ちょっと教育政策監としてお考え等も含めて、もう一度ご答弁いただければと思います。

【狩野教育政策監】今の人事管理監の方から答弁ありました学校の対応としては、学校で対応できないものは弁護士であるとか、場合によっては警察とか、指導助言を受けると。もっとひどい場合には、警告というのもあり得ると考えております。

東京都の教育委員会が昨年の10月でしたか、カスハラ防止条例を制定をして、その小中学校の教職員にもアンケートを取ったということもございました。

委員からご指摘ありましたとおり、保護者からの長時間の電話によって授事業に影響あるということもあるということも伺っておりますので、今後、それは教育委員会としては課題と受け止めておりますので、東京都の取組なども参考にしながら、本県としてどういうことができるかというのは考えてまいりたいと考えております。

【前田委員】なかなか表に出てくる話じゃないので、顕在化しないと思うんですが、せんだってでも検討してやった中で、介護支援事業所にやったところ、やっぱり利用者の方からのカスハラというかが、4割近くあったというデータも出ていますので、ぜひ政策監がおっしゃったように、少し一応、アンケートを取る中で、全体像を把握する中で、次の対策、条例というところまでは、これも全庁的な話なので、もちろんその学校以外のところもカスハラはありますから、そういうのが必要かと思いますが、ぜひそ

の要望等も含めたところでの、どんな対応ができるかということについては、早急にアンケート等を実施してほしいと思いますので、要望もしますが、改めてアンケートをやるということであれば、やるというようなご答弁をいただければと思います。

【狩野教育政策監】まず、その学校の実態というのを把握することが必要だと思いますので、それはアンケートという形式をとるかどうかなというのも含めて、今後検討してまいりたいと考えています。

【中村(泰)委員長】ほかにございませんか。

【山村委員】縦長の3ページの教職の魅力化作戦会議の件で、私の方からもちょっと確認を含めて質問させていただければと思います。

早急に取り組むべきこととして3項目あるんですけど、そのうちの一つの業務削減、効率化については、先ほどご答弁いただいたとおり、いろいろされているかと思うんですけど、3項目ある中で、業務の効率化と、この3番目の学校・家庭・地域・企業が主体的になってという文言があるんですけど、考え方によっては相反するような形で業務が増えているような形にも見えないこともないという、地域によっては学校に期待してしまうところもあるかなということでは思っておりまして、この辺がどのような考え方であろうという書き方になったのか。それと今後どうやって取り組んでいくのかというところを教えてください。

【山下働きがい推進室長】この提言3につきましては、社会総がかりで子どもたちの教育を支える状態が理想的ではありますが、現状、学校へ負担が集中している状態となっておりますので、学校や家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、子どもに関わっていくという提言

でございます。

確かにこの提言に沿って、学校以外がすべきこと、また学校以外ができることについては、全て学校が段取りをするのではなく、中にはその地域等にご協力をいただくなどして、特に特定の職員に過度な負担が生じないように、進めてまいりたいと考えております。

【山村委員】ありがとうございます。多分やっぱり書きぶりだけでは、なかなかちょっと理解がしにくい、地域の人間として理解がしにくいというのが、正直なところでして、子どもたちのアンケートにもありますように、その授業の教え方が分かりやすい先生がいいよとか、学校の先生は人員不足とか、業務の削減を求めているという中でありますので、多分言いたいことは、子どものために必要な地域活動は、一緒にやっていきましょうということなのかなということで、往々にして今まで、私もPTAとかいろいろやってきましたが、地域が学校に求めることが結構多かったような気もするところもありまして、その辺をある意味、教育委員会できちっと排除してあげなきゃいけないのかなというところがありますので、学校現場ではなかなか難しいのかなという思いもありまして、一応確認をさせていただきました。

次の質問に入りたいと思います。教職員の体罰について、先ほどもお話あったんですけども、体罰は決してよくないとは思っていますけど、それがやった先生がみんな悪い先生かと言うと、そうでもないのかなというちょっと思いもあるものですから、なぜ、小中高、多分体罰があっていると思うんですけど、その割合というか、数とかが分かれば教えていただければなと思います。

【馬木高校教育課人事管理監】令和6年度の実態

調査の結果ですけれども、全体で26件あったうち、小学校が4件、中学校が11件、高等学校が11件でございます。

以上です。

【山村委員】こういったケース、授業中なのか、高校とかは多分部活なんだろうなと思うところがあるんですけども、具体的な中身を、中身というか、どういうケースなのかというのを教えていただければと思います。

【馬木高校教育課人事管理監】授業中に教員が生徒を指導している中で、生徒たちが反抗的な態度を取ってしまって、それに感情的になってしまって、体罰を行ってしまったとかいう、そういう事例が多くございます。

あと状況は変わりますけれども、ホームルームの中でそのような状況であるとか、部活動の中でそのような状況とか、そういった状況が実態としてあるかと思います。

以上です。

【山村委員】ありがとうございます。多分厳罰化とか、いろんな取組をしながら防いでいこうとかいうことだと思うんですけども、やっぱり小学校が4件とかあっているということは、ある意味、担任の先生なのかなとか思いながらもいるんですが、どうしてもその体罰を振るってしまうというよりも、暴言を吐いたりいろいろあると思うんですけど、何となく学校組織として、どうしても先生って、僕らが習っていた頃は、もうその先生に偏っていたというか、小学校へ行けば、1人の先生にずっと1年間、2年間ずっとその先生にお世話になってしまうというところがあって、隣の先生とは全然接点がなかったりするので、体罰ということとか、社会で考えたときに、いろんなトラブルがあったときには、恐らく組織で対応していったりするんですけど

も、そういった対応が多分、学校現場にも必要じゃないかなとは思いますが、そういった観点で、どういった今後、その取組というか、その体罰をいかに減らしていくかの中で、どういうふう考えられているのかというのを少し教えていただければと思います。

【熊本義務教育課人事管理監】体罰の防止、再発防止に係る組織的な対応として、今現在行っているのが、体罰を行った者に対して、再発防止の研修を1年間課しているわけですが、その研修を当該の職員だけではなくて、それが発生した学校においても研修等を行うようにしております。

以上でございます。

【山村委員】ありがとうございます。これはちょっとご要望になるんですけども、体罰が起きそうな事例というのは、多分、前兆があるのかないのか、クラスの状況がいろいろあるというのは、多分それなりに薄々分かっているんだろうなというのは、これは想像ですけども、中で、その学校の組織としてどうやって対応していくかという、未然に防ぐというところですね、いうところも含めて、いろんな取組をしていただければと思いますので、これはあくまで要望にかえさせていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

ちょっとすみません、3点目、お願いいたします。これは載ってないんですけども、いろんなところで内部通報制度の話が出ていまして、ちょっと学校教育現場はどうなってるのかなというところで、ちょっと私の方で確認させてもらったんですけども、教育現場においては、長崎教育委員会法令違反等通報制度というのが多分あると思います。

その中でちょっと読ませていただいている中で、

ちょっとおやと思ったのが、対象除外する項目の中で、既に把握して調査をしている場合は受理しないとなっているということの項目がありました。多分、内部通報制度って、そういう制度じゃなくて、いろんな方々の人権を守るためにいろんなことがあって、その除外対象というのはなかなか多分厳しい項目じゃない限り、厳しいのかなというふうに思っておりますが、この辺、どういう考えでこうなっているのかと、今後どうなるのかなというのをちょっとお尋ねしたくて聞かせていただいております。

【安藝教育政策課長】今、山村委員からご指摘いただいたのは、長崎県教育委員会法令制度と法違反等通報制度に関する要綱の第2条第3項第6号に関する事かと思っております。

同法において、既に関係所属が通報の対象となった行為または、事実に対応している場合は、通報の対象としないというふうに規定されておりまして、現況、通報された方に対しては、不受理として通知をしているところでございます。

通報の対象とはしないものの、情報提供を受けたものとして、教育庁としては、不受理としたものについてもしっかり調査を行い、対応してきたものと考えております。

しかしながら、不受理とした場合には、通報書を提出した方に調査結果をお知らせすることがなくて、仮に、法令違反がなかった案件であっても、通報書を提出された方がその旨を知るべきがないと思っております。

県教委が事実を隠しているというような無用な誤解とか不審を招く可能性もあるものと考えております。

委員のご指摘を踏まえまして、他県の状況も確認しながら、よりよい制度運用ができるよう見直しを含めて検討してまいりたいと考えてお

ります。

以上です。

【山村委員】ありがとうございます。ぜひ検討してみてください。多分、通報された方のいろんなものを守るのもそうですし、組織としても守るという意味では、厳しい方に持っていった方がいいかなと思っておりますので、ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問ございませんでしょうか。

【坂本委員】文書で出されておりますけれども、説明書5ページの高校生の進路状況についてお尋ねいたします。

これは私立学校の方は学事振興の方でもお伺いしましたので、学事振興と緊密な連携を取る必要があると思いますから、ちょっと質問させていただきます。

本県の公立高校の就職率99%というふうなことで、そのうち県内の就職率が69.9%というふうなことであります。

これ3年間ぐらいちょっと遡って同じような、例えば6月議会で報告されていますから、資料を見たんですけど、ほぼ変わらないと言いますか、公立高校全体では県内、県外含めて大体99%台、それから県内の場合は67%から69%、今回、高いんですけども、69%というふうなことで推移をしているようです。

それで、これ学事振興のときも指摘させていただいたんですけども、6ページに、要するにそういった県内の就職率の向上のために、様々な取組をここに記載、県教育委員会としましてはということで、キャリアサポートスタッフだとか、それから、先ほども説明があったとおり、様々な形を取り組むと、それで労働局、それか

ら産業労働部など関係機関と連携を密にしてというふうなことでありますけれども、この書きぶりも、すみません、何と言うのか、3年間同じような内容なんですよ。これ学事もそうだったんですね。ああと思いながら、ちょっと読み返したりしておったもので、学事のときには3年間ずっと一緒じゃないですかというふうな指摘をしながら、あえて指摘をせざるを得ない状況なんですけれども、それで、もちろんいろんな取組ですね、私学、それから公立含めて、総務、学事振興課とも連携を取っていると思いますし、今、産業労働部。

学事のときも言ったんですけど、県の出先の各振興局ですね、長崎とか、諫早、県南、県央ですね、あと県北とか、そういったところと連携が必要じゃないかなというふうに思っているんです。

それで、例えばこの県内就職した子どもたちの就職先だとか、それをきちんと地域、業種ときちんと分析した上で、そうした地域で言うと振興局と連携をしながら、その振興局と、どういった企業があるのか、そして、どういった業種とか、要するにマッチングをきちんとしていくという作業が、やっぱり必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、そういったのをどのように取り組まれているのか、そこら辺についてちょっとお尋ねいたします。

【岩坪高校教育課長】今、ご指摘ありましたように、県立高校においてもキャリアサポートスタッフであるとか、他部局との連携等によって、県内就職率も徐々に高まってきているという状況でございます。

特に高校におきましては、地区を超えて通学をしている生徒もたくさんおりますので、どの地区の高校生がどの地区の企業に内定したかと

いうところまでは集計はしておりませんが、各地域の就職者数というのは把握をしているところでございますし、どの業種に就職しているかというところも集計をしているところでございます。

振興局との連携ということにつきましては、各振興局に県内就職対策等の会議等が開催されておりますので、高校教育課の職員もそこに参加したりでありますとか、また、各学校において、振興局と情報共有するなどの取組は行っております。

【坂本委員】分かりました。そしたら、もう少しやっぱり丁寧な分析が必要だと思います。もちろん地域を越えて通学しているというのはあるかというふうに思いますけれども、やはり県内就職という、その子どもが通っている学校の地域、それから住んでいる地域ですね、いろいろあるというふうに思うんですけれども、例えば県南の方から県北の方に例えば就職したとなった場合には、やはり住むところ問題だとか、そういったのもありますし、県北振興局は県北振興局で、様々な形で取組を進めているということをもう一回、会派で視察に行ったときに伺いましたので、ぜひそういった連携を進めたいと思います。

特にこの人口減少問題は、特に社会減の問題については、長崎県の非常に主要な課題でありますので、ぜひ今後の取組を期待したいと思いますし、もうちょっと詳しい内容について、また個別にお伺いさせていただきたいと思います。

以上です。

【中村(泰)委員長】ご質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】委員長を交代します。

【中村(泰)委員長】関係議案説明資料の追加1についてお尋ねいたします。

テストの未返却があったということで、長崎新聞さんが記事にされていますけれども、記事を読むと6月18日の記事ですが、県教委において未返却だったのは、1年間で実施すべきだった4教科、国語、算数、理科、社会のテスト計68種類のうち、6月から3月の50種類が未返却だった。26が実施後、未採点、22は採点済みで未返却、2は未実施だった。保護者の指摘で3月末に発覚し、長崎新聞さんが報じていたという記事でございます。

そこで、県が再発防止に向けて管理職が教育課程の進み具合を把握することを再発防止ということと言われていますけれども、そもそも教育課程の進み具合を具体的にどのように把握されていたのかお尋ねいたします。

【熊本義務教育課人事管理監】教育課程での進捗状況につきましては、各学校において教員が授業の計画案、一般的に週案と呼ばれるものですが、それを作成をいたします。それを定期的に管理職の方に提出をしまして、それによって授業の進捗状況を把握をしております。

以上でございます。

【中村(泰)委員長】一般的にそのようにされていたということですが、今回、68種類のうち50種類が未返却だったということで、本当にこんなことあっていいのかなという事例で、なぜこれがずっと放置されていたのか、あり得ないと思います。

今、多くの先生方がしっかり対応されていることというのは十分私も思っていますし、しかしながら、こういうことがあったと。今、ご答弁いただいたような、そういう体制でやっているものの、やっぱり起きたわけです。

具体的事例を見ながら、何が問題だったのかというふうに把握はされておられるとは思いますが、もう少し踏み込んで、何が駄目だったのか、ご答弁をいただけないでしょうか。

【熊本義務教育課人事管理監】先ほど例えば、その教育課程の管理の中で、授業の進捗状況の確認はしているということをお話をさせていただきましたが、例えば、今ご指摘あったように、テストの実施状況ですね、そういったところの一步踏み込んだところまでの詳しい把握が、その学校ではなされてなかったんじゃないかというのを聞いております。

要するに授業をただけではなくて、授業をして、その結果、成績を処理するところの一連の流れまで、詳しく管理職員が把握をすべきであったというふうに捉えております。

【中村(泰)委員長】多分、管理職が把握してないからこんなことになっているんですけれども、この先生が物すごく、非常に気持ち的にも落ちていたというのは、それは十分分かるんですけど、ただ、管理職がいながら、こんなことがあったと、それも管理職の体をなしていないわけで、それぞれ先生方は大変な状況でやっているのは分かるんですけれども、いや、それで今のようなご答弁であれば、一般的な話にしか終始しないですし、県教委として、そもそもこういったことが起こらないように、どのような指導というか、管理をしていたのかお尋ねします。

【熊本義務教育課人事管理監】一般的な教育課程の管理等につきましては、先ほど申し上げましたような事業計画案による進捗状況の確認と合わせまして、やはり毎学期ごとに、例えば成績等を付けるわけですので、その過程等において、例えば学年主任であったり、教務主任であったり、複数の上で確認をするように進めてき

たところでございます。

一方で、今回、管理職員の把握が不十分であったということにも一部起因をしていると考えておりますので、当該校の校長につきましては、管理監督責任を問いまして、懲戒処分、戒告とさせていただいたところでございます。

【中村(泰)委員長】そういうことじゃなくて、いやこれまた起きるんだろうなというふうにしかなれないんですね。

子どもたちは3年生、一生懸命勉強して、テストでいい点数を取ろうと思って頑張った子も多分いるんだと思うんですね。テストってやっぱり先生と子どもの会話であって、先生方は本来、教育をして、そのテストを受けて、それがフィードバックして、その子が今分かっているかどうか、これ、何でしょう、子どもたちの教育の現状を把握する上での最も根幹となる部分なんですよ。これが68のうち50個を返してないって、何を見て子どもと向き合っていたのか。この先生、申し訳ない、お辛かったと思うんですけど、やっぱり周りがこれを支えられなかったことは、これはやっぱり教育委員会としても重く受け止めるべきだと思うんですね。

なかなかちょっといただきたいご答弁がもらえてないんですけれども、とにかく再発防止に向けて、具体的に何をすべきなのか。こういった事例があったときに、6月から3月まで気づかなかったということで、この該当の先生がうその報告をしたのかどうなのか、そういったことも含めて、改めて対策についてお尋ねをいたします。

【熊本義務教育課人事管理監】本事案を受けまして、各学校に対して幾つか指導させていただいているんですけれども、まずもってやはり管理職員がしっかりと自校の教職員の状況を十分

に把握すること、それと同時に、例えばその教員が何らかその授業を遅れているとか、テストが未実施であるとか、そういった悩みであったりとか、不安であったりとか、そういったものを抱えている場合については、同僚もしくは上司に相談がしやすいような、そういった環境をつくっていただきたいと、そういった旨を通知をしているところでございます。

【中村(泰)委員長】最後にしますが、それはもう当然なんですよ。例えば4クラスあった、3クラスあったって、多分、毎回はしないと思うんですけど、定期的に今、平均点が何点だとかそんなことやっているんだと思うんですよ。やるべきことをやっていたら、これ絶対その周囲が、テストやってんのっていうか、フォローできたと思うんですよ。

なので具体的に何を求めるのか、そういったことまで踏み込んで、こういったことをやってくださいとか、もちろんその先生方のご負担にはなっちゃいけないんですけど、そこまで含めて各学校に指示をしているんですか。

【熊本義務教育課人事管理監】冒頭に委員がおっしゃったとおり、授業とか、またテストというのは、本当に教育の根幹をなす中核になる活動であると捉えております。改めて、市町教育委員会を通しまして、大事な重要性を認識させるとともに、その業務を遂行するに当たっては、まずもって適正に、今おっしゃられた本当に当たり前のことを当たり前に行うということをベースに、再度、指導を徹底してまいりたいと思います。

【中村(泰)委員長】いやもう全然答弁というか、具体的にその数字の管理をすとか、子どもたちを数字で評価するのは、いい悪いとあるんですけど、何をすれば、こういったことが起きな

いようになるのか、今のご答弁だったら、本当にこれ再発防止になっていると私は思えないので、そこは改めてというふうにおっしゃっていただいたんで、具体的に何をやっていただけるのかを改めて検討いただいて、あとお知らせいただければと思います。

以上です。

【虎島副委員長】委員長を代わります。

【中村(泰)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時17分 休憩 —

— 午後 2時17分 再開 —

【中村(泰)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

大変お疲れさまでした。

— 午後 2時17分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年7月1日

自 午前 9時58分
至 午後 3時07分
於 委員会室 2

猪股慎太郎

医療政策課長

坂本 敬作

医療人材対策室長

桑原 一馬

薬務行政室長

江口 信

国保・健康増進課長

鶴田小百合

国保・健康増進課企画監
（健康づくり担当）

中村 直輝

長寿社会課長

山田 薫

長寿社会課企画監
（地域包括ケア担当）

里 隆介

障害福祉課長

町田 裕央

障害福祉課企画監
（精神保健福祉担当）

庄崎 鉄也

原爆被爆者援護課長

2、出席委員の氏名

中村 泰輔	委員長（分科会長）
虎島 泰洋	副委員長（副会長）
中山 功	委員
溝口芙美雄	〃
前田 哲也	〃
中島 浩介	〃
松本 洋介	〃
近藤 智昭	〃
坂本 浩	〃
本多 泰邦	〃
山村 健志	〃

浦 亮治

こども政策局長

黒島 孝子

こども未来課長

村崎 佳代

こども未来課企画監
（幼児教育・保育担当）

大内田基教

こども未来課企画監
（こども施策連携担当）

鴨川 司

こども家庭課長

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

新田 惇一	福祉保健部長
岩崎 次人	福祉保健部次長
尾崎 正英	福祉保健部次長
川村 喜実	福祉保健課長
西村 武士	福祉保健課企画監 （地域福祉・計画担当）
長谷川麻衣子	地域保健推進課長
松尾 実	監査指導課長

6、審査の経過次のとおり

— 午前9時58分 開議 —

【中村(泰)委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【新田福祉保健部長】本日どうぞよろしくお願い申し上げます。

審査に入ります前に、5月の政府政策要望項目審査に出席しておりませんでした福祉保健部の新任幹部職員を紹介させていただきたいと存じます。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【浦こども政策局長】5月の政府政策要望項目審査に出席をしていませんでした、こども政策局の新任幹部職員を紹介させていただきます。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【中村(泰)委員長】それでは、これより審査に入ります。

【中村(泰)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に関わる報告議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案及び報告議案の説明を求めます。

【新田福祉保健部長】福祉保健部関係の議案について、ご説明をさせていただきます。

初めに、「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料（追加1）」、福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしますのは、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、報告第12号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の4件でございます。

続きまして、「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」福祉保健部の2ページ中段をご覧ください。

初めに、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分について

ご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で27億2,586万8,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で27億3,156万8,000円の増となっております。

なお、各項目につきましては記載のとおりであります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

病床数適正化支援事業費について。

医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関への支援に要する経費といたしまして、12億8,219万3,000円の増を計上いたしております。

施設整備促進支援事業費について。

現下の物価高騰を含む経営状況の変化により、施設整備等が困難となった医療機関等への支援に要する経費として、1億3,180万3,000円の増を計上いたしております。

産科・小児科医療確保事業費について。

特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱の維持のための取組や地域の小児医療の拠点となる施設に対して、急激な患者数の減少等を踏まえた支援に要する経費として、1億983万7,000円の増を計上いたしております。

生産性向上・職場環境整備等支援事業費について。

医療に従事する人材の確保・定着を図るため、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備に対応するための支援に要する経費として、11億8,872万8,000円の増を計上いたしております。

災害時歯科保健医療提供体制整備事業費について。

災害時における歯科医療または口腔管理等の歯科保健医療活動の実施に必要な資機材の整備

の支援に要する経費として、1,900万7,000円の増を計上いたしております。

続きまして、「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料（追加1）」福祉保健部の2ページ中段をご覧ください。

次に、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策について、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、福祉保健部合計で10億7,855万円の増となっております。

なお、各科目につきましては記載のとおりであります。

次に、補正予算の内容について、ご説明いたします。

医療機関、介護施設等における物価高騰への支援について。

エネルギー等の物価高騰の影響による負担軽減を図るため、利用者への価格転嫁が困難な施設を運営する事業者に対し、電気代等高騰分の支援を実施してまいります。

1 医療機関等への支援に要する経費として、4億8,463万2,000円の増。

2 介護サービス施設等への支援に要する経費として、4億3,911万5,000円の増。

3 障害福祉サービス施設等への支援に要する経費として、1億5,480万3,000円の増を計上いたしております。

続きまして、「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」福祉保健部の4ページ中段をご覧ください。

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係

部分につきましては、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただき、令和6年度予算の補正を令和7年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で7億8,055万8,000円の減、歳出予算は福祉保健部合計で19億8,228万円の減となっております。

各項目につきましては、4ページから5ページに記載のとおりであります。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定による国庫支出金の減であります。歳出予算の主なものは、指定難病対策費の実績減による公衆衛生費の減であります。

次に、報告第12号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに45億1,361万9,000円の減となっております。

これは、保険給付費等交付金の実績減等によるものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】次に、こども政策局長より予算議案及び報告議案の説明を求めます。

【浦こども政策局長】こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

まず、「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料（追加1）」の方のこども政策局の2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第1号 知

事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、報告第2号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）」の3件でございます。

初めに、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用しました物価高騰対策について、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、合計で966万6,000円の増となっております。

補正予算の内容について、ご説明いたします。

児童福祉施設等における物価高騰への支援について。

エネルギー等の物価高騰の影響を受けている事業者の負担軽減を図るため、利用者への価格転嫁が困難な児童福祉施設等に対し、電気代等の支援を実施してまいります。

1 私立幼稚園、認可外保育施設への支援に要する経費として、62万7,000円の増。

2 児童養護施設等への支援に要する経費として、903万9,000円の増。

を計上いたしております。

続きまして、当初版になります「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」2ページ中段をご覧ください。

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分につきましては、さきの2月定例県議会の予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、令和6年度予算の補正を3月31日付で専決処分させていただいたもので、関係部分について、そ

の概要をご説明いたします。

歳入予算は、合計で1億6,989万8,000円の減、歳出予算は、合計で5億4,313万7,000円の減となっており、各科目につきましては、2ページから3ページに記載のとおりでございます。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定による国庫支出金の減でございます。

また、歳出予算の主なものは、子どものための教育・保育給付事業費の実績減等による児童福祉費の減であります。

3ページ下段をご覧ください。

報告第2号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに1,809万3,000円の減となっております。

こちらは、母子父子寡婦福祉資金貸付実績の減によるものでございます。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【猪股医療政策課長】第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」につきまして、説明させていただきます。

補足説明資料の2ページをご覧ください。

この2ページから5ページにつきましては、人口減少や物価高騰などの影響による医療機関の経営状況の急変に対応するため、国において緊急的に創設された補助制度を活用した事業になります。

まず、2ページの病床数適正化支援事業費ですが、効率的な医療提供体制の確保を図るため、病床数の適正化を進める医療機関に対して支援

を行うもので、補正予算額12億8,219万3,000円を計上しております。

事業内容は、令和6年12月17日から令和7年9月30日までに病床数の削減を行う医療機関に対し、削減病床1床当たり410万4,000円の支援を行うもので、全額国庫負担となっております。

なお、対象施設ですが、記載しております33施設210床、これは国の1回目内示で示された病床数ですが、先週末に2回目の内示が示されて、93床分が追加されて補助対象となっております。

次に、3ページをご覧ください。

施設整備促進支援事業費ですが、物価高騰などの影響で施設整備等が困難となっている医療機関等に対し、建築資材高騰分の経費を支援するもので、補正予算額1億3,180万3,000円を計上しております。

事業内容は記載のとおりでございまして、令和6年度中に契約を締結し、令和8年3月31日までに工事に着手している医療機関9施設を支援対象としており、全額国庫負担となっております。

次に、4ページをご覧ください。

こちらは、急激に分娩数や患者数が減少している医療機関の支援になりまして、補正予算額1億983万7,000円を計上しております。

まず、（1）分娩取扱施設・小児医療施設支援事業ですが、令和5年度の分娩数や患者数が平成29年度から令和元年度の3年間平均より減少している分娩取扱施設24施設、小児医療施設2施設を支援対象としており、全額国庫負担となっております。

次に、（2）地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）ですが、特に分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱いを継続するための費用を補助するもので、医療機関1施設が支援対象で国と県

で2分の1ずつの負担となっております。

次の（3）地域連携周産期支援事業（産科施設）ですが、分娩を取り扱っていない、または継続困難な産科施設が、妊婦健診等を担って診療を継続し、ほかの産科施設の負担を軽減する際に設備整備の支援を行うもので、医療機関2施設を支援対象としており、国の2分の1負担となっております。

次に、5ページをご覧ください。

生産性向上・職場環境整備等支援事業費ですが、医療従事者の確保・定着を図るため、業務効率化や職場環境の改善など、職員の処遇改善につながる取組を支援するもので、補正予算額11億8,872万8,000円を計上しております。

事業内容ですが、令和7年3月31日時点で医療従事者の賃金改善を目的として、ベースアップ評価料を届け出ている医療機関で、ICT機器の導入やタスクシフトによる業務効率化などに取り組んでいる医療機関など1,100施設を支援対象としており、全額国庫負担となっております。

以上が、国の補助制度を活用した医療機関支援制度になりまして、最後に6ページをご覧ください。

こちらは、災害時の歯科医療や口腔管理等の歯科保健医療活動の実施に必要な器具・器材の整備にかかる費用を支援するもので、補正予算額1,900万7,000円を計上しております。

事業内容は記載のとおりでございまして、長崎県歯科医師会を支援対象としており、全額国庫負担となっております。

以上までが第68号議案の説明でしたが、続きまして、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち医療政策課所管分について、資料に基づいて説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

医療機関等物価高騰緊急支援事業費ですが、国の重点支援地方交付金を活用して、物価高騰の影響を受けている医療機関等に対して、エネルギー価格及び食材料費高騰分の支援を行うもので、補正予算額4億8,463万2,000円を計上しております。

対象及び支援内容は記載のとおりでございまして、病院、診療所、薬局など4,222施設を支援対象としております。

単価の根拠につきましては、エネルギーの利用実態等を踏まえ、物価高騰による年間影響額のおおむね8分の1に相当する額としております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】次に、長寿社会課長より補足説明を求めます。

【中村長寿社会課長】同じく物価高騰関係の補足説明をさせていただきます。

資料はその右側3ページでございます。

今回、長寿社会課において介護サービス施設等に対して、それから障害福祉課において障害福祉サービス施設等に対して物価高騰の支援を行うものでございます。

それぞれの補正予算額は記載のとおりでございます。

今回、単価の考え方につきましては、2の(2)に単価を記載しておりますけれども、それから(3)に単価の根拠に記載のとおり、基本的には医療政策課の先ほどの説明と同様、今回の物価高騰の影響を含めた形で計算をし、重点支援交付金の額を勘案しまして、県の支援は8分の1で統一というところでございます。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】次に、こども未来課長より補足説明を求めます。

【黒島こども未来課長】同じく第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、こども未来課分について、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明させていただきます。

「予算決算委員会文教厚生分科会補足説明資料【6月補正（追加）】」の2ページをご覧ください。

先ほど説明がありました医療分野や介護サービス分野と同じく、物価高騰の影響を受けている認可外保育施設、私学助成幼稚園の負担軽減を図るため、エネルギー価格の高騰分への一部支援を行うものでございます。

対象施設につきましては、これまでの支援と同様に、県の所管である認可外保育施設、私学助成幼稚園を支援の対象としております。

事業内容につきましては、記載のとおり認可外保育施設は電気代の高騰分を、私学助成幼稚園は電気代とガソリン代の高騰分を支援対象としており、対象施設及び補正額につきましては、認可外保育施設で46施設、23万8,000円、私学助成幼稚園で7施設、38万9,000円となっております。

なお、単価の根拠につきましては、各施設の年間影響額のおおむね8分の1に相当する額としており、国の電気・ガス代の支援状況も踏まえて、今回、経済対策補正における医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等の物価高騰の影響に対する県の支援は8分の1で統一しております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】次に、こども家庭課長より補足説明を求めます。

【鴨川こども家庭課長】同じくお開きの3ページ、第86号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、こども家庭課所管の補正予算について、ご説明いたします。

児童措置費について、国の総合経済対策への対応として、重点支援交付金を活用し、エネルギー価格や食料費高騰の影響を受けている児童養護施設等に対し、高騰の一部を支援するための経費として903万9,000円を計上いたしております。

具体的には、2の事業内容（1）に記載しております施設に対し、施設種別で年間の影響額をおおむね8分の1に相当する額を定額で支給したいと考えております。

以上をもちまして補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】先ほど説明がありました補足説明の福祉保健部の4ページ、産科・小児科医療確保事業費について、質問させていただきます。

分娩施設がやはり県内でどんどん減っておりまして、私の地元の大村でも、もう中核病院を除いて1か所しかないということで、少子化をさらに厳しくさせるような大変厳しい状況であられると思います。

そういった中で、今回補正予算で計上されたということですが、その4ページの説明資料のところで分娩取扱施設24施設というふうになっておりますが、これは県内全体の中のどれくらいの施設が対象になってるのか、お尋ねいたしま

す。

【猪股医療政策課長】この制度は、令和6年度に分娩を取り扱ってる施設がまず対象になりました、そのときの県全体の施設は36施設ございまして、今回この補助事業の対象になったのが、記載しております24施設となったところでございます。

【松本委員】全体が36あってその中の24ということで、12施設は補助の対象外となっておりますが、その理由はなぜですか。

【猪股医療政策課長】この取扱いは国の補助要綱に基づいたものでございまして、国の方で示されておりますのが、令和5年度における分娩数が、平成29年度から令和元年度の平均よりも上回っている施設は対象外となっております。この上回ってる施設がまず6施設ございまして、ほかに、ほかの補助制度、例えば周産期母子医療センターの運営費補助とか、そういったほかの補助をもらっているところも対象外になりました、そこが5施設ございます。そしてまた、令和7年度に廃止となる施設、こちらも対象外になりまして、こちらが1施設ございまして、合計で12施設が今回の補助事業の対象外となっているところでございます。

【松本委員】分かりました。

分娩が減ってるところを、まず優先的にということは理解しました。

1施設250万円の給付金ということですが、こちらに対しての給付金の使途は定まっているのかお尋ねいたします。

【猪股医療政策課長】この事業の目的ですけども、人口減少とか物価高騰の影響によって経営状況が急変している状況におきまして、分娩取扱機能の維持に向けて取り組んでいる医療機関を支援するために補助する制度でございまして、

その分娩取扱いに係る人件費とか材料費、そして設備整備などの運営費全般が対象となっております。

【松本委員】物価高で分娩に関しても、妊婦さんたちが払う部分よりもコストの方がやばり上がっているという状況も聞いておりますし、分娩数が減っておれば、おのずと売上げも下がるわけでありまして、この給付金を活用して何とか維持をしていただきたいと思います。

次に、こども未来課の予算の横長資料の15ページ、減額予算について説明をいただきたいと思います。

15ページの保育士人材確保対策事業費が減額が3,674万になっています。こちらについてお尋ねいたします。

【村崎こども未来課企画監】保育士人材確保等事業費歳出予算の減の理由について、お答えいたします。

主な内容は、修学資金貸付事業の国からの貸付原資を受け入れまして貸付けを実施している県社協へ支出するための金額を2億1,000万円ほど見込んで予算を計上しておりましたところ、交付額が示されたのが3月末であったため、その差額分の3,645万円を専決補正により減額させていただいたものになっております。

以上です。

【松本委員】保育士が今、足りない、不足しているという状況の中で、この貸付けというのは5年間勤めれば返さなくていいという大変有利な制度であって、以前からも保育協会からも要望を受けておりますが、減額ということに対して、ちょっと残念なんですけど、聞くところによると、最近、貸付件数が減少しているというふうに聞いているんですが、その状況についてお尋ねします。

【村崎こども未来課企画監】昨年度の貸付申請件数と決定件数について申し上げます。

昨年度は96件の貸付申請がございまして、72件を決定しております。その1年前、一昨年度、令和5年度は94件の貸付申請があり82件を決定しております。

この貸付不可となったものについてですが、理由としては、ほとんどが貸付けの要件をオーバーする世帯であり、ここ数年、要件を満たす申請者全てに貸付決定ができていたような状況になっております。

なお、過去の貸付申請者数については、約5年前の令和元年度には135件の貸付申請があり、その1年前、平成30年度は187件、平成29年度には186件の申請がございましたので、委員ご指摘のとおり、最近、減少傾向にあります。

以上です。

【松本委員】先ほど答弁の中で、一番多いときで186件の申請が、昨年度96件に、半分近くになっているということですが、こういった状況、せっかく制度があるんですけども、減っている理由・原因について、どう分析していらっしゃいますか。

【村崎こども未来課企画監】令和2年4月から高等教育の無償化、修学支援新制度が始まったことによりまして、学生さんがより有利な給付型の奨学金や授業料の免除、こちらの方が受けられることが可能になってまいりましたので、そちらを選択するようになったことが修学資金貸付申請者の減の一つの要因であると考えております。

以上です。

【松本委員】1つ確認したいんですけど、この貸付原資の受入れを先ほど最初に2億1,000万円予算計上していたということで、これは国から頂

く分ですよ。これ、使えなかった分はやっぱり返還していくんでしょうか、お尋ねします。

【村崎こども未来課企画監】現状は毎年使わなかった分を毎年精算していくというルールではなく、今のところ使わなかったものは、翌年の次の貸付けの原資に回すという方法で使用しておりますが、国の現在の残高は定期的に国にも報告はしておりますので、引上げというのがあるかもしれません。現状では定期的に毎年返すようなルールではありません。

【松本委員】ということであれば、ずっと基金ではないですけど、たまっていっているということですよ、使わなければ。

ということは、原資が一定確保できるという状況であるから、やはりこれは保育士の確保に有効な施策ですから、やはり募集が減っているというのであれば、募集方法を工夫したり要件を緩和するなどの対策が必要だと思いますが、どういうお考えでしょうか。

【村崎こども未来課企画監】修学資金貸付は、県内に就職していただいて5年間勤務を継続していただければ返済が免除になる制度でございます。県内の就職と定着に一定効果がある施策であると考えますので、保育士を目指す、より多くの方に利用していただけるよう、今年度2つの新たな取組を始めることとしております。

1つ目は、経済的な問題で保育士養成校への進学を諦めることがないよう、養成校入学前の高校生への貸付予約制度を開始しております。

もう一つ目は、修学資金貸付は、通常、入学準備金20万円、それから月々の5万円を上限とした学費の支援、そして就職時に準備金として20万円の貸付けがセットで受けられる制度となっておりますが、総額で最大借りると160万円にもなる貸付けを受けてしまうと、もし返還するこ

とになった場合の負担を考えて、躊躇している学生もいらっしゃると思いますので、そうした学生さんたちも、より利用しやすいよう、ちょうど国の制度の改正がありましたもので、就職準備金の20万円のみの貸付けを開始することとしております。

このほか、家計の要件に関しましても、国の制度の範囲内で緩和することについて、まずは他県の状況を確認するなどし、今後研究してまいりたいと考えているところです。

以上です。

【松本委員】やはり保育士の資格は国家資格でもありますし、やはり5年間の定着率を上げるとい、どちらにとってもプラスの施策だと思うんです。

やっぱりこれは大事なものは、周知をどこまで広げられるかということと、今出た新しい制度、それがどこまで知られているか、そういったやっぱり要件の緩和についても現場の声を聞いて、せっかく予算があるのに余っているということ自体が、やはりもったいないですし、保育園の話ではやっぱり足りない、保育士が本当に足りないということですので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

次に、横長資料の14ページの市町少子化対策促進事業費の減額の3,674万円について、お尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】横長資料14ページの市町少子化対策促進事業費につきましては、県内各市町において国の交付金を活用した少子化対策の取組を支援する事業でございます。

市町への支給は県を通じて行う制度となっておりますので、国から市町への交付金の全額を一旦県で受け入れまして、市町へ補助金として支出しているというものでございます。

専決額として3,674万8,000円の減としておりますが、主なものは、市町が実施しております結婚新生活支援事業、これは新婚夫婦に対して家賃や引っ越し費用などの補助をするものですけれども、その実績減が2,745万5,000円の減がございました。

そのほか気運醸成事業や結婚支援の窓口などを設けていただく地域結婚支援重点推進事業費等の実績減が合計で929万3,000円減がございましたので、合計で3,674万8,000円の減を計上しております。

【松本委員】結婚新生活支援事業ということで今説明がありましたが、要するに、新婚世帯に対して新居の家賃や転居費用を補助するという事で理解しましたが、どれくらいの金額を、制限もあるんだと思うんですけれども、対象世帯や対象経費、金額についてお尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】結婚新生活支援事業は、結婚に伴う経済的な負担を軽減するために、新婚世帯に対して、ご指摘のとおり新居の家賃、あるいは転居費用など結婚後の新生活に伴う費用の支援を行う事業でございます。

対象経費は、婚姻に伴う住宅の取得費用やリフォーム費用、あるいは住宅の賃借費用、それから引っ越しの費用となっております。

金額は、年齢制限がございまして、夫婦ともに39歳までの方には30万円となっておりますが、そのうちでも特に29歳以下、夫婦ともにこの年齢以下であれば60万円ということで国が支援メニューを組んでおります。

これに市町によって、独自に少し低くしたり高くしたり、財政状況によって実施している状況でございます。

【松本委員】非常に、結婚しないとももちろん、同棲だと駄目なわけであって、経済的な理由で

結婚ができないというお話も伺う中で、やっぱりこれは一つの呼び水になるのかなと。年齢制限はありますけれども、29歳以下は60万円、39歳以下は30万円ということで、非常に効果的だと、国費も入ってますし。

これはあくまでも市町の手挙げになるものですから、県はあくまでも取りまとめということですが、どのくらいの市町で活用されているのか、お尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】市町においては、令和6年度は13市町が活用しております。

先ほど申し上げましたけれども、国が規定する条件として、補足ですが世帯の所得要件もございまして、500万円未満の世帯となっておりますが、その範囲内で金額は市町負担で上乗せ等も可能ですので、地域の実情に応じて活用いただいているというところです。

【松本委員】13市町ということで、やっぱり人口減少の状況の中で結婚の世帯を増やしていくということは、もちろん新居を構えることで経済的な波及効果もあるわけですが、ちょっと伺ったら、活用状況にかなり差があるということで、交付額決定額に対しての実績ベースで見ると、正直ゼロのところもあったり、満額使っているところもあったり、その差がかなり、それは市町の状況にもよると思いますが、そういうところが実にもったいないなと思うんですが、やはり市町に活用促進する必要も、県の役割としてあると思いますが、この事業も何年も続いているようですけれども、今後の取組についてお尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】委員ご指摘のように、この事業につきましては、結婚を後押しする効果があるものと思いますし、市町によっては移住対策などと組み合わせることで、非常に有効

な事業として活用いただいております。

一方で、市町によりましては、短期間、単発の経済支援では、若者の経済的不安が根本的に解消するわけではないというお考えのところもございますし、また、特に人口規模の大きな市町では、どうしても市町の負担もあるものですから、財政負担が大きいということで二の足を踏まれているというようなところのお話を聞いております。

ただ、県としましては、このメニューも含めまして、市町の少子化対策の非常に有効な手段だと考えておりますので、好事例といいますか、ほかの市町での活用状況を横展開のために普及するですとか、あるいは申請事務への助言を行うなどして結婚支援に取り組むよう、制度の推進をしてまいりたいと考えております。

【松本委員】活用している市町が過疎地域、離島・半島が多いというのも特徴でありますし、人口減少対策、移住対策にもなりますし、国の交付金でございますので、そこの成果等もやはり確認しながら、ぜひ今後も促進に進めていただきたいと思います。

以上です。

【中村(泰)分科会長】ほかにご質問ございませんか。

【中島委員】関連なんですけれども、分娩取扱施設・小児科医療施設支援事業、新規事業ということで今回の補正予算に計上されておりますけれども、分娩数や患者数が令和5年度に減少している施設ということでございます。

もう既に、雲仙市においては分娩施設がゼロ、南島原市においては小児科が閉院されたという状況の中で、今後ますます患者数が減っていく状況だと考えておりまして、今回の支援において、一定この経営におけるマイナスというか、

その辺なんかを改善できるようになるんじゃないかというのを期待しているんですけれども、今後ますます減っていく中で、今回この支援が一時的なものなのか、また今後、人数が減っていく中で、国としては新たな後々の支援を行っていただけるのか、その辺はどういう状況でしょうか。

【猪股医療政策課長】委員おっしゃるとおり、今回の支援というのは一時的な緊急的な対応ですけれども、この分娩数の減少、これは本県に限らず全国的な状況でありまして、国の方では、この分娩が減少する中で、医療機関、医療提供体制をどう守っていくか、そこら辺を検討されているとお伺いしております。

なので、今後どういった形で、この制度を維持するに当たって、国がいろんな支援を検討するか、まだちょっと具体的なところは分かりませんが、そこは何らかの形で、この分娩数が減る中での産科医療提供体制の確保に向けて、何かの取組がなされるものと思っております。

【中島委員】医師会の方でも、統計見ると県内のお医者さんの高齢化も進んでいる中で、非常に個人の開業医というのが維持が難しい。そして、新たに病院を開業する先生もなかなか難しいんじゃないかという状況の中ですので、既存のこういった施設をぜひ維持していくためには、やはり国に対して、こういった減少の状況でございまして報告していただいた上で、こういった定期的じゃないですけども、さらなるこういう支援のお願いを、ぜひ国に対して行っていただくように要望しまして、終わらせていただきます。

【中村(泰)分科会長】ほかにご質問ございませんか。

【中山委員】生産性向上・職場環境整備等支援

事業費、12億円で結構大きな金額でありますけれども、医療従事者の人材の確保・定着というのは、非常に大切なことだというふうに考えておりますけれども、そういう中で業務の生産性を上げて職員の処遇改善を図っていこうということは、ごく、自然な流れだと考えておりますが、そこで今回の事業の中で、ベースアップ評価料を届け出ているということになってますよね。

そうすると、ベースアップ評価料というのは、職員の賃金改善を支援するというふうに書いておりますので、それぞれ病院・有床診療所、無床診療所、訪問看護等1,100施設ぐらいありますけれども、病院でもそれぞれベースアップの額は違うんだらうというふうに思いますけれども、おおむね病院とか有床診療所、無床診療所、訪問看護等のベースアップの状況といいますか、どういうふうになっているのか、ちょっと教えてください。

【猪股医療政策課長】まず、このベースアップ評価料の制度内容ですけども、これは医療機関で働く看護師とか薬剤師とか、そういった方々の賃金引上げを目的として、令和6年6月に診療報酬が改定されたものでございまして、この外来や入院とか、そういった形でも評価料は様々なにありますけれども、そこで得た収益を全て医療従事者の賃金アップに使うと。ほかの用途では使わないという制度でございます。

今回1,100施設を対象としているんですけども、それら、委員からお話がありました、どの程度、処遇改善が図られているかとかになるんですけども、人数や金額、そういったところが国への届出となっております、その国から取りまとめが公表されてない状況でございまして、今の段階でちょっと県として各病院がどの

くらいかとか、ちょっとまだ把握はできてないんですけども、ただ、国の目指すところとして目標としましては、令和6年度に2.5%のベースアップ、そして令和7年度には、さらに2%のベースアップ、これを目標として、この制度が創設されているところでございます。

以上でございます。

【中山委員】それでは、やはり国の基準でいくと2.5%、令和7年度は2%ということがありますけれども、ベースアップを図るということについては、評価できると思いますけれども、もともとは訪問看護ステーションとかこういうところの職員の給料は、なかなか低いんだという話もありまして、特段これは同じような全部そういう国の基準としては、病院もこの訪問看護ステーションあたりも、さっき言ったような2.5%とか2%とか、そういう基準になっているのか、または独自で病院とか訪問看護ステーション自体でベースアップをする可能性というのは、利益が出んば、やらないと思いますけど、そういうことでやることも考えておるんですか。考えられるんですか。

【猪股医療政策課長】この国の目標ですけども、病院、歯科、訪問看護ステーション、それぞれちょっと目標というのはなかなか示されておりませんで、全体として先ほどの令和6年度は2.5%という目標が書かれているところでございます。

そして、ベースアップ評価料以外での独自でということですけども、医療機関にお伺いしたところ、この制度を活用せずに独自の収益で人件費を上げていくと、そういったお話もされているところもありますので、そのお考えの仕方というのは、医療機関それぞれになるのかなと思っております。

以上です。

【中山委員】それでは、ちょっと僕が気になったのは、ベースアップ評価料を届けてない病院とか有床診療所とか歯科診療所とか訪問看護ステーションがあるんじゃないかなという気はしたもんで、その辺の理由とかについて、どういうふうに、理由とか、その数について、どういうふうに把握しているのか、お尋ねしたいなと思います。

【猪股医療政策課長】ベースアップ評価料を届けてない医療機関ということですけども、例えば病院だったら全体が143ございまして、そして届出を行っているのが133、割合は93%ということで、これは全国の86%を上回っているところでございます。

そして、診療所につきましては、県全体で1,312ございまして、そこで485施設が届出を行っている。届出を行っている割合は36%でございまして、これが全国の27%を上回っている状況でございます。

こういった形で100%じゃないんですけど、全国よりも多い状況ではあるかなとは認識しているんですけども、そこでベースアップ評価料を届け出ない理由というところですけども、これは医療機関によるんですけども、例えば職員の処遇改善を図るに当たって、ベースアップ評価料を取るのであれば、それだけ患者さんに負担をかけることになるので、そこはちょっとやめたいという方もいらっしゃるれば、このベースアップ評価料が令和6年6月に診療報酬改定がなされたんですけども、これが未来、将来にわたって続くかどうか、もしかしたら2年後の改定で、もし仮になくなったりすれば、その後は収入が入らずに独自でそれを継続しなければいけないとか、そういったものもありますので、そこで躊

躇されているとか、そういったご意見を伺っているところでございます。

【中山委員】大体説明で分かりましたけれども、大変厳しい中で、やはり大方というか、全国平均して病院とかによって届出を出しとるということがありましたけれども、この辺はできるだけ、やはり足並みそろえてやっていくことが、全体の職員の処遇改善につながっていくのではないかと、そういう推測をするわけでございますけども、ぜひ、それを含めて全国的よりは上がったということがありましたけど、やはりこれ、全体で病院管理職も含めて、全体で県民を支えていかんばいかんということからすれば、やはり経営が厳しくてベースアップできないとなれば、どんどんどんどんそういう職員についても欠けていくわけですから、ぜひ今後の問題として、ベースアップ評価料を届出をするような働きかけを、ひとつ取り組んでいただくことを要望しておきたいなと思います。

【中村(泰)分科会長】ほかにご質問ございせんか。

【前田委員】関連になるんですけども、単発で出るのは非常にありがたいと思うんですけども、先が分からないというのでは、なかなかそこに踏み切れないと思うんですけども、この今出ている4つの事業費って、今回、国の財源が出たから出てますけども、じゃあ来年どうなるかという分からないという話でいくと、今、中山委員も言われているベースアップも含めて、やっぱり二の足を踏むところが出てくると思うんですが、これは当然どこの地方自治体も同じだと思うんですけど、こういうことに関しては、県としてはどのような認識でいるのか、ちょっと部長に所見を聞きたいと思います。

【新田福祉保健部長】我々の業界、医療・介護・

福祉、こういったところに関しましては、基本的には国が定めます公定価格に基づいてサービスが提供されるというものでございます。

国会などでも議論がなされておりますとおり、やはりこういった業種に関しましては、ただいま中山委員からもありましたけれども、やはり賃金アップ、賃上げ、こういったようなものに関して、やはり公定価格に基づくところが原資になりますので、どうしても物価高とかそういったようなもので高騰していくものに対して、やはり公定価格で決められた診療報酬とかそういったようなものの上がりやが追いつかないために、なかなか経営が厳しくなっていると。これが今の現状でございます。

これが、そもそもの基本的な構造になっているところでございますので、国といたしましては、診療報酬の改定であるとか、こっちは2年に1回でございます。そういったようなタイミングを待たずして、緊急的にこういったような形で補正予算などを組ませていただいて、それで何とかしのいでいただくと。そういったようなところを今、行われているというような状況でございます。

骨太の方針などにも、ここに書かれておりますとおり、今までの診療報酬というのは、やはり高齢化に伴い自然増とか、そういったようなものに基づく上がり方、そういったようなものにしか、やはり対応してこなかったというところもございますけれども、今後は物価の高騰とか、そういったようなものも勘案しながら診療報酬、そういったものが上がっていくとか、そういったところでの予算や制度設計、こういったようなものが国の方でも取り組むというようなところの方針であるというふうに認識しておりますところ、県といたしましては、国の様々

なこういった対策、補正予算などもしっかりと活用させていただきながら、構造的に国の方で制度設計がなされていくものであります以上、そういったところも踏まえながら、何とか県民の皆様方に、安心と安全、そういったものを提供していけるようなところを我々としては努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【前田委員】部長が言われるように、ベースアップについては確かにそうだと思うので、その他の環境をよくすることに対して、県独自でできることについては、やっぱりきめ細かな支援をお願いしたいと思いますが、例えばこの産科・小児科医療確保事業費、今回こういう予算を組まれてますけれども、僕自身が、2月の予算総括質疑が回ってきた順番の中で、分娩数、産科の状況を聞いたとき、多分そのやり取りの中では、8医療圏ごとの施設が減ってるけども、分娩数も減ってるから、おおむね8医療圏含めて問題ないんだということで、僕が質問しなかったんです、やり取りしたので。

そういうことを考えたときに、こうやって上がってきたら出すんだということを見たときに、やっぱり特に産科・小児科とかについては、本当に厳しいんだという問題意識を持っているのかということについては、少し疑問を感じているんですけども、担当課長は当然覚えていらっしゃると思うけども、やり取りしたとき、問題ないと言ってきたものが、今回こういうふうに国がつけたからといって予算をつけるということは、どういうことになるんですかね、状況が変わったということですか。

【猪股医療政策課長】分娩の状況ですけども、委員おっしゃるとおり分娩数は減っております

て、そして、それに伴って医療機関の方も経営が成り立たないとか、医師の確保ができないとか、そういった形で減ってきております。

その状況につきましては、毎年部会を開催して、医療の従事者・専門者とか、そういった方々と一緒に対策を講じているんですけども、なかなか昨年度の状況では、例えば島原マタニティは閉院となりましたけども、そこは医師会とか医療機関と話して、既存の島原半島とか、あとは県央地区、東長崎地区、その医療機関でカバーできるだろうと、そういった形で話をしてきたんですけども、実際その後、また上五島病院のこととか、ほかのことでも、ちょっといろいろと医療機関の方で今後難しくなってくるという話がございます、そういったところで、こういった制度というのが創設されましたので、これはぜひとも活用して、医療機関の方に少しでも経営の改善を図れるようになってほしいと思っておりますし、また今後は先ほど言いましたように、ちょっと当初見込んでいた状況よりも厳しくなってきておりますので、医療機関に対してアンケートを行って、また産科の専門医の方々と、ちょっと今後の対策については検討していきたいと思っております。

以上です。

【中村(泰)分科会長】ほかに質問はございませんでしょうか。

【山村委員】同じ縦長の表の分で、まず病床数適正化支援事業費の件でお尋ねをしたいと思います。

多分、適正に病床数を減らしていきましようということなのかなということでは考えているんですけども、そもそも創設した目的とかを教えてくださいなと思ひまして、お願いします。

【猪股医療政策課長】病床数適正化事業ですけども、この事業は、人口減少などの医療需要の急激な変化を受けまして、医療機関が効率的な医療提供体制の確保を目指しまして、病床数の適正化を進めるに当たって、診療体制の見直しや医療スタッフの配置替えなど、様々な対応が生じることから、それに伴う支援を行う事業となります。

【山村委員】ありがとうございます。

今回、対象施設が33で、何か先ほど追加で来ましたということなのですが、全体として長崎県として幾らぐらい要望されて、多分聞き取りとかいろいろされている中で、全体の削減数とか把握されている中で、補正にどれぐらいお金が要るかというのは、県がそもそも把握をされて要求されて、今お金がついてこういう形になっている。そもそもどれぐらい要求されたのかとかを教えてくださいなと思ひます。

【猪股医療政策課長】今回の国の病床削減に係る補助制度の創設を受けまして、県内の医療機関に要望調査をしましたところ、約2,300床の削減の要望があったところでございます。

【山村委員】そういうことであれば、2,300床の要望が各医療機関から上がってきて、今度予算がつけられたのが210床程度という認識でよろしいですか。約1割ぐらいの予算が確保できたのか、予算しか来なかったのかという認識で問題ないか、確認させてください。

【猪股医療政策課長】全体で約2,300床の要望があったんですけども、ほかの都道府県からも多くの要求がなされて、国の予算額というのを大きく超えましたことから、国の方で線引きがなされまして、例えば、これは2回内示が行われているんですけども、1回目の内示、これが4月に行われまして、そのときには例えば公立病院は

除くとか、令和4年度から令和6年度まで3年度連続赤字とか、1医療機関当たり50床を上限とか、そういった条件が示されたところでございます。

そこで、1回目の内示が示されて、次に2回目の内示、そこはほかの事業からの予算を流用したりとかあって、また2回目の内示が行われ、そのときには対象が少し広がり、公立病院を含むことになりまして、あと連続赤字が5年度と6年度の2年間に短縮されたりとか、ただ、2回目の内示は10床を上限とか、こういった条件が示されたところでございます。

その結果、本県としては、その1回目の内示で記載しております210床分があるんですけども、合わせて2回目内示で93床が追加され、合計で303床が対象となるところでございます。

予算の方は、2回目の内示が行われる可能性があるということで聞いておりましたので、そこは多めに確保させていただいたところでございます。

【山村委員】ありがとうございます。

多分かなりの数がまだまだ残っているということで、予算的にまだまだ必要なのかなとは思っておりますので、多分今後も補正とかいろんなことで、国全体の予算も医療費、先ほど部長も話したとおり、なかなか厳しい現状なんでしょうから、厳しいのかなと思いつながら予算が足りないというのはよく分かりました。

病床数の削減というのは、全国的な取組ということも含めて、適正化の取組というのは分かるんですけど、自分たちの地元でいけば、やっぱり減らしてほしくないという意識の方が多いとか、そういう意識にどうしてもなってしまうというところでは、少しでも県民の皆様に、きちんとやっぱり説明しなきゃいけないのかなというのは、大丈夫なんですよというの

か、適正にやってどういう将来が待っているかというところをちゃんと説明しなきゃいけないのかなと思っているんですが、その辺も含めて何かご説明していただければと思います。

【猪股医療政策課長】病床削減の必要性ということになるかと思いますが、医療機関の経営というのは厳しくなっているというのを聞きをしております。

その要因の一つとしましては、人口減少によって患者数が少なくなって、それによって病床稼働率が低くなっていると、そういうことが考えられるかと思います。

そのためには、この病床稼働率を上げる必要があるんですけども、医療需要を見極めて、適正な病床数といたしまして、経営の効率化を図る必要があるというふうに考えております。

患者数が減少しているにもかかわらず、病床の数がそのままであれば、収入は減ることになって、看護師等医療者の人件費が変わらないことになりますので、そうなれば経営は悪化するということになりますので、病床数の適正化を図って経営の効率化を図ることと、あと、削減する病床で携わった医療スタッフの方々を別の場所に配置するという形で、人材不足の解消とか、あと新たな診療報酬を得るということをしながらになりますので、病床数の適正化というのは、持続可能な医療提供体制を維持していくためには必要なことだとは考えておりますので、今後とも地域の実情を踏まえながら、医師会とか医療機関とか関係者と連携をして協議を行いながら、取組を進めていければと思います。

【山村委員】ありがとうございます。

多分、地域に何とか医療機関を残そうという取組なのかなというふうにはお話を聞きながら

理解しました。

ただ、どうしても長崎県の場合、離島も半島も抱えて人口が少ないところもあるという中で、そのルールだけで何とか乗り切れるのかどうかというのは、すごく将来にわたってちゃんと検討しなきゃいけないことかなと思いますし、先ほど地域の実情も踏まえながらということがありましたので、ぜひ地域の実情は多分地域でしか分かりませんので、それが国の制度であっても地域から声を上げなきゃいけないかなというところは、きちんと声を上げていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

もう一点、すみません。福祉保健部の介護サービスの物価高騰対策事業費と追加予算の方です。この訪問系の施設の支援が入ってますけども、先ほども話が合ったように、病院が少なくなっていく中で訪問ってすごく大事かと思っております。

この支援の中で、ガソリン代とかが入っているのかどうかというのを教えていただきたいのと、多分、訪問系となっているので介護も看護も両方入っているというふうに認識していいのかを教えてください。

【中村長寿社会課長】訪問系の単価に関しましては、基本的にガソリン代が計算の対象となっております。

支援対象といたしましては、当然、訪問介護サービスと訪問看護ステーション、こちらは介護保険適用の訪問看護を提供する訪問看護ステーションが対象となっております。

以上です。

【山村委員】ありがとうございます。

ぜひきちっと把握をしていただいてほしいというのと、これはすみません。ちょっと

事前に質問した中で、単価の根拠で8分の1というのがあるんですけども、この決め方というか、県全体でというお話だったんですが、どういう理由なのか、去年の似たような多分支援じゃないのでやってるのかなと思うんですけど、去年も8分の1なのかを含めて教えていただければと思います。

【中村長寿社会課長】冒頭の補足説明でも少し触れましたけれども、今回の財源に関しましては重点地方交付金を財源としておりますので、その枠というのが、都道府県配分分の限界があるというところでございまして、今回3か月分になったところです。昨年度はその辺りの調整が半年分という形で4分の1だったんですが、今回3か月分が限度ということで、結果として8分の1というふうになってございます。

【山村委員】ありがとうございます。

全ては国の予算次第だったということかなというところで理解しました。ちゃんとお金が下りてくれば、もっとできるのになということなんでしょうねというところで考えたいと思います。

続けて、もう一問お願いします。すみません。

こども政策局の追加の縦長補足説明資料の児童措置施設の支援事業で、エネルギー高騰の分なんですが、これも8分の1になっているんですが、この児童養護施設関係とかは、多分、自己努力なんかとてもできないような領域かなというふうに思いますので、このエネルギー高騰分の8分の1でいいのかどうか、残りの8分の7はどうするのかというところも含めて、ちょっと教えていただければと思います。

【鴨川こども家庭課長】そもそも児童養護施設等に対します措置費についての考え方ですけれども、措置費につきましては、都道府県が児童

を児童養護施設等に入所させる措置を取った場合に、その施設に対して入所後の保護や養育に要する経費を公費で負担する、そういった制度設計になっております。

具体的には、施設種別ごとでありますとか規模ごとに設定される単価がある諸経費と、あと実費相当の諸経費から成るものでございます。これらにつきましては、国の要綱で単価が設定されておりまして、社会情勢に応じて改定がなされているところでございます。

今回措置しております物価高騰分につきましては、先ほども答弁がありましたとおり、限られた予算の中での措置としておりますけれども、そういった一般的に公費で負担する部分の措置費と、こういった物価上昇に伴う支援の分とで、過去、令和5年度、6年度とやってきておりますけれども、一応施設の方から、こういった措置では運営に係る経費が賄えない、そういった声は聞いてないところでございます。

以上になります。

【山村委員】確認は、基本的には公費で全て賄えるので、この予算制度があったので、これに取りあえず補正として上げてるけど、最終的には公費で全て賄えるということでの認識でよろしいですか。

【鴨川こども家庭課長】制度設計上、措置費はそういうものと認識しておりますので、問題ないかと考えております。

以上です。

【中村(泰)分科会長】ほかに質問はございませんでしょうか。

【虎島副会長】手短に質問したいと思います。

病床数適正化の支援事業についてお伺いします。

先ほど山村委員から質問ありましたけれども、

この事業は、病床、地域医療構想のベッド数適正化に資する非常に重要な事業であると思います。

しかし昨今、地域医療介護総合確保基金が枯渇しているのではないかというような懸念が医療機関内で起こっています。この事業があるから病床削減に踏み切ったという、踏み切るというような施設も多いと聞いております。

先ほどの答弁で2,300床の希望があって、今回は300床くらいはできるということですが、そもそも内示に沿ったものがこの件数になるのか、それとも条件に合致するのがこの件数なのか、もっとたくさん合致するところがあるけれども、今回の予算しか取れなかったのか、そこをお伺いしたいと思います。

【猪股医療政策課長】今回の事業、補助対象に該当するかどうかは、国から要件が示されておりまして、その要件を踏まえた上で内示があったのが303床になりますので、この303床は要件を満たすところになっておりまして、それについては補助がなされるということになります。

【虎島副会長】それ以外の病床は、その要件を満たしてないから頂けないということなんでしょうか。

【猪股医療政策課長】ほかの医療機関につきましては、その要件を満たしてないということで今回対象外になっております。

【虎島副会長】分かりました。その要件が今回緩和されたから、追加で93床が得られたというふうな理解でよろしいですね、分かりました。ありがとうございます。

要件次第でどれだけ減らせるかというのが決まるということで、しっかりとフォローしていただければと思います。

もう一点、生産性向上の事業について、業務

の効率化としてタスクシフトというのがありますけれども、これの具体的な内容について、想定されるようなタスクシフトのやり方について、お尋ねします。

【猪股医療政策課長】このタスクシフトですけれども、国の方で例として示されているのは、例えば事務補助とか看護補助とか、そういった方を雇って、その方々に業務をしていただいて、その看護師とか、そういった方々の業務を減らすとか、そういったイメージを持たれているところでございます。

【虎島副会長】クラークさんとかを雇うというようなお話、人事費に充てられるということですよ。

ただ、先ほど今ありましたように、単年度、もしくは一、二年で終わるようなものであれば、その雇った方の原資がなくなってしまうということになります。この業務効率化が短期間で終わってしまうことになっていきますけど、そのことについて、お考えをお聞かせください。

【猪股医療政策課長】この事業自体が単年度ということになりますので、それで、もしタスクシフトとか効率化が図れたところは、今後も継続していただきたいと思っておりますけども、その継続につながるように、そこら辺は国のほかの新たな制度があるのかどうか、そこら辺は国の動向とかを注視していきながら対応していきたいと思います。

【虎島副会長】ありがとうございます。

結局は診療報酬改定につながっていくということになると思いますけど、しっかりと要望していただければと思います。お願いいたします。

【中村(泰)分科会長】ほかに質問はございませんね。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算議案に関わる報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第68号議案のうち関係部分、第86号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分、報告第2号及び報告第12号については、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算議案に関わる報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

委員会に入る前に、休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

— 午前11時09分 休憩 —

— 午前11時25分 再開 —

【中村(泰)分科会長】再開いたします。

【中村(泰)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より総括説明を求めます。

【新田福祉保健部長】説明に入ります前に、ドクターヘリの運航業者であるヒラタ学園が、昨年5月28日に国土交通省大阪航空局長から事業改善命令を受けたことにつきまして、改めてご説明させていただきます。

大阪航空局からの指摘のうち、本県のドクターヘリに関わる事案4件につきましては、その内容が整備記録の未記入など運航に支障がない事

案であったことや、機体を検査した結果、問題がなく安全性が確認されたことから、運航業者が事業改善命令を受けたことについては、県議会に報告しておりませんでした。

しかしながら、さきの委員会において、事業改善命令と警告書が同時に発出されている重大な事案であるとのこと指摘をいただきましたことにつきましては、重く受け止めております。

ドクターヘリの運航は、県民の生命・安全に関わる重要な事業であり、今後も県民の生命・安全に関わるなど、県民全体に広く関わる事案につきましては、県議会への報告を密にし、真摯に対応してまいります。

それでは、続きまして、予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」の福祉保健部2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いしておりますのは、第73号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」の1件でございます。

議案の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

この事案は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令」の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明をいたします。

民間医療搬送用ヘリコプターの事故について。
去る4月6日、本県壱岐沖で発生した、対馬市

から福岡和白病院へ患者を搬送しておりました民間医療搬送用ヘリコプターの事故により、3名の方々がお亡くなりになりました。

離島の救急医療の要として重要な役割を担ってまいりましたヘリコプターの事故で、尊い命が失われましたことは、痛恨の極みであり、改めて、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、ご遺族並びに関係者の皆様に、衷心よりお悔やみ申し上げます。

多くの離島や半島を有する本県におきまして、ヘリコプターによる患者搬送は、救命率の向上や後遺症の軽減を図るなど、命を守るために欠かせないものであります。

本県ドクターヘリは、事故を起こした機体と同系列の形でありましたことから、運航を一時休止し、国土交通省航空局からの指示に基づく検査等を行い、機体の安全性を確認した上で、5月30日から運航を再開しております。

なお、運航再開に当たりましては、今回の事故を踏まえ、海上飛行時に救命胴衣を常時着用するとともに、飛行中に不具合が生じた際の対応訓練の強化を図ることといたしております。

また、患者の搬送体制の強化を図るため、長崎県病院企業団において、医師を運ぶために週3日程度運航しておりますヘリコプターを、非稼働日にドクターヘリの2機目として導入することとしており、本年秋頃の運航開始に向けて準備を進めております。

今後も引き続き、安全運航を徹底し、救急医療体制に支障がないよう努め、県民の皆様の安全・安心の確保を図ってまいります。

また、事故を踏まえた対応等の詳細につきましては、後ほど医療政策課長より補足説明をさせていただきます。

福祉保健部における各種計画の策定について。

県政推進の指針である長崎県総合計画における保健・医療・介護・福祉分野において、各領域の個別計画と整合を図りながら、具体的な施策を総合的・体系的に進める指針及び社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定しております「長崎県福祉保健総合計画」が今年度末に終期を迎えますことから、令和8年度からの5か年計画である新たな計画を策定することといたしております。

また、そのほかに再犯防止推進法に基づく5か年計画である「長崎県再犯防止推進計画」及びギャンブル等依存症対策基本法に基づく3か年計画である「長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画」につきましても、同じく終期を迎えますことから、新たな計画を策定することといたしております。

なお、各計画の策定に当たりましては、これまでの取組や各分野における現状・課題を整理し、福祉保健審議会などの各分野の専門家、関係団体等で構成する有識者会議等のご意見を伺いながら作業を進めることといたしており、素案作成後は、パブリックコメントや県議会のご意見も踏まえ、今年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

高齢者等見守り活動に関する協定の締結について。

高齢者の方々が、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、去る5月13日、一般社団法人長崎県損害保険代理業協会との間で、「高齢者等見守り活動に関する協定」を締結いたしました。

今回、同協会に加入されております代理店約150社には、高齢者等の異変発見時に速やかに市町窓口等に連絡を行う体制の整備と情報提供等を実施していただくこととしております。

これまで15事業者と本協定を締結しており、引き続き、民間事業者等のご協力を得ながら、市町と連携して、県内全域における多重的な見守りネットワークの充実強化に向けて取り組んでまいります。

その他の所管事項につきましては、4ページ中段、知って、肝炎プロジェクトについて、4ページ下段、長崎県ねんりんピックの開催について、5ページ中段、介護事業所におけるカスタマーハラスメントに関する実態調査について、「文教厚生委員会関係議案説明資料（追加1）」の福祉保健部の2ページ、科学的介護フォーラムin長崎について、「文教厚生委員会関係議案説明資料」の福祉保健部の5ページ下段、障害者のスポーツ振興について、6ページ、新たな総合計画の策定について、7ページ中段、「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組についてにおいて記載の内容のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】次に、こども政策局長より、所管事項説明を求めます。

【浦こども政策局長】「文教厚生委員会関係議案説明資料」のこども政策局の2ページをお開きください。

今回、予算議案を除くこども政策局関係の議案はございません。議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

まず、合計特殊出生率について。

去る6月4日に、国から令和6年の人口動態統計（概数）が公表され、本県の合計特殊出生率は1.39となりました。令和5年に比べると、全国的に数値が下がっている中、本県におきましても0.1低下したほか、出生数も大きく減少いたして

おります。

少子化の進行には、様々な要因が複雑に絡み合うことから、総合的な対策を講じることが重要であると考えており、県民の皆様が希望どおりに安心して結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、市町や企業・団体等との連携を強化するとともに、未婚化・晩婚化に歯止めをかけるための結婚支援の強化と、県民の皆様が安心して子育てできる環境の整備などに、包括的に取り組んでまいります。

新たな総合計画の策定について。

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところでありまして、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

このうち、こども政策局におきましては、主に「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」や「希望が叶う『結婚、妊娠・出産、子育て』を切れ目なく支える」等に関する戦略に関連施策等を位置づけております。

「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」では、「こどもまんなか社会の実現に向けた学校・家庭・地域が連携したこどもの育成」に向け、県民総ぐるみの子育て支援や子どもが安全・安心でチャレンジできる居場所の拡大等に取り組むほか、「希望が叶う『結婚、妊娠・出産、子育て』を切れ目なく支える」では、若い世代が自ら主体的な選択により希望どおりに安心して、結婚や子どもを産み育てることができる社会の実現を目指し、希望をかなえるための知識の普及等と社会全体の機運醸成や

婚活支援、妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援等に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見も十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

4ページをご覧ください。

長崎県こども・若者応援団表彰式の開催について。

去る6月6日に、長崎県こども・若者応援団表彰式を実施いたしました。

この表彰は、県内のこども・若者を育成する活動と子育て家庭を支援する活動において、顕著な功績があった企業や団体、または個人の方を毎年表彰しているものです。

今年度の表彰では、「結婚・子育て支援部門」では、諫早市の「諫早いのちを大切にする会」様が、「青少年健全育成・支援部門」では、南島原市の「原賀壽昭」様が知事賞を受賞されたほか、7個人、5団体が功労賞を受賞され、知事から表彰状が授与されました。

こうした表彰等を通じて、今後とも子どもや若者と子育て家庭を社会全体で支援する機運の醸成に努めてまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

議案質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第73号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、説明を求めます。

【川村福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料について、ご説明いたします。

「文教厚生委員会提出資料」福祉保健部の2ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接間接の補助事業者に対し内示を行った補助金について、令和7年2月から令和7年5月の実績を記載しております。

直接補助金は、資料2ページから3ページに記載のとおりで計15件でございます。なお、間接補助金はございません。

次に、4ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件について、令和7年2月から令和7年5月の実績を記載しております。

資料4ページから11ページに記載のとおりで、

計27件あります。

次に、12ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の陳情が行われたものは、長崎県医師会長からの計1件であり、それに対する県の対応は、資料12ページから13ページに記載のとおりであります。

次に、14ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、令和7年2月から令和7年5月の実績は、長崎県福祉保健審議会福祉保健総合計画専門分科会など計31件となっており、その内容については、資料16ページから46ページに記載のとおりであります。

引き続きまして、6月中旬に実施いたしました令和8年度政府施策に関する提案・要望について、福祉保健部関係の要望結果をご説明いたします。

「令和8年度政府施策に関する提案・要望について」をご覧ください。

福祉保健部関係におきましては、離島等における医療・介護の提供体制確保に係る施策の充実、原爆被爆者援護等の充実、医師・看護師の偏在対策等に向けた施策の充実、離島地域における介護保険サービス提供体制の維持と利用者の負担軽減、介護人材の確保に関する施策の強化及び介護給付費に関する費用負担の見直し、重度障害者医療費助成制度の創設といった最重点2項目、重点4項目について、要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、厚生労働省に対し、知事、議長、福祉保健部長により要望を行いました。

このうち、「離島等における医療・介護の提供体制確保に係る施策の充実」につきましては、仁木厚生労働副大臣に対し強く要望を行い、「医療、介護サービスが提供できる体制維持のため

スピード感をもって取り組んでいく」との発言をいただきました。

以上が、福祉保健部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

【黒島こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料について、ご説明をいたします。

資料2ページをお開きください。

補助金内示一覧表ですが、県が箇所づけを行って実施する補助事業に関し、内示を行った補助金について記載をしております。

本年2月から5月分の実績ですが、直接補助金が18件、間接補助金が2件でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件については、記載のとおり10件でございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年2月から5月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

東彼杵郡三町からの要望書1件となっており、それに対する県の対応状況は、7ページから8ページまでに記載のとおりでございます。

続きまして、9ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、本年2月から5月までの実績は3件あり、その内容については10ページから12ページに記載のとおりでございます。

引き続き、6月中旬に実施いたしました令和8年度政府施策に関する提案・要望について、こ

ども政策局関係の要望結果をご説明いたします。

資料「令和8年度政府施策に関する提案・要望についてこども政策局関係」をご覧ください。

こども政策局関係におきましては、こども・子育て家庭に対するユニバーサルサービスの創設、こどもの育ちの支援の充実の2項目について、要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、内閣府に対し、知事、議長、こども政策局長により要望を行いました。

このうち、「こども・子育て家庭に対するユニバーサルサービスの創設」及び「こどもの育ちの支援の充実」の項目については、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向け、窓口負担なしで医療を受けられる新たな医療費助成制度の創設、学校給食費の無償化、幼児教育・保育の完全無償化等について、財源を含め、国の責任において全国一律の制度として早期に実現すること、また、保育士等の処遇改善、放課後児童クラブへの支援等について、内閣府に対して強く要望を行いました。

これに対し、内閣府大臣政務官からは、「令和7年度より1歳児の職員配置について、6対1から5対1にする場合の加算制度を創設したところ。国としても、地方で人口減少が進む中で、いかに持続可能な保育の提供を行うかという視点を持ちながら、今後も処遇改善等を進めてまいります。」などの回答をいただきました。

以上が、こども政策局関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【中村(泰)委員長】次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【猪股医療政策課長】4月6日に壱岐沖で発生し

ました民間医療搬送用ヘリコプターの事故につきまして、これまでの経過や今後の対応等について、説明させていただきます。

補足説明資料をご覧ください。

1番のドクターヘリの運航状況等ですが、平成18年12月からドクターヘリの運航を開始しており、長崎医療センターにヘリコプターを配置しております。

運航委託会社は、大阪に本社があるヒラタ学園で、委託契約額は1年間当たり約3億1,000万円となっております。

そして、令和6年度のドクターヘリの出動件数は720件で、その内訳ですが、現場出動が360件、病院間の搬送が225件、そして出動後キャンセル、これは消防機関が救急現場に到着後、患者の詳細な状況が判明して、ドクターヘリの出動を要しないと判断された場合にキャンセルを行うもので、その件数が135件となっております。

次に、2番になりますが、ドクターヘリ出動中に搬送要請が重複した場合は、佐賀県ドクターヘリの応援や県防災ヘリで対応し、それでも対応できない場合には、海上自衛隊や海上保安庁に災害派遣要請等を行っております。

次のページに、令和6年度におけるドクターヘリ以外の患者搬送件数を記載しております。

続きまして、3番、民間の医療搬送用ヘリの事故を踏まえた対応ですが、4月7日から5月1日は国の通知などを踏まえ、自主的な機体の詳細点検や搭乗する医師や看護師への搭乗意思の確認、また、海上飛行時に医師や看護師、患者等が常時着用する救命胴衣の手配を行っております。

そして、5月3日から4日、次の5月10日から29日におきましては、国土交通省航空局から発行された「耐空性改善通報」の指示を受け、事故機において破断していた後部回転翼を制御する

「コントロール・ロッド」の取付部等の点検を実施し、問題がないことが確認されたことから、5月30日に運航を再開しております。

そして、(2)ドクターヘリの運休期間の救急患者の搬送につきましては、記載のとおり佐賀県のドクターヘリなどにより対応いただいております。

次のページをご覧ください。

事故を踏まえた新たな取組として、海上飛行時に救命胴衣の常時着用や、ヘリに搭乗する医師・看護師に対して、水中不時着した場合の脱出訓練等を行っております。

続きまして、4番、ドクターヘリ2機目の導入についてですが、ドクターヘリが既に出動中で、搬送要請に対応できない件数が毎年100件を超えていることから、より多くの搬送要請に対応できるよう、本年秋頃のドクターヘリ2機目の導入に向けて、現在準備を進めております。

なお、この2機目につきましては、長崎県病院企業団が医師を運ぶために週3日程度運航しているヘリコプターを、運航しない日に医療機器を搭載してドクターヘリとして運用することとしております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)委員長】ありがとうございました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

なお、審査対象の陳情番号は17番、19番、21番となります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は1時30分から委員会を再開し、引き続き、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。よろしくお願いします。

— 午前 11時48分 休憩 —

— 午後 1時32分 再開 —

【中村(泰)委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【前田委員】福祉保健部で、1,000万円以上の契約状況の一覧の12番、ICTを活用した特定健診受診率向上対策事業業務委託費、随契ということで、キャンサースキャンという会社になっていますけれども、ちょっと昨年所属してなかったの分で分からないですけど、これは何年目の事業で、随契にしている理由について、ご答弁いただきたいと思います。

【江口国保・健康増進課長】こちらの事業につきましては、令和3年度に第1回目のこの事業を開始したところですけども、この年度におきまして、第1回目に公募型プロポーザルで募集をいたしまして、このキャンサースキャンに決定いたしました。

それ以降、同じような形で特定健診の受診率向上をするために、ICTを活用した事業をやっております。

令和4年度以降につきましては、随意契約というところで行っております。

【前田委員】公募型プロポーザルで開始して、何年までやる予定ですか。

【江口国保・健康増進課長】こちらの事業につきましては、市町が特定健診の事業を実際やっておりますして、県の役割としましては、市町がやっている事業の支援という形でやっています。

毎年度この事業については、市町と事業の成果については共有しまして、来年度もこの形でやるかどうかというのを市町と協議しながらやっております。

それで、ここ先々いつまでやるかということについては決めておりませんで、毎年度、市町と協議しながら、続けるかどうかというのを決定しております。

【前田委員】成果を確認しながらやってほしいと思いますけども、去年の契約金額と比べた2,300万円増えているんです。随契ですから、特段、僕らが口を挟むことじゃないですけども、大幅にやっぱり契約金額が膨らんでいるので、そこは本当はやっぱり説明が必要かと思いますけども、2,300万円増えている原因は何ですか。

【江口国保・健康増進課長】特定健診の受診勧奨というものを、住民の皆さんに対してやっていく事業になりますけども、その受診勧奨をやる対象の人数が増えたことによりまして、契約額が増えたのでございます。

対象者が増えたということにつきましては、参加市町が以前に比べて増えておるということで、対象者が増えているということでございます。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【松本委員】それでは、6月23日の長崎新聞の記事に、1面に「上五島病院分娩を休止」ということで、9月末、医師ら確保困難でという記事と、その後の上五島病院の地元説明会の記事が記載されておりました。

記事によりますと、上五島病院が分娩休止する経緯として、2018年度に取り扱った分娩が89件だったが、2024年度は25件まで減少したという分娩の数が減っていることなど、理由を挙げられています。

離島でありますし、非常に住民の方の不安が伴って地元説明会をしたということですが、これは病院企業団の病院でもございますので、県として、どのような対応を10月以降していくのか、お尋ねをいたします。

【猪股医療政策課長】上五島病院につきましては、少子化に伴う分娩数の減少、それに伴って、医師や助産師とかが医療技術を保つこととか、スキルを磨く機会が限られ、迅速に対応する能力が維持できないということで、そういう医療人材の確保が一層困難になったということで、妊婦や新生児の安心・安全を優先に考えて、今回休止ということを表明しているところでございます。

それで9月以降、10月から常勤の医師というのはいなくなりますけども、週に二、三日程度、ほかの病院から医師を派遣してもらって、妊婦健診とか産前産後ケア、これは継続していくこ

ととなっております。

特に産前産後ケアですけども、ここを充実させることとしておりまして、助産師による支援とか相談時間の拡大、そしてまた、新たに授乳とか育児相談とか沐浴指導など院内デイケア、そこを実施することとしております。

【松本委員】その部分はフォローするとしても、大事なことは出産の分娩を島外でしなきゃいけないわけで、それに対しての負担が妊婦さんに増えるわけでありまして、それは町の部分で担うのか、国・県で担うのか、どういうふうな流れになるのか、お尋ねいたします。

【猪股医療政策課長】新上五島町の方々が島外で分娩する際の助成についてですけども、現状におきまして、新上五島町におきまして、交通費については海上交通費の往復分を助成する制度を持っておりまして、あと宿泊費につきましては、1泊7,000円の35日分を助成するという制度を持たれております。

それは、上五島病院が休止となれば、この新上五島町が分娩医療機関がない地域として、離島振興法上の特別交付税措置の対象となりまして、妊婦の交通費や宿泊費に対して8割の交付税措置がなされるということになりまして、町としては、この制度の活用について、今、検討されているところでございます。

【松本委員】答弁の中では、町が対応するけれども、8割交付税措置がされるということで、今後検討されるということですが、もう一つ気になったのは、その記事の中に、実は県内21市町のうち分娩施設がないのが9市町、これは上五島を入れて9市町になるということで、もう既に8市町が分娩施設がないという状況になっているということで、じゃあほかの8市町はどのような対応をしているのか、現状をお尋ねいたします。

【猪股医療政策課長】県内において8市町が分娩取扱施設がないんですけれども、国の制度としては、別の補助制度もございまして、自宅から最寄りの分娩取扱施設まで、おおむね60分以上の移動時間を要する場合には、国の補助制度というのがございまして、そこについては、例えば平戸市さんとか、そういったところは、この制度を活用するということで話を聞いております。

そしてまた、県としては、ほかに周産期医療提供体制の確保に向けまして、産科医の確保とか、あと周産期母子医療センターの運営費補助とか、医療圏の広域的な観点での周産期医療体制の確保、こちらの方で検討して取り組んでいるところでございます。

以上です。

【松本委員】60分以上であれば8割負担ということで理解しましたけれども、大変厳しい状況には変わらない。午前中の予算の審議でも産科医が厳しい状況だというのは分かりましたが、それに関連して、大村市においても分娩施設がもう1施設しかないということで、先日、委員会で長崎医療センターに視察に行った際も、センター長から直接、やはり通常分娩の対応を国立病院が余儀なくされて、そもそもハイリスク出産を担う周産期母子医療センターに、業務に負担がかかっていくということ、この状況をどうにかしてほしいという要望がありました。

委員会で非常に重いと受け止めたんですが、県としての所見をお尋ねいたします。

【猪股医療政策課長】本県における産科の医療体制ですけれども、出産というのは、妊婦の大量出血とか常にリスクを伴うものだと思っております。

不測の事態が生じた際には、複数の医療スタッフで即座に対応する必要がありますことから、

妊婦とか新生児の命を守るためには、複数の医療スタッフがある県内4か所の周産期母子医療センターを中心とした体制づくりが必要だとは思っておりますけれども、ただ、このセンターが担っているハイリスク出産に負担がかかり過ぎないように取り組む必要があると考えております。

そのことから、分娩取扱施設の分娩の現状とか課題、そしてまた、将来の意向を確認するために、医療機関に対してアンケートを取ることとしておりまして、その結果を踏まえて、医師会とか産科の医療関係者の方々と今後の産科医療体制をどうするか、どのように取り組んでいくか、また、医師の確保とか配置とか、そういった課題解決に向けて、関係者の方々と対策を検討することとしておりまして、その産科の専門医と連携を図りながら、安全・安心に出産できる周産期医療体制の確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。

【松本委員】もう今の時点でもかなり厳しい状況であって、大村市からの要望にもありましたし、もうどうしてもならない状態から動いても遅いんですよね。だからもう危険な状態にあるということを踏まえて、先ほど答弁にあったように、産科医学会とも、それと中核病院、そして県と、やっぱり三者で連携して、どういった形でこの地域の周産期の医療を維持できるかどうかというのを、ぜひ考えていただきたいと思います。

少子化対策と言いながら、そもそも子どもが産めない状況をつくっているというのが、行政や医療業界でそういうふうな安心して子どもが産めない地域となってしまうと、これは今後のやっぱり人口減少にも拍車をかけてしまうので、そういった意味でも、しっかりと安心して子ど

ものが産める環境づくり、そして、もちろん産後ケアというのも大事でありますし、この厳しい実情を、やはり国へ要望して、国からの支援もこういった形で取れるかということも、重ねて考えていただきたいと思います。

もう一つは、ひとり親家庭について、ちょっと質問させていただきます。

県内にはひとり親家庭が1万578人いらっしゃって、母子家庭が9,986人、父子家庭が592人ということで、これは児童扶養手当受給者数で統計をしているものでございますけれども、県内に1万件以上、ひとり親家庭がいらっしゃる中で、やっぱり一番厳しいのは、今、物価高で経済情勢など状況の中で、どれだけの年収が平均的にあられるのか、把握していらっしゃったらお尋ねいたします。

【鴨川こども家庭課長】県内の児童福祉手当受給者を対象としたアンケートを踏まえて導いたものですが、まず、母子世帯の方で約4割超ぐらいが年収200万円未満となっております。父子世帯につきましては5割、約5割が300万円未満という状況でございます。

【松本委員】母子家庭世帯で4割が200万円未満、父子家庭でも300万円未満が5割ということで、これに関しては103万円の壁とか関係ないわけでありまして、だからといって生活保護の対象になるわけでも、200万円から300万円という状況というのは非常に厳しいラインの年収だと思うんですが、実際に母子家庭、父子家庭の課題というものをアンケート等で取られていらっしゃいますでしょうか。

【鴨川こども家庭課長】同じアンケートの中で、そういった悩み、課題についても聞き取りをしております。一番多かったものは、やはり家計に関するところでございます。2番目に多かった

ものが、子どもの教育や進学、そういったことに対する悩みや不安ということでございました。

以上です。

【松本委員】年収を、所得を上げていくために働いていらっしゃるんですけども、やっぱり収入が上がっていかないという状況の中で、しかしながら人手不足というのは現状としてあるわけであって、どこも人手が足りないわけでございます。

そういった中で、やっぱり支援できることといえば、もちろん補助もそうなんですけれども、仕事をいかにやっぱり生み出してご紹介していくかというところで、ちょっと伺ったんですけど、ひとり親家庭自立支援センター、通称「YELLながさき」という施設があられると。そこで相談を受けているということですが、実際そのYELLながさきでの就労に関する実績について、お尋ねいたします。

【鴨川こども家庭課長】令和6年度のYELLながさきでの就業相談に関するものが61名ございました。そのうち就職まで結びついた方につきましては26名となっております。そのうちフルタイムとか一定安定した雇用まで結びついた方が26名のうち6割ぐらいはいらっしゃったという結果になっております。

以上です。

【松本委員】冒頭申し上げましたけど、1万人以上、県内にひとり親家庭があられる中で、その就労相談が61件しかなかったというのは、長崎市に1か所しかないというのがありますけれども、ちょっとあまりにも少ないんじゃないかなと思います。

ましてや1年間かけて、僅か10名から20名ほどこしか正社員になれなかったというのは、県がこれ、委託して県と長崎市でやって委託費もお支

払いしていますが、もちろん相談に乗ることはできるけど、実際に就業につながらなければ、やはり年収が、正社員とかなれば上がっていくと思うんですね。その部分がやっぱり抜本的な解決にもならないし、やっぱり保障を、ご紹介するだけではなくて、人手は足りないわけだから、もうちょっと踏み込んだところをやっぱり今後やっていく必要があるのではないかなと思いますが、今後の取り組み方について、お尋ねいたします。

【鴨川こども家庭課長】委員おっしゃるとおり、人数的には二桁台というところで我々も認識しているところです。

今回、YELLながさきにつきましては、現在取得していない無料職業紹介事業というものの、これを取得しますとハローワークのように、あっせんまで結びつけることができるんですけれども、そういった就労支援の強化を図りたいというのが1点。

もう一点は、身近にあります県や市町の福祉事務所、こちらの方には、今現在も母子・父子自立支援員という専門スタッフを配置しております。まずは一番身近なところにご相談いただいて、個別に支援プログラム等、きめ細かなその人その人に合った対応を引き続き丁寧に行っていきたいと考えております。

あわせて、こちらは給付になりますけれども、正社員を目指す場合に、やっぱり特定の仕事、例えば介護士であったりとか、看護師であったりとか、理美容師になることもやっぱり優位になりますので、そういった資格を取得する間の給付金とか貸付金もございますので、そういったものの紹介も丁寧に行っていきたいと考えております。

以上です。

【松本委員】介護士、看護師、保育士もやはり足りないという現場の声はあります。どっちかという母子家庭が圧倒的に多いわけであって、その方々がやっぱり国家資格でありますから、資格を取れば、これはもうかなり正社員の就職につながるわけございまして、そういった意味でも、今おっしゃった職業紹介だけだったら、ほかにも民間もハローワークもあるわけであって、やっぱりその部分の資格を取るための給付金、これは情報の周知、やっぱりそこは非常に重要なことになってくると思いますし、業界の人が足りないわけございまして、そういったところで、どちらにとってもプラスになりますので、その部分を、ぜひこのYELLながさき、長崎市にしかないけど市町にも窓口はあるわけございまして、その市町の連携もして、しっかりとこの数字が上がっていけるように取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【中村(泰)委員長】ほかに質問はございませんか。

【本多委員】ちょっと前々から聞きたかったことがありまして、私は愛煙家でございます。虎島副委員長が一般質問に立つ際は、必ず怒られるような存在なんですけれども、それでも今、禁煙しようかなというところまでは至っておりません。

議会棟の1階に喫煙所がございまして、そちらでたばこは吸っているんですけれども、その壁に、県の職員はもう使わないでくださいというような掲示がしてあります。

それで聞くと、県庁内にも、もともと喫煙所はあったということなんですけれども、もう封鎖されて数年たつんだというのもお聞きいたしました。

そこで、県庁敷地内を分煙ではなくて禁煙にしているその趣旨というのをお聞かせください。

【鶴田国保・健康増進課企画監】県庁舎を敷地内禁煙にしている理由でございますけれども、本県では、県民の健康増進を図り、健康長寿日本一を目指すという基本方針の下で実施しているところでございます。

喫煙は、厚生労働省において死亡リスクの最大要因と位置づけられておりまして、喫煙率の低下が健康寿命の延伸に寄与することは科学的に示されているところでございます。

そういった中で、令和4年の国の調査におきましては、本県の喫煙率が17.3%ということで、全国平均を上回っておりまして、特に男性は約3人に1人が喫煙者となっております、喫煙に起因する循環器系の疾患など、外来患者数も、全国的に見ても非常に高い水準にあるところでございます。

こうした状況を踏まえまして、県としては、県民の健康を守るために禁煙対策は不可欠と認識しております。県民に禁煙を促すには、まず県庁自らが模範を示すことが重要として、令和5年4月1日から実施しております。

また、改正健康増進法におきましては、行政施設を含む第一種施設において、子どもや患者、妊婦など健康への影響が大きい利用者が多いことから、原則として敷地内禁煙と規定しておりまして、国の通知におきましては、第一種施設は敷地内禁煙が原則であって、喫煙所の設置について推奨するものではないというふうに示されております。

こうしたところから、国の方針を踏まえまして、県庁舎を敷地内禁煙としたところでございます。

以上です。

【本多委員】健康長寿日本一を目指す県としては、まず県庁が率先してやっていかないといけない。しかも第一種施設は原則、敷地内禁煙ですと。それに従って県が率先してやりますということです。

じゃあ県が率先して取り組まれました分煙ではなく禁煙にしている。同じ第一種施設になるんでしょうか、県下の21市町の庁舎はついてきてくれているんでしょうか。今の数字を教えてください。

【鶴田国保・健康増進課企画監】県が令和5年度に実施いたしました受動喫煙対策状況調査では、本庁舎で敷地内全面禁煙を行っている市町は、令和5年10月1日時点で2市町、屋外に喫煙場所を設置している市町は19市町となっております。

市町の庁舎における敷地内禁煙の実施につきましては、最終的には各市町の管理権限者である市町長のご判断となりますが、県における取組の成果とか、あと敷地内禁煙における健康面、職場環境面でのメリットについても丁寧にお伝えして、改めてご検討いただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

【本多委員】県が率先していても、なかなか市町までは広まってない。長崎市庁舎は、多分建てたときは禁煙だったけれども、いろいろ話があって灰皿を設置するようになったというふうなお話も伺っております。なかなか思うようにいかないのかなというふうに感じております。

ちなみに、県庁を禁煙化するというのは、県庁が建てて数年してから多分、始まったということだと思うんですけども、禁煙化する際の手順というものは、どういったものだったんでしょうか。

【鶴田国保・健康増進課企画監】まず、背景か

らお伝えしたいんですけれども、遡りまして令和元年7月に改正健康増進法において、行政機関を含む第一種施設が原則、敷地内禁煙と規定されております。

その後に令和3年になりますけれども、国から都道府県別の健康寿命推計値が公表されまして、その際には、喫煙率の低下が健康寿命延伸の要因とされましたが、本県では喫煙率が増加傾向にございました。

このため、健康長寿日本一の実現のためには禁煙対策の強化が急務と考えまして、県民の禁煙促進に当たって、県庁自らが率先して取り組む必要があると判断したところです。

令和4年3月の県議会では、知事の方から、他県の事例を参考にしながら、敷地内禁煙については職員の健康を守る取組を進めるという旨を答弁しておりまして、翌月には「長崎健康革命」も掲げて禁煙対策を施策に加えることを表明しました。

令和4年5月になりますけれども、庁内関係課を集めたプロジェクトチームを立ち上げておりまして、実施時期や方法について協議を開始しまして、職員向け説明会を開催し、県の方針を説明した後に、7月には県職員にアンケートを実施して、実施時期や方法等について意見を収集しております。

その結果を踏まえまして、令和4年11月に段階的な実施を通知しておりまして、令和5年4月1日から全面的に敷地内禁煙を開始したところでございます。

以上が手順でございます。

【本多委員】ありがとうございます。

そういう流れがあってやりましたということです。令和4年4月に長崎健康革命を始めて、そして県庁内でプロジェクトが立ち上がって、そ

して説明会をやって、アンケートをやったということでございます。

ちなみに、そのプロジェクトも禁煙のためのプロジェクトですよ、当たり前だと思うんですけども。それで、そのアンケートというのも、どんなアンケートをやったのかなと、私、興味深くて中身を見せていただいたんですけども、結局もう禁煙をやるのが前提で、その実施時期をいつにしましょうかとか、そういったアンケートでした。

段階はどうやってやりますかといって、段階を踏まずに実施とか、期間はどうしますか、期間を設けずに実施とか、そういう何かすごく面白い回答があったんですけども、私としては、禁煙は非常にいいことだと思うんですけども、強制されるようなことでもないのかなというような考えがございます。

それですので、禁煙しますとなったときに、どれぐらい県庁の中で話合いがあったのかなと、議論がどれぐらいあったのかなというのが非常に気になっているんですけども、そこら辺はどうだったんでしょうか。

【中村(泰)委員長】休憩します。

— 午後1時59分 休憩 —

— 午後2時00分 再開 —

【中村(泰)委員長】再開します。

【鶴田国保・健康増進課企画監】先ほどお答えいたしましたとおり、プロジェクトを立ち上げたということで、県庁舎を管理している管財課をはじめまして人事課、あとは職員厚生課、そして私ども国保・健康増進課をメンバーとしたチームで数回、検討しまして、その結果で今回の敷地内禁煙に至っているところでございま

す。

【本多委員】ありがとうございます。

そうやっていろんな部署が集まってプロジェクトの中で話をされたということなんですけれども、私としては、そのプロジェクトの中での話合いも、禁煙にするんだということで話合いを始めて、その禁煙にするんだということに向かって進んでいった。

アンケート自体も、先ほど申し上げたとおり禁煙にするんだというのを前提に取られたアンケートでございます。その禁煙に対してどう思いますかとか、喫煙者の方はどう思っているんですかとか、反対意見はございませんかというのがあったのかどうかというのが気になっていて、お聞きしました。

誰もが賛成するというのは多分めっちゃ難しいと思うんです。どの施策においてもそれは非常に難しいと思うんですけれども、納得の度合いが高いのか低いのかというのは、すごく大事な指標になると思います。

この施策については、私は反対ですけども、それでも自分の中では一定納得して、それは仕方がないだろうということで皆が取り組んだのか、いや、もう全然、俺はもともと反対と、いきなりぱっと言われて、従う気はないけれども、県庁というのはそういう組織ではないから従わざるを得ないとか、それは大きく差があると思います。

先ほどのアンケートをちらっとお話ししたんですけれども、段階というところで、段階を踏まずに実施、AM・PMと敷地内禁煙、そして段階的な喫煙所の閉鎖、この3つ回答の欄がございまして、その中で、非喫煙者の方の回答というか、アンケートで一番多かったのは、段階を踏まずに実施しちゃえという人が47.2%でござ

います。

あと期間についても、期間を設けずに実施、もうすぐやれということです。あと3か月程度、6か月程度、8か月程度とあるんですけれども、非喫煙者の回答で一番高かったのは、期間を設けずに実施、もうすぐやれということだったんです。

このアンケート結果を見たときに私が思ったのは、喫煙者、私どもでございます。私どもがどれほど周りに迷惑をかけたのかなと。それを見た人は、自分が吸わない人は、何かあいつら、何か嫌だなというふうに多分思っていたんですよ。それで、もうすぐ始めろと、何の検討もせずに始めろということで回答になったと思います。

こういったところを見て感じるのは、我々喫煙者がルール、マナー、それをしっかり守っていくというのを前提にした上で、やっぱり分煙という手もあるんじゃないのかなと。喫煙者・非喫煙者ともにお互いを尊重し合えるような、そういったものが県庁内でもその関係性の方がいいような気がしますし、県庁が県で率先してやっていくんだということであれば、長崎県内でも喫煙者・非喫煙者が敵対しない、お互いを尊重する、そういった社会になった方が、何か、より優しい地域とか社会になるんじゃないのかなというふうに思っております。

もう一旦禁煙にしたこの県庁をその後、分煙にするかどうかというのは、また別の考えになるかもしれませんが、私はそういうふうに思っております。そっちの方が、何かよっぽど優しいんじゃないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

【近藤委員】関連で、すみません。私もたばこ

を吸います。申し訳ありません。

私も去年、何か視察で各県庁を回らせていただきました、議運の委員長として。それで、そこでそういうふうな喫煙とかなんとかはどうしているのかなというのは興味があって、横浜とか福岡とか金沢とか、それとあとどこやったかな、そういうところをずっと回らせていただいて、敷地内禁煙というのはなかったんじゃないかなと思うんです。

よくそこら辺、ちょっと調べてください。分煙という形で、いろんな形で県庁の方は考えていると思うんです。

長崎県にだけそういうふうな厳しい敷地内禁煙という形で全部出てるんですけども、その辺は、ほかの県庁とかをしっかりと調べた中で、そういう件数とか調べていますか、全国の。

【鶴田国保・健康増進課企画監】都道府県庁の庁舎における禁煙実施状況でございますけれども、産業医科大学の調査によりますと、令和7年3月時点で、敷地内全面禁煙を実施している都道府県は、本県を含め16自治体、また、屋外に喫煙場所を設置している都道府県が31自治体ございます。

以上です。

【近藤委員】やっぱりタバコを吸う方、吸わない方、それが何か敷地内の中で二極化したような考え方を持つのは、私もちょっとおかしいのかなと思うんです。

それは、タバコを吸う方には吸う方の権利もあると思うんです。それを全面的に否定されたような、自分たちが一番最初に思ったのは、そういうふうな、ある意味、かられたんですよ、タバコを吸うからって罪的な意識を持ったような感覚があったんですけども、実際そこまで罪として考えなきゃいけないのかな。

逆に言ったら、禁煙したから、今度は逆に聞きますけども、禁煙したから県の健康長寿がどれくらい延びるのかとか、そういう計算まで出してから、そういうふうな政策を出しているのか、ちょっとお尋ねします。

【鶴田国保・健康増進課企画監】禁煙を行うことによって健康寿命がどれくらい延びるかというご質問だったと思うんですけども、その健康寿命を延伸させるには、タバコだけではないんですね、生活習慣に基づくところが大きいですけれども、喫煙というのが一つの健康寿命を延ばせない要因になっているというところは明らかなんですけども、それだけではないものですから、正確な算定というのは難しいかと思っております。

以上です。

【近藤委員】そういうことは本当に分かります。それで長崎県内にも産業として、タバコってあるんです。そういうふうな方々も、一つの産業で、はっきり国が法律で駄目だとか、そういう決めてしまえばいいんですけども、そういう産業をされてる方も一生懸命そこで生活をなされているわけです。

それで、だからタバコを吸えとか、吸わないとかそういう問題じゃないんですけども、やっぱりそこら辺の個人の意思の問題という形になるので、やっぱりあんまりそういうふうに、極端に敷地内禁煙という形でやられると、困った人も結構いると思います。

だから自分たちも県庁をずっと回って、各県庁でタバコを吸わせていただきました。それは分煙という形で、そこで職員の方といろんな形で話をしながら、タバコを吸った去年の記憶があります。

そういう中で、もう絶対、外に漏れないよう

な形でやってるんですよ。もう本当に、そこら辺はたばこを吸わない方にも絶対迷惑がかからないような形でやっていると思うので、少しそこら辺も考えていただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

【新田福祉保健部長】ご答弁申し上げます。

たばこによる受動喫煙対策、こちらは非常に重要であるというふうに当然認識しているところでございまして、ただいまございましたとおり、たばこの農家、そういった方たちも五島をはじめたくさんいらっしゃる。そういった方への配慮も必要なんじゃないかと近藤委員がおっしゃっていただいたところでございます。

しかしながら、たばこ事業法に基づき生産された、たばこにおきましては、国内において、日本たばこ産業株式会社、いわゆるJTが全量買い付けするというふうに法律事項として定まっているところでございますので、こちらに関しましては、たばこ農家への影響、こういったところに関しては、たばこを吸う、吸わないにかかわらず、収入とか支出とかそういうところに影響ないというところには、なり得るのかなというところでございます。

そして、喫煙者の方にも、やはり権利があるというふうにお話しいただいたところでございますけれども、もちろん禁煙をしたい人、そういった方たちにも当然権利があるというところ、こちらはやはり守っていかなくてははいけません。

そちらに関して、どちらの方が果たして弱者なのかなというところ、やはりこちらに来てみて飲食店そういったところに行ってみますと、東京とはやはり違うなど。やはりアルバイトの店員さんとかそういった形、こういった方たち、やはり喫煙できる飲食店は、やはりまだ多いなど。そういったところで、やはりバイトのシフ

トで入っていかなくちゃいけない人たちがたくさんいる中において、そういった人たちの果たして本当はたばこを吸いたくないんだけれども、そういった権利が本当に守られているのかどうなのかと、そういったところをやはり配慮していく必要があると。

やはり先ほども答弁があったとは思いますが、やはり男性の3人に1人がたしか喫煙者というところもあって、やはり男性ですね、何だかんだいって、まだまだ発言する力も非常に大きいところもあって、そういった方たちの権利は当然大事であるというところも当然認識するところでありますけれども、我々といたしましては、やはり望まない受動喫煙をゼロにする。こういったところを推進していくというのが、やはり最も大事であり、そういうところをしっかりと進めていく必要があるというふうに定められているところです。

そして、改正健康増進法に基づき、禁煙の対策、こちらが進められているところでございますけれども、そちらに関しまして、やはり第一種施設、こういったところ、病院とか公共施設とか学校とか、そういったところは、やはりまず率先して見本を示していこうと、そういったようなところで国としても進めてるところでございまして、長崎県庁は役所であるというところもありまして、こちら第一種施設というところで、やはり全面禁煙というふうにさせていただいているところであり、先ほども答弁ありましたとおり、都道府県の中でも3分の1は、もう既に全面禁煙というふうになっているところでございます。

そういうところも踏まえまして、ぜひとも福祉保健部といたしましては、粛々と望まない受動喫煙をゼロにすべく、対策を取らせていただ

きたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【中村(泰)委員長】よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

【中山委員】合計特殊出生率についてお伺いしますが、令和6年の人口動態統計で、本県の合計特殊出生率は1.39ということになっているようでありましたけれども、だんだん下がってきたなというような感じがいたしますが、それより、この出生数が多く減少しているということで、出生数はテレビ等でいうと10年ぐらい前倒して減少しているという話もありまして、今はどちらかというと、合計特殊出生率と出生率の減少が大体、相関関係があるんじゃないかなと思うとったんですけども、最近それを超えてあるような感じがしておるわけですけども、そこで、この直近5年間の本県の合計特殊出生率の推移と、出生者数の5年間の推移は分かりますか。

【中村(泰)委員長】休憩します。

— 午後2時16分 休憩 —

— 午後2時16分 再開 —

【中村(泰)委員長】再開します。

【黒島こども未来課長】出生数と合計特殊出生率の推移ということで、合計特殊出生率と出生数、令和5年の数字については、先般6月に公表された、まだ概数ではございますけれども、出生数が7,000ちょうど、合計特殊出生率が1.39でございました。

それ以前でございますが、出生数につきまして令和2年から、出生数が9,182名、令和3年が8,860名、令和4年が8,364名、令和5年は7,656名でございます。

合計特殊出生率でございますが、令和2年が

1.61でございます。令和3年が1.60、令和4年が1.57、令和5年には1.49でございましたが、令和6年については先ほど申しましたとおり1.39と0.1低下しているというところでございます。

【中山委員】この数字を見ると、本県は関係性があるような感じも受けるような感じがしますが、そういう最近の合計特殊出生率の減よりは、人口数も減少が多いような感じがするわけです。

さらに言えば、いろいろあろうというふうに考えておるわけでありますけれども、その点から、ちょっと2つだけお尋ねしたいなと思いますが、この資料にもありますが、「県民の皆様が希望どおり、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができるよう」と、こういう文言がありますけれども、この県民が希望どおりというのは、私のイメージでは、現の総合計画の前に調査したやつがありましたよね、それは公表されましたよね。それはこのイメージがあったんですけども、そうすると、それを起点にして5年にはなりますけれども、現在の県民の皆さんの希望どおりの結婚とか出産というのは、やはり変化が出てきとるんじゃないかなという気がしてるんですけども、その辺の数字が分かれば、ちょっと教えてくださいませんか。

【黒島こども未来課長】県民が希望どおり結婚、妊娠・出産、子育てできる長崎県づくりというものを目指して、これまで少子化対策を進めてまいりました。

県民の希望に関しては、人口ビジョンを平成27年度ですか、策定するに当たって県民調査をしたときの数字でございます。

当時、希望出生率としては2.08でございました。当時、実際に結婚を希望する方というのが、県全体の数字がちょっと今、手元にはないんです

けれども、8割から9割ぐらいの方が、いずれ結婚したいというような数字を挙げておられました。

しかし、直近の例えば、こども局で令和6年に実施しました少子化関係の基礎調査がございすけれども、そちらでは、一生結婚するつもりはないと答えられた方が、男女で31%ということで、6年前、平成31年に実施した調査よりも14ポイント増えるというような結果でございました。

一方で、理想の子どもの数というものを尋ねた際に、平均しますと、理想としては、直近の数字は2.39人なんですけれども、前回調査では2.74人だったということで、0.35人下がってしまっている。実際に持つことを考えている子どもの数についても、前回2.3人に対して2.02人ということで、ここ数年でも0.31人、下がっております。

希望出生率について、企画部の方で実施しました人口推計に関する調査でも、やはり同様の理想子ども数、あるいは結婚への希望、実際に持とうとする子どもの数が、一番やはり下がっていて、希望出生率は1.84にまで下がっているというような数字と伺っております。

【中山委員】やはり結婚をしたいという人が減ってきた。そして、希望出生数も思った以上に減ってきたという状況です。もう歯止めのかからないような状況が来ていると思いますが、それともう一つ、先ほどもちょっとお話がございましたが、未婚化・晩婚化も、これ、予想以上に進んでいるんじゃないかと思うんですけれども、この比較できる数字があれば、ちょっと教えていただけませんか。

【黒島こども未来課長】未婚・晩婚の状況でございしますが、未婚に関しては、実は有配偶率と

いうものを5年に一度の国勢調査で把握してるのがあって、直近の数字というのはなかなか出ないんですけれども、少々長期スパンにはなるんですけれども、例えば25歳から29歳の女性でいいますと、昭和55年であれば28.7%の未婚率だったものが、令和2年には56.6%、30歳から34歳でも11.1%から33%ということで、これは男性でも25歳から29歳が51.1%から64.3%、30歳から34歳ですと18.2%から41.7%ということで、未婚率が非常に上がったというような把握をしております。

平均初婚年齢というものがございしますが、こちらについては人口動態でつかんでおりまして、昭和58年時点ですと、男性で27.8歳、女性で25.6歳であったものが、令和5年では男性で30.1歳、女性で29.3歳となっております。

これは、いずれも長崎県の数字ですけれども、全国でも同様の傾向にございまして、やはり未婚化、あるいは晩婚化というような傾向があるというふうに我々は考えてまいりました。

【中山委員】社会の現象というのかよく分かりませんが、非常に結婚しない人、希望する人が増えてきたということと、もうちょっとさらにいけば、もう恋愛もしないと、恋愛についても拒否するというような、そういう世代が、実際にもうおるんだという話もありますので、これに歯止めをかけるというのは、非常にやはり困難性があるなと思いますけれども、今の局長の説明の中では、これに歯止めをかけるために結婚支援の強化に取り組むということがありますから、特効薬はなかなか難しいと思いますけれども、特に力を入れて取り組む新年度の部分、施策があれば、ちょっと1つだけでもいいですから、挙げていただければなと思います。

【黒島こども未来課長】委員ご指摘のとおり、

結婚ですとか、あるいは子どもを持つという考えは、やはり個人の考えによるところも大きく、たくさんの要素が絡み合いますので、特効薬というのはなかなか難しいと考えております。

しかし、やはり国においても、特に若い方の意識についての変化が見られるというような分析もされております。

我々としては、若い世代が、例えば結婚に消極的である、子どもを持つことに消極的であるといっても、その背景として、例えば雇用に対する不安であるとか、長く続く少子化傾向で、子どもに触れ合う経験がこれまであまりなくて、イメージがつかないといった声も聞かれるところですので、若い世代に思い描くようなライフデザインですとか、それを実現するために必要な知識に触れる機会を確保することが重要と考えております。

そこで今年は、若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるような機会を増やしていきたいと考えておりまして、企業、あるいは団体等と連携して、そういったイベントですとか、知識の普及に力を入れたいと考えております。

【中山委員】ぜひ若い人に、ライフデザインとか、これを早くし、つくるというか、そういう考えるというか、そういう習慣をつけていくということは、将来の100年にわたって考えるということは非常に大事なことだと思いますので、ぜひそういう形で、取り組んでいただきたいと思います。

それと最後に、次期総合計画を令和8年度からやろうということでもありますけれども、この合計特殊出生率2というのが、今現在しておりますけれども、今の状況を見ますと、この2を達成するというのは、非常に難しいと私は思っております、それは、この1.39がもっと下がるんじ

ゃないかなという方が大きいんじゃないかと思っています。

そうしますと、この目標の、やはり新しい総合計画においては、この特殊合計出生率2を、やはり見直す必要があって、やはりもう一段階下げた目標を立てて、それをまずもって達成するというか、そういう方向の方が現実味があるんじゃないかなと考えておりますが、これについての見直しができるのかどうか、見直しするような考え方があるのかどうか、最後にお尋ねしたいなと思います。

【黒島こども未来課長】現行の総合計画におきましては、令和7年に合計特殊出生率1.93の達成を目指すということにしております。

令和6年に関しては、目標値1.89でございましたが、実績としては1.39ということで、非常に乖離が大きいと。この乖離の大きさというのはちょっと厳しい状況と認識しております。

また、先般からご指摘いただいておりますとおり、若い方の意識も変わってきているところ、調査した希望出生率も1.84と低下してきているということを考えますと、社会環境の変化もそうですし、こういった若い方たちの意識の変化というものも捉え直す必要があるとは認識しております。

総合計画につきましては、今、策定に向けて作業中ではございます。こういった社会環境の変化、県民の結婚や子育てに関する希望、意識の変化も踏まえながら、関係部局と協議を重ねて慎重に検討してまいりたいと考えております。

【中山委員】皆さん方の「慎重」というのは、なかなかしないような感じも受けておりますので、慎重じゃなくて積極的に取り組んでいくことを要望しておきたいなと思います。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問ございません

か。

【坂本委員】被爆体験者の問題について、ちょっと認識と、それからお願いといいますか、要望させていただきたいというふうに思いますけれども、一般質問でも取り上げさせていただきました。結果的に今、控訴審があっているわけでありすけれども、2月に第1回目があって、先般6月25日に3回目がありました。

報道では、報道といいますか、その中では10月1日に結審をするということで、年度内にも判決が出されるんじゃないかということも聞いておりますけれども、一般質問のときに申し上げました高齢の被爆体験者の皆さんが、福岡まで裁判に行かなければいけないというふうなことを言ってたんですけれども、そういうものが配慮されたのかどうか。2回目、3回目はオンラインであるというふうなことのようでありました。

控訴審においても、原告43人の皆さんは放射能の影響を受けるような事情の下にあったという第3号被爆者に認定するようにということを主張されました。

それに対して、6月25日、国は補助参加人でありますので、長崎県・長崎市が反論の書面を提出したというふうなことでありましたけれども、健康被害を及ぼすレベルだったと認めるに足る科学的・合理的な根拠はないというこれまでの主張の繰り返しでございましたし、今度7月17日ですか、予定されている、いわゆる八者協の被爆者問題に対する要望では、被爆地域外で黒い雨等に遭った者の救済ということで、これは、長崎は対象外にされているから、広島と同様の救済認定を要望しておりますけれども、裁判の中では、広島の場合は長崎は当てはまらないというふうなこと、そういったものを主張されておりました、これは一般質問でも申し上げま

したけれども、随分と矛盾しているなというふうなことでありました。

こういう裁判の流れを見てみますと、一般質問で部長から答弁をいただきました全ての被爆体験者の皆さんの全面救済を県としては求めていると。これは従来どおり求めていると。上級審で統一的な基準、上級審の判断によって、手帳を交付する統一的な基準が確立することになれば、救済範囲の拡大につながる必要があると考え、苦渋の判断ではあったけれども、控訴の手続を取ったというふうなことでありまして、この答弁を何か否定するような裁判の状況ではないかなというふうに思います。

もちろん答弁はこの分は求めません。裁判ということで、あ、部長いいですか。そういうちょっと矛盾を感じますので、ちょっとじゃあ認識を聞かせてください。

【新田福祉保健部長】被爆体験者の救済、こちらに関しましては、長崎県といたしましても、被爆体験者の皆様方に寄り添って進めさせていただいているところでございます。

裁判におきましても、第1準備書面等々でもこちらの方で告示させていただいているとおりではございますけれども、令和4年通知というふうに第1準備書面に出てまいります、基本的には、こちらは「個別認定指針」というような単語でも表現されているとおり、広島の黒い雨に遭われた方たちに被爆者の健康手帳、こちらを交付する事務手続を定めた基準、こういったものがございます。

こちらに関しまして、長崎においても同様の事情にあった方々に対しては、やはり同様に適用がなされるべきものであるというふうに認識しておりますところではございますし、そういったところも踏まえまして、我々といたしまし

ては、被爆体験者の方々の救済につながるようなところを肅々と進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

【坂本委員】分かりました。分かりましたといえますか、ぜひ今の答弁を了とします。

だからそういう意味でいくと、この控訴審はどういう争点があるのかなというのが非常に不思議でならないというのが私の感想であります。

それで、今の部長が言われた答弁に基づいて、今度8月9日に内閣総理大臣が長崎に来られまして、被爆4団体の皆さんと会いますよね、毎年恒例ですけれども、その中で被爆者問題のいろんな課題について要望を受けるということで、昨年初めて被爆体験者の代表の方が参加をしまして、この問題に対する要望をしていただきました。

結果的に、そのときに当時の岸田総理が合理的な解決を実現しますというふうなことをおっしゃられまして、その後いろんな動きがありまして、12月段階で被爆者とほぼ同等の医療支援をやるというふうなことで始まりまして、もう既に3月末で、多分4,000人ぐらいの方々が県内外、申請をして4,000人弱の方がそういう支給を受けたというふうになっていると思います。

被爆者手帳じゃなくても、いわゆる健康診断受給者証明書ですか、ということになっておりますけれども、それで、そういう意味でいくと、この8月9日に直接、被爆体験者の代表の方にお会いをして、総理が決断したという、これは一つ大きな動きだったわけです。

それで、今年についても被爆体験者の皆さんはもちろんでありますけれども、長崎市も、これは主催をする長崎市も国の方には要望をしているようでありまして、先般の市議会の一般質問の中での答弁では、要望しているけれ

ども、まだ返事がないというふうなことのようでありました。

それで、これはもちろん長崎市になりますけれども、ぜひ長崎県としても、できれば長崎市と共同、ないしは側面的なところからも、国に対して何らかのそういった要望といえますか、8月9日に被爆体験者等を回ってほしいというふうな、そういうふうなことをすべきではないかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

【庄崎原爆被爆者援護課長】平和祈念式典後の例年開催されております被爆者団体等の政府に対する要望につきましては、主催の長崎市において、現在調整がなされているというふうに伺っております。

委員ご指摘のとおり、被爆体験者の方々の思いにつきましては、県としまして、あらゆる機会を通じて国の方にお伝えしてまいりたいと考えておりますので、今後とも長崎市と協力しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【坂本委員】分かりました。前向きに受け止めます。

特に、2月の一般質問で、知事もこの被爆体験者の方々の思いが、被爆者として認定されるというふうにあることは、重々理解をしておりますということと、それから、関係者と力を合わせてしっかり寄り添って対応を進めていくといったことの姿勢には、控訴はしたけれども変わりませんというふうな答弁をいただいておりますので、ぜひそうした県の立場を改めて認識いただいて、ぜひ8月9日平和式典の後には、被爆体験者の皆さん方が、また昨年同様、総理大臣にお会いして要望させていただくように要望し

て、終わらせていただきます。

以上です。

【中村(泰)委員長】理事者の皆様におかれましては、発言の際は、なるべく大きな声で発言をしていただきますよう、お願いいたします。

それでは、14時50分まで休憩をいたします。

— 午後2時36分 休憩 —

— 午後2時50分 再開 —

【中村(泰)委員長】委員会を再開します。

ほかに質問はございませんか。

【本多委員】たばこが盛り上がりすぎて忘れそうになっておりました。6月27日の毎日新聞の1面で、こういう記事がございました。「国の少子化対策通園制度補助金不足 自治体7割」とありました。

こども誰でも通園制度に関してだったんですけれども、私、数年前に保育園を運営されている方から熱いお話を聞かせていただきまして、その方がおっしゃるには、共稼ぎとかでお子さんを預けている、そういった方は、お子さんと離れる時間があるから、我が子よりかわいく感じるんだと。だから2人目、3人目が生まれやすいんですよ。それに比べて、ずっと家にいて、子どもとずっと一緒にいると、子どものかわいさよりも大変さの方が勝ってしまって、一人っ子になっちゃうんだと。

科学的にどうなのか分からないですけども、実感としてそのようなお話をされておりましたので、私としては非常に期待している事業であるんですけれども、そういった意味でも、この新聞の記事が気になりました。

令和8年から本格的に稼働するということで、長崎県ではそれに先立って実証をなされているということなんですけれども、その状況を教え

てください。

【黒島こども未来課長】委員ご指摘の毎日新聞記事のこども誰でも通園制度というものでございますけれども、令和8年度からは本格実施ということで、全ての市町で実施ということになっておりますが、それに先立ちまして、令和5年からモデル事業を実施しております。

令和6年が試行的事業ということで、今年度から「乳児等通園支援事業」という名称になりまして、実施しております。

本県では、令和5年から東彼杵町で、当初は1施設からスタートしていただきまして、松浦市が令和6年度は試行的に実施をしてくださっています。東彼杵町と松浦市です。

令和6年度で東彼杵町の2施設で、延べ49名の利用があったと伺っております。松浦市ではちょっと利用実績がなかったという状況でございます。

今年度は、また長崎市、それから近々、佐世保市等でも実施が始まるというふうに聞いております。

以上です。

【本多委員】ありがとうございます。

今年から長崎が入って、佐世保が今後入ってくるという形ですね。

これに対して、今後、県がどのように取り組まれるのかとか、そういったお話をお聞かせください。

【黒島こども未来課長】令和8年度からの本格実施に向けて、県としては国と市町の橋渡しをぜひしたいと考えております。

松浦市での取組が新聞でも取り上げられておりましたが、実績ゼロであったということで、今年はちょっと手を下げられている状況というところで、やはり取組に課題を感じておられる

市町も、まだあられるところから、先行されて円滑に実施されているところのお話を横展開ということで、ほかの市町にもご紹介するであるとか、まだ令和8年度の細かい制度の詳細は、国から示されていないんですけれども、そういった情報についても説明会を実施するなどして、できるだけ不安なく円滑に、事業の本格実施に向けて市町に準備いただけるように努めたいと考えております。

【本多委員】令和8年度からは、全市町で取り組むようになるんですね、分かりました。国の事業で、実施するのは市町で、県はそのつなぎ役というか、分かりました。

地域ごとに地域の特性なんかがあって、その取組の熱量にも、もしかしたら差が若干出るようなところもあるかもしれないんですけれども、県内どこに住んでいらっしゃっても、誰でも通園制度のおかげで希望どおりに兄弟が増えたとか、「『孤独な育て』と書いて『孤育て』」なんてよく言われるんですけれども、そういった子育ての状況にならずに済んだ、そういうふうに県内の親御さんが幸せな子育てができるように、県の方もこれからまたサポートの方、よろしくお願いします。

以上です。

【中村(泰)委員長】ほかに質問ございませんでしょうか。

【虎島副委員長】お許しいただいて、何問か質問いたします。

まず、麻しん・風しんの定期予防接種について、お伺いいたします。

昨年度、麻しん・風しんの定期予防接種に使用されておりますMRワクチン、これについて一部の製薬会社が出荷制限を行ったこともありまして、ワクチンが不足して希望する量のワク

チンを手でできなかった医療機関があると聞いております。

昨年度は供給不足により、患者側というか、受ける側が希望したにもかかわらず、接種できなかった方がいたのではないかとというふうに懸念をしております。

昨年度における県内の麻しん・風しんの定期予防接種の状況と例年との比較をお尋ねいたします。

【長谷川地域保健推進課長】麻しん・風しんの定期予防接種については、生後12月から24月までを第1期とし、第2期は小学校入学の1年前から入学するまでが対象となっております。

令和6年度の接種率は、第1期が87.6%、第2期も87.6%でした。それ以前の2か年の状況としましては、令和4年度の第1期が91.4%、第2期が90.6%で、令和5年度は第1期が96.1%、第2期が90.1%でした。昨年度は統計が残っている平成20年度以来、最低の接種率という状況でした。

なお、昨年度は、県医師会などからワクチンを手でできない医療機関があると聞いておりましたが、今年度はそのような情報は入っていないところです。

以上です。

【虎島副委員長】昨年度は統計がある平成20年度以降で、87.6%で最も低い接種率であるということでご報告いただきました。このままでは、麻しん発生リスクが高まるのではないかとというふうに危惧をしています。

この麻しんは、「はしか」とも呼ばれていますが、空気感染をされると言われています。コロナとかインフルエンザと比べ、もう桁違いに感染力が非常に強く、しかも、ほぼ罹患すると、まれに脳炎を発症したり死亡することもあるという感染症であります。

そういった麻しんの性質やMRワクチンの効果を十分に理解しないで、昨今の反ワクチンといったムーブメントに乗って接種を控えるような人がいるということも散見されておりまして、接種率に影響している可能性があるとも考えております。

麻しんは、発症前から感染性があることから、麻しんに対する免疫を獲得することが発生の予防に有効であると言われております。そのためには、この接種率を95%以上、現在87.6%と報告がありましたけれども、95%以上に上げることが重要であると言われております。

麻しん・風しんの定期予防接種率を上げるために、県としてどのように対応していくのか、お尋ねいたします。

【長谷川地域保健推進課長】麻しんにつきましては、現在日本はWHOにより麻しん排除達成の認定を受けておりまして、国内では海外からの輸入例が散発的に発生している状況です。

県内におきましては、平成24年に一度発生があった以降は発生をしておりませんが、海外での麻しん発生の増加や県内の予防接種率の低下といった背景から、麻しん発生の潜在的なリスクは増加していると認識をしております。

県としましても、麻しん発生の予防のためには、国の予防指針に示されているように、定期の予防接種により対象者の95%以上が2回接種を完了しているということが重要と認識をしております。

麻しん・風しんワクチンにつきましては、昨年度は全国的にも接種を受けることができなかった方が一定見込まれることから、国において接種対象期間を超えて接種ができる特例措置が採られております。令和9年3月31日まで、定期の予防接種として公費で受けることができ、今

年度は小学1年生なども対象となっているところです。

今後、予防接種の実施主体である市町に対しまして、説明会などの機会を捉えましてさらに働きかけ、保護者に対し接種対象期間の特例措置も含め、定期接種について周知をするほか、麻しんやMRワクチンに関する適切な情報提供を行うように努めてまいります。

【虎島副委員長】ありがとうございます。

その接種率を高めるために、市町から対象者への周知や情報提供がきちんとされるように、今後も県からしっかりと働きかけるようにお願いいたします。

また、今年度は特例で、通常、就学前に受けるべき第2期を小学1年生も接種できるように、小学1年生を対象とするという措置があるご報告いただきました。これは教育庁ともこの接種率を上げるため、しっかり連携して取り組むように、併せてお願いしたいと思います。

続きまして、看護学校について、度々お話・ご要望をしておりますけれども、今年度、支援の拡充、医師会立看護師養成校に対して拡充を実施していただきましたことは感謝申し上げます。

しかし、定員割れであったりとか、卒業生のまだない新規課程には補助ができないというような状況もありまして、依然として経営状況は厳しいというふうにお伺いしています。

また、学生に、全国的に4年制大学を目指すという流れもあり、この3年課程、准看といったところに入る方が少なくなっているという非常に厳しい状況にあると認識しています。

人口当たりの看護師数で見ますと、長崎県は非常に充足している部類に入っているということですが、現場感、現場の看護師は全く足

りてないという状況が続いております。

このことについて、県として改めまして見解をお伺いしたいと思います。

【坂本医療人材対策室長】看護職員の確保に関するお尋ねでございます。

今、委員からお話がございましたとおり、県内の医療機関などで就業する看護職員数は、人口10万人当たりですと、本県は全国で6番目に多く、総数としては多い県であるものの、施設側の求人と職を求める求職者側のニーズにミスマッチがあるなど採用が難しく、看護職員の不足感が強く、看護師の確保に大変苦慮しているという医療機関の声なども伺っているところでございます。

そのため、お話がありましたとおり、県内就業率の高い、医師会が設置運営されている養成所の運営支援の拡充などを行っているところでございますが、一方で、これからも見ますと、生産年齢人口は減り、なお高齢者が増え続ける中では、新規養成に限らず、離職防止であったり復職支援の取組、また、医療と介護の連携など社会のニーズの変化に応えられる質の高い看護師の育成、資質向上の取組といった総合的な取組が重要になってくるものと考えております。

そのため、改めてでございますが、関係団体、また市町など様々な方のご意見を伺いたいと考えておりまして、その際は医療機関の看護の現場を含めて、こちらから出向く機会も設けて、実情をよく伺って、これからの看護職員の育成確保の在り方について、今後求められる看護職員の役割でありますとか、雇用する側の施設側の役割・課題でありますとか、支援する行政の役割等について整理し、必要な人材の確保・育成につなげられるように、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

【虎島副委員長】ありがとうございます。

先ほど4年制大学のお話をしましたけれども、全国的に見ますと3年課程よりも4年制大学に進まれる看護師を目指す方の方が、もう大学の方が多くなっているんです。

このことは、学事振興課とも私はそういうやり取りはしておりますけれども、一方で、地元で看護師をやる方、看護学校から実習に行った病院に非常に入りやすくなるというか、よく事情が分かっている研修した施設に入職するといったような傾向もあるとお聞きしております。

ぜひ地元の意見をしっかりと今後も吸収していただいて、役立つ施策を立てていただければと思います。よろしく願いいたします。

【中村(泰)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】それでは、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後3時03分 休憩 —

— 午後3時04分 再開 —

【中村(泰)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

お疲れさまでした。

— 午後3時03分 休憩 —

— 午後3時04分 再開 —

【中村(泰)委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、協議したいと

思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後3時06分 休憩 —

— 午後3時07分 再開 —

【中村(泰)委員長】 これをもちまして、協議を終了いたします。

委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後3時07分 閉会 —

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年7月1日

文教厚生委員会委員長 中村 泰輔

議長 徳永 達也 様

記

I 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 70 号 議 案	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 73 号 議 案	長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 74 号 議 案	長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例	原 案 可 決

計 3 件（原案可決 3 件）

委 員 長

副 委 員 長

署 名 委 員

署 名 委 員

書	記	藤川 翼
書	記	深浦 朋大
速	記	神戸綜合速記(株)

委 員 長 中村 泰輔

副 委 員 長 虎島 泰洋

署 名 委 員 中山 功

署 名 委 員 松本 洋介

書 記 藤川 翼
書 記 深浦 朋大
速 記 神戸綜合速記(株)

配 付 資 料

令和 7 年 6 月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第68号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分
報告第1号 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち関係部分
であります。

はじめに、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち
関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国 庫 支 出 金	2億 4, 863万 5千円の増
-----------	------------------

であります。

歳出予算は、

私 立 学 校 振 興 費	2億 4, 863万 5千円の増
---------------	------------------

であります。

この歳出予算の内容は、

授業料に対する国の支援制度である就学支援金において、これまで所得制限を受け
ていた年収約910万円以上世帯の高校生等を新たな対象にした、物価高騰による子
育てに係る経済的負担の軽減等を目的とする臨時支援金で、授業料年額
11万8,800円の支援に要する経費等として

高 等 学 校 私 立 学 校 助 成 費	2億 4, 863万 5千円
-----------------------	----------------

を計上いたしております。

次に、報告第1号「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております、令和6年度予算の補正を、令和7年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	1億 3,183万 9千円の減
諸収入	1千円の減
合 計	1億 3,184万 円の減

であります。

歳出予算は

大学費	1億 727万 9千円の減
私立学校振興費	1億 4,531万 2千円の減
合 計	2億 5,259万 1千円の減

であります。

この歳出予算の内容について、ご説明いたします。

大学費の主なものは、

県立大学佐世保校建設整備事業費 9,175万 円の減
であります。

私立学校振興費の主なものは、

高等学校私立学校助成費 1億 2,722万 5千円の減
であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 6 月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 (追加 1)

総 務 部

【予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 総務部の２頁３行目の次に、次のとおり挿入】

第８６号議案 令和７年度長崎県一般会計補正予算（第３号）のうち関係部分

【予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 総務部の２頁２０行目の次に、次のとおり挿入】

次に、第８６号議案 「令和７年度長崎県一般会計補正予算（第３号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策について、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、

私立学校振興費	９７０万	６千円の増
---------	------	-------

合 計	９７０万	６千円の増
-----	------	-------

となっております。

この歳出予算の内容について、ご説明いたします。

エネルギー等の物価高騰の影響を受けている私立小・中学校、高等学校及び専修学校・各種学校に対して、電気・ガス料金にかかる高騰分の一部を支援する経費として

私立学校助成費	９７０万	６千円の増
---------	------	-------

を計上いたしております。

令和 7 年 6 月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

総 務 部

総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(私立高校の就職状況について)

私立高校における今春卒業生の就職率については、令和7年3月末現在で97.7%と前年度と比べ0.6ポイントの増となっており、就職した生徒のうち県内就職者の割合は76.6%と前年度比4.9ポイント増加しております。

県内就職割合が増加した要因としては、県内企業において様々な待遇改善が図られていることが、ワークライフバランスを重要視する若者にとって県内就職を前向きに捉えるきっかけとなっていることに加え、労働局による企業説明会の早期実施や、県内就職推進員をはじめとする学校関係者の丁寧な指導等が、県内就職の魅力を効果的に伝えることにつながったものと考えております。

県といたしましては、引き続き、多くの若者に地元長崎の魅力や暮らしやすさを知っていただけるよう情報発信に努めるとともに、各学校の進路指導担当教員や県内就職推進員と、より一層の連携を図り、県内企業へのインターンシップや県内企業説明会・見学会、県内企業の情報を生徒や保護者に知ってもらう機会を増やすなど、県内就職の促進に取り組んでまいります。

(県立大学の就職状況について)

県立大学における今春卒業生の就職率については、令和7年4月末現在で99.7%と前年度と比べ0.2ポイントの増となっており、学部別では、経営学部が99.4%、地域創造学部が99.6%、国際社会学部及び情報システム学部、看護栄養学部が100%となっております。

なお、就職者のうち県内就職者の割合は33.2%で、前年度比3.1ポイント減少しております。

県立大学においては、Webを活用した県内企業情報の提供、県内企業説明会など県内就職に向けた取組を積極的に実施しておりますが、県内就職率は看護栄養学部で

増加したものの、経営学部、地域創造学部、国際社会学部、情報システム学部において減少したことが、全体を押し下げたものと考えております。

県内就職率向上のため、県立大学においては、県内企業での企業インターンシップや地域における経営実践の実施など地域に根差した実践的な教育を推進するとともに、県内就職支援員を配置して、企業情報の開拓と個別面談やゼミなどを活用した情報の提供に取り組んでおります。また、令和6年度においては、学内合同業界セミナーの実施時期を見直し、就職活動の早期化に対応するなど、支援の充実を図りながら取組を進めてまいりました。

県といたしましては、学生と県内企業との交流の機会をさらに増やしていくとともに、県内就職率の高い県内高校生の県立大学への進学を促進するなど、県立大学と連携して引き続き県内就職率向上への取組を推進してまいります。

（体罰等に係る実態調査について）

体罰等の実態を把握し、その根絶を図るため、平成24年度から毎年、私立学校の教職員、児童・生徒及び保護者を対象に体罰等に係る実態調査を実施しております。

令和6年度の調査結果では、体罰及び不適切な指導と認知された件数は24件で前年度より6件増加、体罰等を行った教員等の数は22人で前年度より5人増加、体罰等を受けた児童・生徒数は37人で前年度より10人減少しております。

県といたしましては、体罰が発生した学校の教頭・副校長に対する聴き取り調査を行い、再発防止策を確認したうえで、その防止策が確実に実施されるよう指導するとともに、さらなる研修内容の充実を依頼する等、体罰防止の徹底を図ってきたところですが、依然として私立学校における教職員等の体罰が無くならないことや、不適切な指導に対する認識が不十分であるということを示すものとして重く受け止めております。

今後とも、校長会・教頭会や各種研修会等のあらゆる機会を捉え、体罰根絶、不適切な指導の防止に係る意識の向上を図ってまいります。

(新たな総合計画の策定について)

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期計画については、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるとともに、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、総務部においては、主に「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」や「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」では、「すべてのこどもたちを支援する魅力ある教育環境づくり」に向け、私立学校の独自性・自主性を尊重しながら魅力ある学校づくりの支援に取り組むほか、「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」では、「地域を支える企業の人材育成・確保」に向け、地域に貢献し

選ばれる県立大学づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 6 月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第68号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

であります。

はじめに、第68号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では

国庫支出金 3億 9,958万 7千円の増

歳出予算では、

高等学校費 3億 9,958万 7千円の増

であります。

この結果、令和7年度の教育委員会所管の予算総額は、

1,313億 9,029万 7千円

となります。

次に、歳入予算の内容についてご説明いたします。

国庫支出金 3億 9,958万 7千円の増

については、

高校生等臨時支援費補助金に係る国庫補助金であります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている世帯の高校生を対象とした授業

料相当額の教育費の支援に要する経費として

3億 9,958万 7千円の増

を計上いたしております。

次に、先の2月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております、「令和6年度長崎県一般会計補正予算」について、令和7年3月31日付けで知事専決処分いたしましたので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では、

使用料及び手数料	2,152万 4千円の減
国庫支出金	7,895万 9千円の減
財産収入	335万 9千円の増
寄附金	735万 円の増
繰入金	128万 円の減
諸収入	3,982万 円の減
合 計	1億 3,087万 4千円の減

歳出予算では、

教育総務費	2億 1,748万 円の減
小学校費	2億 9,735万 8千円の減
中学校費	2億 307万 6千円の減
高等学校費	3億 8,204万 8千円の減
特別支援学校費	1億 8,679万 2千円の減
社会教育費	6,719万 5千円の減
保健体育費	1億 1,461万 円の減

県有施設等災害復旧費	2, 5 4 6 万 8 千円の減
------------	-------------------

合 計	1 4 億 9, 4 0 2 万 7 千円の減
-----	-------------------------

であります。

歳入予算の主なものは、

高等学校授業料及び通信教育受講料	2, 0 1 9 万 5 千円の減
------------------	-------------------

公立文教施設災害復旧費負担金	1, 4 4 2 万 2 千円の減
----------------	-------------------

日本スポーツ振興センター災害共済給付金	6, 0 0 3 万 4 千円の減
---------------------	-------------------

歳出予算の主なものは、

市町村立学校県費負担教職員、県立学校教職員及び教育委員会事務局職員の

給 与 費	7 億 6 2 4 万 5 千円の減
-------	--------------------

県立高等学校及び特別支援学校の

学 校 運 営 費	1 億 1, 7 0 1 万 1 千円の減
-----------	-----------------------

施 設 整 備 費	1 億 4, 7 0 1 万 5 千円の減
-----------	-----------------------

であります。

以上をもちまして教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 6 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 7 0 号議案「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」のうち
関係部分

第 7 4 号議案「長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例」

であります。

第 7 0 号議案「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」は、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」の施行に伴い、部分休業制度を拡充するとともに、仕事と育児の両立支援制度の周知・意向確認を講じることとするため、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

第 7 4 号議案「長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例」は、令和 7 年度末をもって長崎県立千々石少年自然の家を県立の青少年教育施設として廃止するとともに、県立青少年教育施設の安定した施設運営を継続するため、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(学校指定型のふるさと納税制度の創設について)

県教育委員会では、今年度から学校指定型のふるさと納税制度を創設し、寄附の募

集を開始することとしております。具体的には、寄附者が県立の中学校、高等学校、特別支援学校を指定して寄附を行い、寄附額を各校の特色ある取組に活用できる仕組みとなるよう調整を進めております。

この仕組みを通じて、母校や長崎県の学校の取組を応援したい、教育環境整備に役立ててほしいという思いにお応えしていきたいと考えており、準備が整い次第募集を開始してまいります。

（「教職の魅力化作戦会議」からの提言について）

去る3月27日に、民間企業等有識者からなる「教職の魅力化作戦会議」から、「子どもの豊かな学びと健やかな成長を実現するために、教師がやりがいを持って働くことができる環境の整備について」の提言をいただきました。

本提言では、教師がやりがいを持って授業をはじめとする教育活動に打ち込める環境を整備することが不可欠で、県・市町教育委員会や学校、家庭、地域等の各主体が早急に取り組むべきこととして「教師の働き方改革の趣旨、教職のやりがいや魅力を社会に発信すること」、「業務削減や効率化等による教師の負担軽減及び持続可能な人材の確保を図ること」、「学校・家庭・地域・企業等が、主体的につながりをもって子どもの教育に関わる取組を推進し、学校・教師の役割の再構築を図ること」の3つの視点からの提言がなされております。

今後は、家庭や地域をはじめ県民の皆様にご理解・ご協力をいただきながら、提言を踏まえた取組をできることから進めていくこととしており、子どもたちへよりよい教育を提供するため、教師の働き方を見直し、教師自身が教職に対する誇りと働きがいの意欲を持って能力を発揮できる環境の整備を図ってまいります。

（全国及び県学力調査について）

全国学力・学習状況調査については、去る4月17日に、小学校6年生を対象とし

た国語・算数・理科、中学校３年生を対象とした国語・数学が実施されました。なお、中学校３年生の理科については、オンライン方式により、４月１４日から１７日の期間において、学校ごとに調査日を指定する形で実施されました。

また、本県独自の県学力調査についても、小学校５年生の国語・算数、中学校２年生の国語・数学を全国学力・学習状況調査と同日に、中学校３年生の英語を４月１８日に実施いたしました。

いずれの調査につきましても、県内児童生徒の学習の定着状況を把握し、学習指導に生かすための貴重な機会となっております。

今後も県内児童生徒の学力向上のために、市町教育委員会及び学校において有効に調査結果を活用することができるよう支援してまいります。

（教職員の体罰等について）

県教育委員会では、体罰の根絶を「最重要課題」の一つと位置付け、平成２４年度から毎年教職員及び児童生徒・保護者に対して、体罰及び不適切な指導の実態調査を実施しております。

令和６年度の調査結果では、体罰及び不適切な指導の件数は２６件で、前年度と比較して１件増加しました。体罰等を受けた児童生徒数は１２９人で、前年度と比較して３２人増加しました。懲戒処分を受けた教職員は、前年度と同数の１人でした。過去にも体罰等において指導を受けた者が、再度の体罰を行っている事例があることから、体罰等の再発防止を強化するため、令和４年４月に「教職員の懲戒処分基準」の一部を改定し、再発の教職員に対する処分を厳罰化いたしました。また、再発防止研修の在り方を検証し、さらなる指導の充実・徹底を図るため、体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修実施要項の一部改正を行い、令和５年４月１日から運用しています。今後も引き続き、各種研修会等のあらゆる機会を捉えて体罰・不適切な指導の根絶に向けた取組を強力に推進するとともに、体罰・不適切な指導を許さ

ない環境づくりを目指し、教職員の意識改革を進めてまいります。

（令和８・９年度長崎県公立学校教員採用選考試験について）

教員の採用については、より多くの、そしてより質の高い人材の確保を目指して、第１次試験の実施を昨年より１か月早い時期となる５月１１日に行いました。

今年度の採用試験から、新たに小学校で外国語活動を中心とした業務に携わる「小学校教諭英語専科」及び中学校で特別支援学級又は通級指導教室を担当し、校内の特別支援教育を推進する役割を担う「中学校教諭特別支援教育担当教員」枠を設けました。募集定員は、「小学校教諭英語専科」が１０名、「中学校教諭特別支援教育担当教員」が５名であり、それぞれ小学校教諭・中学校教諭全体の採用予定者数に含まれます。

また、今年度から大学３年生を対象とする選考試験を導入し、２１８名の出願がありました。今年度の１次試験で合格した方は、次年度採用試験の１次試験が免除となり、２次試験からの受験が可能となります。

なお、令和８年度の教員採用予定者数は、退職者数や児童・生徒数の推移等を見込み、昨年度より３名少ない５２９名としております。出願者数については、小・中学校のオンライン受験を除き１,０５０名、倍率としては２．０倍となりました。

今後とも、選考試験の制度改善を図りながら、優れた資質と豊かな人間性を備え、長崎県の教員として強い使命感と情熱あふれる人材の確保に努めてまいります。

（高校生の進路状況について）

文部科学省が５月２３日に公表した令和７年３月末現在の公立、私立を合わせた高校生の就職率は、全国では９８．０％であり、前年同期と同水準となっております。本県の公立高校では、９９．０％と前年より０．６ポイント下回る結果となりますが、各学校の粘り強い進路指導や各種支援事業によって、昨年度に引き続き全国平均を上

回る高い就職率を維持しています。

公立高校の県内就職割合については69.9%で、昨年同期と比較し2.0ポイント増加し、コロナ禍で県内志向が高まった令和3年度につぐ高い数値となりました。

県教育委員会としましては、引き続き生徒・教員の県内企業への理解が進むよう取り組むとともに県立学校に配置しているキャリアサポートスタッフに対して、県内企業の求人情報収集、進路相談への対応やジュニアオープンカンパニー（旧・早期応募前見学会）の推進など、生徒の就職支援をより充実できるよう指導助言してまいります。さらに、長崎労働局や産業労働部など関係機関と連携を密にして、県内企業及び今後県内に進出する企業に関する情報を積極的に提供するなど、高校生の県内就職率の向上に努めてまいります。

なお、今春の公立高等学校における大学等への進学については、卒業者数に対する進学者数の割合が、前年度比0.4ポイント増の69.9%となります。

大学等への志願者を対象に行われる「大学入学共通テスト」は、大学教育の基礎力となる知識・技能や思考力、判断力が問われる試験であり、令和7年1月の「大学入学共通テスト」から、教科「情報」が加わるなど、平成30年3月に告示された新しい学習指導要領に対応した試験が実施されています。

県教育委員会としましては、このような変化に対応するため、「NEXT長崎人材育成事業」や「世界とつながるNAGASAKIグローバル人材育成事業」などの取組を行うとともに、各学校が高校生に身につけさせるべき力を明確にして組織的に指導改善を図る取組を支援し、生徒の学力向上と進路の実現に努めてまいります。

（遠隔教育センターの開所について）

子どもたち一人ひとりの個性に対応した質の高い教育や社会の変化に対応した学びを推進していくためには、多様な学びの場の提供や教育環境の充実のほか、教育を支える人材の確保が必要であると考えております。

このような中、令和５年度から大村市の県教育センター内に開設の準備を進めておりました長崎県遠隔教育センターについては、九州初となる遠隔授業の拠点として、去る４月１１日に開所式を行ったところであり、今年度は離島半島部の小規模校９校に、情報や理科の専門科目などを配信しております。

県としては、この遠隔教育センター、愛称、「デクット」の活用により、地理的要因や学校規模にとらわれない、多様で豊かな学びの提供を推進してまいります。

（「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施について）

毎年、５月から７月、９月から１１月の間の一定期間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として、すべての公立学校で、保護者や地域住民の皆様に学校の教育活動を公開しております。

各学校においては、外部講師を招聘した「命に関する講話」や「道徳の授業」「GIGAワークブックながさき」を活用した情報モラルの学びなどを通し、命を大切にする心や思いやりの心を育むための教育活動を展開することとしております。

今後、地域や学校の実情に応じ、学校・家庭・地域の連携強化を図りながら、本教育週間を一層充実し、相手の立場に立った言動を大切にすることや「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」という意識の醸成など、「いのちを輝かせて生きる心豊かな長崎っ子」の育成に努めてまいります。

（有形文化財の県指定について）

去る３月１７日に、県指定有形文化財として長崎市の建造物「ふっけんかいかん 福建会館 せいもん 正門・てんこうどう 天后堂・ばんにんや 番人屋」、諫早市の美術工芸品「きょうせんじ 教専寺のもくぞう 木造阿あ弥み陀だ如来立像」の計２件を新たに指定しました。

「ふっけんかいかん 福建会館 せいもん 正門・てんこうどう 天后堂・ばんにんや 番人屋」は、明治３０年にじゅうけん 重建されたもので、てんこうどう 天后堂の堂内は木部の塗りの仕上げや要所の彩画・彫刻の装飾など、ほぼ純正な中国式を基

調としながらも、各部材や絵様の形態などには和様の要素が混入し、造形、細部意匠ともに優れ工匠の力量の高さを窺わせる貴重な建造物です。航海安全の守護神である媽祖まそをまつり、長崎における中国文化と国際交流の歴史を特色づける重要な遺構として、その価値が高く評価されました。

また、「教專寺きょうせんじの木造阿弥陀如来立像もくぞう あ み だ によらいりゅうぞう」は、諫早市森山町の浄土真宗教專寺きょうせんじの本尊として伝わった像高約81センチメートルの仏像で、顔立ちや体つき、衣のひだ等の穏やかな作風から、平安時代後期に当時の都であった京都で製作されたとみられます。本県では平安時代の仏像の類例が少なく、キリシタンによる仏像破壊を免れて現存していることから、歴史的にも美術工芸史的にも希少な仏像と位置づけられます。

今回の指定により、県指定文化財は399件、そのうち、建造物の有形文化財は35件、美術工芸品の有形文化財は128件となります。

(重要文化財の国指定等について)

国の文化審議会は、令和7年3月21日、対馬市、西福寺げんぼんだいはんにやきょうつてりの「元版大般若経 附経箱きょうばこ」を国指定重要文化財に、佐世保市の「弓張岳展望所ゆみはりだくてんぼうじょ」を国登録有形文化財にするよう、文部科学大臣へ答申を行いました。

「元版大般若経 附経箱げんぼんだいはんにやきょうつてりきょうばこ」は、対馬市の西福寺に伝来した中国・元時代の経巻きょうかんで、泰定3年（1326年）に高麗の僧らの依頼により元・杭州げん こうしゅう ふ ねい じの普寧寺で印刷され、室町時代に入り、対馬島主そうさだしげの宗貞茂が朝鮮から輸入して西福寺に安置したと考えられます。現存例が少ない元版大般若経がまとまって伝来しており、元から高麗・朝鮮王朝へ、そして日本（対馬）へもたらされた経緯が判明することからも、東アジアの印刷史および文化交流史、また、日本の仏教史上においても非常に高い価値を有すると評価されております。

また、「弓張岳展望所つばいよしかつ」は、西海国立公園指定10周年の記念として昭和40年に整備され、設計は代々木屋内競技場等の構造設計を担当した坪井善勝氏によるもので、

海に向かって反り、屋根を前方二点と後方一点の三点で支持する鉄筋コンクリート

(HPシェル構造) 造の建造物です。後方の支柱側面には、彫刻家本郷新氏^{ほんごうしん}によって太陽、月、弓矢を引く手、波が彫り込まれ、躍動感があり自然景観に反りあがった屋根のシャープで軽快な造形が際立ち、登録基準の「造形の規範となっているもの」に該当すると評価されました。

今回の答申により指定されると、本県の美術工芸品の国指定重要文化財は36件に、建造物の登録有形文化財は137件になります。

(対馬市観音寺^{かんのんじ}の仏像返還について)

去る5月12日、対馬市で盗難され韓国に持ち出された、県指定有形文化財「観音寺^{かんのんじ}の観世音菩薩坐像^{かんぜおんぼさつざぞう}」が13年ぶりに観音寺に返還され、法要後、対馬博物館に収蔵されました。

当該仏像は、地域の人々により大切に守り伝えられてきた心の拠り所であるとともに県民の宝であり、長年の取り組みが実を結び、無事に返還を果たすことができたことに心から安堵しております。

関係の皆様これまでの御協力に深く感謝申し上げますとともに、引き続き、当該仏像をはじめ本県の貴重な文化財の保存・活用に尽力してまいります。

(こどもたちの文化活動の推進について)

県内の中学校及び高等学校の文化活動の一層の活性化を図るため、全国や九州レベルでの活躍が期待できる部活動、地域の文化活動の活性化に貢献できる部活動を令和7年度文化活動推進校として指定しました。

中学校においては、第37回全日本マーチングコンテストで、金賞を受賞した雲仙市立小浜中学校など19校22クラブを、高等学校においては、同じく第37回全日本マーチングコンテストで、金賞を受賞した活水高等学校など16校22クラブを指

定しております。

今年度も、引き続き中・高校生の文化力の育成に努めてまいります。

(令和7年度長崎県高等学校総合体育大会について)

本年度の県高等学校総合体育大会は、「^{いっぽいっとういっしん}一歩一投一振 魂込めた一瞬を」をスローガンに、去る5月30日の総合開会式を皮切りに、佐世保市を主会場とした県内9市2町において、31競技を実施し、88校、9,231人の選手が参加して熱戦が繰り広げられました。

(競技力の向上について)

今年度も、競技スポーツの中核を担うジュニアスポーツにおいて、全国大会等での活躍を期待し、高等学校では34競技延べ78校を「強化校」等として指定を行いました。また、国民スポーツ大会において、少年種別の主力となる高校生の更なる強化を図るため、8競技延べ10校を「国スポ強化校」として指定し、中学校では、中学校体育連盟推進専門部19競技を指定したところです。これらの指定校等に対して、遠征費、合宿費、練習会等に要する経費を助成することにより、選手の育成強化を図ってまいります。

本県スポーツ選手の活躍については、本年3月に開催された「全国高等学校選抜大会」において、個人競技では、諫早農業高校の^{たなか けいと}田中 慧斗選手がウエイトリフティング競技男子67kg級で優勝、団体競技では、島原高校剣道部が男子団体において悲願の初優勝を飾りました。

また、3月20日から23日まで行われた第62回全日本ボウリング選手権大会では、男子3人チーム戦で本県チームが優勝、個人総合においても^{ふくみつ りょう}福満 亮選手が優勝を果たしました。

今後とも、「長崎から世界へ」羽ばたく県内選手の発掘・育成・強化に取り組み、

本県スポーツのさらなる振興と競技力の向上を推進してまいります。

(新たな総合計画の策定について)

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期計画については、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0^{にーてんぜろ}をはじめ国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、教育庁においては、主に「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」では、「地域資源を活用し、こどもたちの新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進」に向け、こどもたちが自ら

豊かな人生を切り拓くための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成や、子どもたちの郷土への誇りと愛情を育み、郷土の未来を担う人材の育成等に取り組んでまいります。また、「すべての子どもたちを支援する魅力ある教育環境づくり」に向け、県民一体となり、地域に根差し将来の長崎県を牽引していくこどもの育成や、一人一台端末や遠隔教育などを活用した多様な学びの提供等にも取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

（「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について）

「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる教育庁関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「長時間労働の是正」については、小中学校では、県教育委員会や市町教育委員会等からなる超勤改善等対策会議において、長時間労働の是正に向けた協議を進め、令和7年度までの具体的な成果目標を設定し、全県的に取組を進めてまいりました。令和6年度第2回の会議において、具体的方策の見直しと併せて、それらを学校と行政が一体となって取り組むことを確認しております。

また、県立学校においては、令和3年3月に策定した「長崎県立学校における業務改善アクションプラン（改訂版）」に基づき、学校行事の精選やガイドラインに沿った部活動の実施、モデル校による時差出勤などの取組を推進してまいりました。

令和6年度からは、「教員のなり手不足解消プロジェクト」により、業務支援員の配置やデジタル採点システムの導入及び活用を進めており、今後とも生徒の主体性を尊重した新たな学校運営を実践するイノベーションハイスクールの指定など、引き続き超過勤務削減及び働きがいを高める取組をより一層推進してまいります。

「経験年数や職務内容に求められる専門事項や教育課題を踏まえた研修の充実と

改善」については、「長崎県教職員研修計画」に基づき、各教職員のキャリアステージに必要とされる資質・能力を身に付けることを目指して実施しております。具体的には学校運営の中核として活躍するための資質等について学ぶミドルリーダー育成研修をはじめ、対象となる教職員の経験年数等に応じた研修を実施しています。また、研修の実際においては、教職員自らが自律的かつ継続して学ぶことができるよう、各自の目的意識に焦点を当て、実践を積み重ね、振り返り、次につなげていく探究的な学びの実現へ向けて、研修改善に取り組んでおります。さらに、全国教員研修プラットフォーム（^{プ ラ ン ト} P l a n t）を活用した効率的な研修運営を図るとともに、県内教職員が、^{プ ラ ン ト} P l a n tの機能を活用し自己の課題に応じたオンライン研修を選択することができるよう積極的な情報発信を行い、オンラインを活用した研修機会を増やしてまいります。

今後も、変化の大きな時代に対応するために外部機関との連携を生かしながら、新たな教職員の学びの姿の具現化及び研修内容の充実を図り、研修観の転換と教職員の資質向上に取り組んでまいります。

「女性の管理職登用の推進」については、令和6年3月に改訂した「長崎県教育委員会 特定事業主行動計画」に基づき、採用後から計画的なキャリア形成に努めるとともに女性教職員個々人の能力、意欲、適性などに応じた人事配置を行い、ミドルリーダーとしての育成・登用を行ってきました。また、女性教職員の管理職への昇任意欲を高めるために、働き方・働きがい改革の推進や管理職選考試験の変更、登用の猶予などの制度改正に取り組んでまいりました。小中学校では、学校現場の教職員と課題を共有し、現状への認識を深め、なお一層の活躍推進が図られるよう、令和4年度から地区別に若手や女性の活躍推進に向けた懇談会を実施しております。令和7年度においても、県内18会場で実施しました。県立学校においても、多様な人材が活躍できる組織作りを目指し、男女問わず参加できる「学校マネジメント研修会」を実施しております。

引き続き、女性教職員の主体的な働き方を推進し、教職員が積極的にキャリアアップできるような職場環境づくりに取り組んでまいります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(教職員の不祥事について)

令和6年9月30日から令和7年2月10日までの間に、担当していた部活動振興会の会計の中から5回にわたり横領し、加えて、平成30年4月から令和7年2月まで、通勤手当を不適正受給した中学校教諭を令和7年3月25日付けで懲戒免職といたしました。

また、令和7年4月5日、知人女性宅に侵入しようとした疑いで、県立高等学校教諭が逮捕されました。当該案件につきましては、今後、事実関係を慎重に確認のうえ、厳正に対処してまいります。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、教職員によるこのような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ、県民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

今後も強い危機感を持って、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、すべての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼回復に向けた取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 6 月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

(追 加 1)

教 育 委 員 会

【文教厚生委員会関係議案説明資料 教育委員会 11 頁 1 行目の次に、次のとおり挿入する。】

(令和 8 年度県立高等学校の募集定員について)

令和 8 年度の県立高等学校の総募集定員は、少子化が進行し、県内の児童生徒数は年々減少傾向にあることを踏まえ、令和 7 年度より 80 人少ない 9,680 人いたしました。

内訳といたしましては、全日制課程が 8,520 人、定時制課程が 560 人、通信制課程が 600 人であります。

また、令和 8 年度から、宇久高校において、自然科学分野を中心に、DX などの最先端技術を取り入れた探究型学習を行う「Uku サイエンスパーク」を導入し、離島留学生を募集することとしております。

【文教厚生委員会関係議案説明資料 教育委員会 14 頁 12 行目から 14 行目を削除し、次のとおり挿入する。】

また、令和 6 年 6 月頃から令和 7 年 3 月までの間、担当する学級のテストのほとんどを採点等することなく、校内又は自宅に保管し、テスト結果を通知表に適切に反映させることを怠った小学校教諭を令和 7 年 6 月 17 日付けで戒告処分いたしました。

さらに、令和 7 年 4 月 5 日、知人女性宅に侵入しようとした疑いで、県立高等学校教諭が逮捕されました。当該案件につきましては、今後、事実関係を慎重に確認のうえ、厳正に対処してまいります。

令和 7 年 6 月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

福 祉 保 健 部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第68号議案 「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分
報告第1号 知事専決事項報告 「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」
のうち関係部分

報告第12号 知事専決事項報告 「令和6年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）」

の3件であります。

はじめに、第68号議案 「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち
関係部分について ご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	27億 2,586万 8千円の増
合 計	27億 2,586万 8千円の増

歳出予算は、

医 薬 費	27億 3,156万 8千円の増
合 計	27億 3,156万 8千円の増

となっており、この結果、令和7年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1,129億 4,233万 7千円

となります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

(病床数適正化支援事業費について)

医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関への支援に要する経費として、

12億 8,219万 3千円の増

を計上いたしております。

(施設整備促進支援事業費について)

現下の物価高騰を含む経営状況の変化により、施設整備等が困難となった医療機関等への支援に要する経費として、

1億3,180万 3千円の増

を計上いたしております。

(産科・小児科医療確保事業費について)

特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱の維持のための取組や地域の小児医療の拠点となる施設に対して、急激な患者数の減少等を踏まえた支援に要する経費として、

1億 983万 7千円の増

を計上いたしております。

(生産性向上・職場環境整備等支援事業費について)

医療に従事する人材の確保・定着を図るため、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備に対応するための支援に要する経費として、

11億8,872万 8千円の増

を計上いたしております。

(災害時歯科保健医療提供体制整備事業費について)

災害時における歯科医療又は口腔管理等の歯科保健医療活動の実施に必要な資機材の整備の支援に要する経費として、

1, 900万 7千円の増

を計上いたしております。

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算 (第10号)」のうち関係部分につきましては、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただき、令和6年度予算の補正を令和7年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、

使用料及び手数料	874万 3千円の増
国庫支出金	6億 6,725万 8千円の減
財産収入	188万 3千円の減
寄附金	48万 9千円の減
繰入金	1億 9,297万 4千円の減
諸収入	7,330万 3千円の増
合計	7億 8,055万 8千円の減

歳出予算は、

防災費	665万 8千円の減
社会福祉費	4億 8,187万 円の減

老人福祉費	2億	3,388万	7千円の減
児童福祉費		195万	3千円の減
障害福祉費	2億	8,444万	5千円の減
生活保護費		8,727万	2千円の減
災害救助費		7,108万	5千円の減
公衆衛生費	5億	1,966万	2千円の減
保健所費		2,578万	1千円の減
医薬費	2億	6,966万	7千円の減
合 計	19億	8,228万	円の減

となっております。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定による国庫支出金の減であります。

歳出予算の主なものは、指定難病対策費の実績減による公衆衛生費の減であります。

次に、報告第12号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入予算は、

分担金及び負担金			2千円の減
国庫支出金	40億	1,147万	8千円の減
財産収入		132万	7千円の減
繰入金	4億	748万	6千円の減
繰越金			1千円の増
諸収入		9,332万	7千円の減
合 計	45億	1,361万	9千円の減

歳出予算は、

社会福祉費	45億	1,361万	9千円の減
-------	-----	--------	-------

合 計 4 5 億 1, 3 6 1 万 9 千円の減
となっております。

これは、保険給付費等交付金の実績減等によるものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 (追加 1)

福 祉 保 健 部

【予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 福祉保健部の２ページ３行目から
８行目までを削除し、次のとおり挿入】

第６８号議案 「令和７年度長崎県一般会計補正予算（第２号）」のうち関係部分

第８６号議案 「令和７年度長崎県一般会計補正予算（第３号）」のうち関係部分

報告第 １号 知事専決事項報告 「令和６年度長崎県一般会計補正予算（第１０号）」

のうち関係部分

報告第１２号 知事専決事項報告 「令和６年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算
（第２号）」

の４件であります。

【予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 福祉保健部の４ページ６行目の次
に、次のとおり挿入】

次に、第８６号議案 「令和７年度長崎県一般会計補正予算（第３号）」のうち関係部
分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策について、必要
な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、

老人福祉費	４億 ３，９１１万 ５千円の増
障害福祉費	１億 ５，４８０万 ３千円の増
医薬費	４億 ８，４６３万 ２千円の増
合 計	１０億 ７，８５５万 円の増

となっており、この結果、令和7年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1, 140億 2, 088万 7千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(医療機関、介護施設等における物価高騰への支援について)

エネルギー等の物価高騰の影響による負担軽減を図るため、利用者への価格転嫁が困難な施設を運営する事業者に対し、電気代等高騰分の支援を実施してまいります。

1 医療機関等への支援に要する経費として、

4億 8, 463万 2千円の増

2 介護サービス施設等への支援に要する経費として、

4億 3, 911万 5千円の増

3 障害福祉サービス施設等への支援に要する経費として、

1億 5, 480万 3千円の増

を計上いたしております。

令和 7 年 6 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

福 祉 保 健 部

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案につきましてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、
第73号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」
の1件であります。

この条例は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令」の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(民間医療搬送用ヘリコプターの事故について)

去る4月6日、本県壱岐沖で発生した、対馬市から福岡和白病院へ患者を搬送していた民間医療搬送用ヘリコプターの事故により、3名の方々がお亡くなりになりました。

離島の救急医療の要として重要な役割を担ってきたヘリコプターの事故で、尊い命が失われたことは、痛恨の極みであり、改めて、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、ご遺族並びに関係者の皆様に衷心よりお悔やみ申し上げます。

多くの離島や半島を有する本県において、ヘリコプターによる患者搬送は、救命率の向上や後遺症の軽減を図るなど、命を守るために欠かせないものであります。

本県ドクターヘリは、事故を起こした機体と同系列の型式であることから、運航を一時休止し、国土交通省航空局からの指示に基づく検査等を行い、機体の安全性を確認したうえで、5月30日から運航を再開しております。

なお、運航再開にあたっては、今回の事故を踏まえ、海上飛行時に救命胴衣を常時着用するとともに、飛行中に不具合が生じた際の対応訓練の強化を図ることとしております。

また、患者の搬送体制の強化を図るため、長崎県病院企業団において、医師を運ぶために週3日程度運航しているヘリコプターを、非稼働日にドクターヘリの2機目として導入することとしており、本年秋頃の運航開始に向けて準備を進めております。

今後も引き続き、安全運航を徹底し、救急医療体制に支障がないよう努め、県民の皆様への安全・安心の確保を図ってまいります。

(福祉保健部における各種計画の策定について)

県政推進の指針である長崎県総合計画における保健・医療・介護・福祉分野において、各領域の個別計画と整合を図りながら、具体的な施策を総合的・体系的に進める指針及び社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定している「長崎県福祉保健総合計画」が今年度末に終期を迎えることから、令和8年度からの5か年計画である新たな計画を策定することとしております。

また、そのほかに再犯防止推進法に基づく5か年計画である「長崎県再犯防止推進計画」及びギャンブル等依存症対策基本法に基づく3か年計画である「長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画」についても、同じく終期を迎えることから新たな計画を策定することとしております。

なお、各計画の策定に当たっては、これまでの取組や各分野における現状・課題を整理し、福祉保健審議会などの各分野の専門家、関係団体等で構成する有識者会議等のご意見を伺いながら作業を進めることとしており、素案作成後は、パブリックコメ

ントや県議会のご意見も踏まえ、今年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

（高齢者等見守り活動に関する協定の締結について）

高齢者の方々が、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、去る5月13日、一般社団法人長崎県損害保険代理業協会との間で、「高齢者等見守り活動に関する協定」を締結しました。

今回、同協会に加入されている代理店約150社には、高齢者等の異変発見時に速やかに市町窓口等に連絡を行う体制の整備と情報提供等を実施していただくこととしております。

これまで15事業者と本協定を締結しており、引き続き、民間事業者等のご協力を得ながら、市町と連携して、県内全域における多重的な見守りネットワークの充実強化に向けて取り組んでまいります。

（知って、肝炎プロジェクトについて）

厚生労働省と都道府県が連携し、集中的な広報活動を実施する「知って、肝炎対策プロジェクト」に今年度、本県が選定され、去る4月23日に、杉良太郎特別健康対策監を、肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターに招き、キックオフミーティングを開催いたしました。

今後も、本プロジェクトの委託事業者であるエイベックスと連携し、県内での大規模イベント等を活用した啓発に努め、肝炎の正しい知識の理解や、肝炎ウイルス検査の受検などを促進してまいります。

（長崎県ねんりんピックの開催について）

高齢者の生きがいづくりと健康の保持・増進を目的に、去る4月6日から5月18日にかけて、大村市など県内各地で、「第22回長崎県ねんりんピック」を開催いたし

ました。

本大会期間中、18種目のスポーツや囲碁・将棋などの競技に、約3千人の高齢者に参加をいただき、参加者の交流促進や生きがいつくり等に資する大会とすることができました。

なお、この大会で優秀な成績を収めた選手については、本年10月に岐阜県で開催される「第37回全国健康福祉祭ぎふ大会」に、本県代表として出場することとしております。

(介護事業所におけるカスタマーハラスメントに関する実態調査について)

全国的な課題となっているカスタマーハラスメント対策について、介護現場における実態を把握するため、令和7年3月、県内の介護事業所に対してアンケート調査を実施し、その結果を公表いたしました。

回答があった685の事業所のうち、約40%の事業所が、カスタマーハラスメントと感じた行為を現在受けている、又は、過去3年間に受けたことがあると回答しており、介護従事者が安心して働くことができる環境づくりのため、今後、集団指導の実施やチラシの配布など介護事業所におけるカスタマーハラスメント対策の推進を支援してまいります。

(障害者のスポーツ振興について)

去る5月25日、トランスコスモススタジアム長崎を中心として、約900名の選手の参加による「第25回長崎県障害者スポーツ大会」を開催し、各関係団体のご協力を得て、盛会のうちに終了しました。

今後、本大会での成績を参考に代表選手の選考を行い、本年10月に滋賀県で開催される「第24回全国障害者スポーツ大会」に、本県代表選手団として派遣することといたしております。

引き続き、障害のある方々のスポーツ振興と社会参加の促進に努めてまいります。

(新たな総合計画の策定について)

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期計画については、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、福祉保健部においては、主に「健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる」や「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

「健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる」では、「健康づくりと生きがいづ

くりの促進や地域の医療・介護のサービス確保及び充実」に向け、健康寿命延伸の取組や持続可能な医療提供体制の構築及び地域包括ケアシステムの深化等に取り組むほか、「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」では、「互いに支え合う地域共生社会の更なる推進」に向け、社会的配慮を必要とする人たちへのきめ細かい支援の実施や障害者等が地域で安心して暮らすための環境整備及び支援等に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

(「長崎県行財政運営プラン^{にせんにじゅうご}2025」に基づく取組について)

「長崎県行財政運営プラン^{にせんにじゅうご}2025」に掲げる福祉保健部関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

福祉保健部では、こども医療福祉センターの地域への機能移行と効率的な運営に取り組んでおり、各地域の児童発達支援センター等の中核的療育支援機関に対する技術支援や療育従事者に対する研修等を実施し、地域の療育体制の機能強化や療育技術の向上に努めております。

今年度も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

福 祉 保 健 部

【文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部 5頁16行目の次に、次のとおり挿入する。】

(科学的介護フォーラム in 長崎について)

去る6月18日、民間業者主催による「科学的介護フォーラム 2025in 長崎」がベネックス長崎ブリックホールにて開催されました。

このフォーラムは、介護の質の向上や介護現場の生産性向上等を図るため、最新のテクノロジー機器の展示、県内外の先進事例の紹介や働きやすい職場づくりの内閣総理大臣賞を受賞した県外事業者による発表に加え、経済産業省による介護とまちづくりをテーマにしたディスカッション等が行われ、本県や関係団体もフォーラムを後援し、企画等に協力したところです。

長崎初開催となる本フォーラムは、多くの介護事業所に参加いただき、様々なノウハウを学び取るたいへん貴重な機会となりました。今後とも、関係者と連携しながら、介護事業所の働き方改革や生産性向上の推進に向けて取り組んでまいります。

令和 7 年 6 月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

こ ども 政 策 局

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」の
うち関係部分

報告第2号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計
補正予算（第2号）」

の2件であります。

報告第1号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分につきましては、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、令和6年度予算の補正を令和7年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、

使用料及び手数料	93万	1千円の減
国庫支出金	1億 6,938万	3千円の減
財産収入	23万	円の減
繰入金	50万	円の減
諸収入	114万	6千円の増
合 計	1億 6,989万	8千円の減

歳出予算は、

社 会 福 祉 費	3 2 7 万	円の減
児 童 福 祉 費	4 億 6, 3 8 8 万	3 千円の減
障 害 福 祉 費	4 3 1 万	9 千円の減
公 衆 衛 生 費	5, 2 2 3 万	6 千円の減
教 育 総 務 費	8 7 万	8 千円の減
私立学校振興費	1, 8 5 5 万	1 千円の減
合 計	5 億 4, 3 1 3 万	7 千円の減

となっております。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定による国庫支出金の減であります。

歳出予算の主なものは、子どものための教育・保育給付事業費の実績減等による児童福祉費の減であります。

次に、報告第2号 知事専決事項報告「令和6年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

歳入予算は、

諸 収 入	1, 8 0 9 万	3 千円の減
合 計	1, 8 0 9 万	3 千円の減

歳出予算は、

母子父子寡婦福祉費	1, 8 0 9 万	3 千円の減
合 計	1, 8 0 9 万	3 千円の減

となっております。

これは、母子父子寡婦福祉資金貸付実績の減によるものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 (追加 1)

こ ども 政 策 局

【予算決算委員会文教厚生分科会関係議案資料 こども政策局の２ページ３行目から
８行目を削除し、次のとおり挿入】

第８６号議案 令和７年度長崎県一般会計補正予算（第３号）のうち関係部分

報告第１号 知事専決事項報告「令和６年度長崎県一般会計補正予算（第１０号）」
のうち関係部分

報告第２号 知事専決事項報告「令和６年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計
補正予算（第２号）」

の３件であります。

【予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 こども政策局の２ページ８行目
の次に、次のとおり挿入】

はじめに、第８６号議案 令和７年度長崎県一般会計補正予算（第３号）のうち関
係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策について、必
要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、

児 童 福 祉 費	９ ２ ７ 万 ７ 千円の増
私立学校振興費	３ ８ 万 ９ 千円の増
合 計	９ ６ ６ 万 ６ 千円の増

となっており、この結果、令和7年度のこども政策局所管の歳出予算総額は、

285億 3,078万 5千円

となります。

補正予算の内容について、ご説明いたします。

(児童福祉施設等における物価高騰への支援について)

エネルギー等の物価高騰の影響を受けている事業者の負担軽減を図るため、利用者への価格転嫁が困難な児童福祉施設等に対し、電気代等の支援を実施してまいります。

1 私立幼稚園、認可外保育施設への支援に要する経費として

62万 7千円の増

2 児童養護施設等への支援に要する経費として

903万 9千円の増

を計上いたしております。

令和 7 年 6 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

こども政策局

今回、予算議案を除く、こども政策局関係の議案はございません。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(合計特殊出生率について)

去る6月4日に、国から令和6年の人口動態統計(概数)が公表され、本県の合計特殊出生率は1.39となりました。令和5年に比べると、全国的に数値が下がっている中、本県においても0.1低下したほか、出生数も大きく減少しております。

少子化の進行には、様々な要因が複雑に絡み合うことから、総合的な対策を講じていくことが重要であると考えております。

引き続き、県民の皆様が希望どおりに安心して結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、市町や企業・団体等との連携を強化するとともに、未婚化・晩婚化に歯止めをかけるための結婚支援の強化と県民の皆様が安心して子育てできる環境の整備などに包括的に取り組んでまいります。

(新たな総合計画の策定について)

新たな総合計画については、10年後の本県の将来像を見据えつつ、令和8年度を初年度とする5か年計画として、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合を図りながら、一体的に検討を進めているところであり、今後の県政運営の指針や戦略的かつ重点的に取り組む政策を県民に分かりやすく体系的にお示ししたいと考えております。

今般策定した素案骨子においては、基本理念の考え方として、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現とともに、若者や女性をはじめ誰もが活躍・チャレンジできる環境づくり、最先端技術の効果的な活用による稼ぐ意識・力の底上げなどに力を注ぐこととしております。

また、本県の優位性を活かし、国内外との多様な交流を促進することに加え、本県の将来を担うこどもたちの能力と可能性を高めることを社会全体で支えるほか、多様性が尊重され、全世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりなどにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのため、次期計画については、「こども」、「くらし」、「しごと創造」、「にぎわい」、「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略とその戦略に基づく施策を掲げるほか、先行的に策定した「新しい長崎県づくりのビジョン」とタイアップするとともに、地方創生2.0をはじめ国の政策とも連動を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

このうち、こども政策局においては、主に「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」や「希望が叶う『結婚、妊娠・出産、子育て』を切れ目なく支える」等に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」では、「こどもまんなか社会の実現に向けた学校・家庭・地域が連携したこどもの育成」に向け、県民総ぐるみの子育て支援やこどもが安全・安心でチャレンジできる居場所の拡大等に取り組むほか、「希望が叶う『結婚、妊娠・出産、子育て』を切れ目なく支える」では、若い世代が自ら主体的な選択により希望どおりに安心して、結婚やこどもを産み育てることができる社会の実現を目指し、希望を叶えるための知識の普及等と社会全体の気運醸成や婚活支援、妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援等に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定を目指し、検討を進めてまいります。

(長崎県こども・若者応援団表彰式の開催について)

去る6月6日に、長崎県こども・若者応援団表彰式を実施いたしました。

この表彰は、県内のこども・若者を育成する活動と子育て家庭を支援する活動において、顕著な功績があった企業や団体又は個人の方を毎年表彰しているものです。

今年度の表彰では、「結婚・子育て支援部門」では、諫早市の「諫早いのちを大切にする会」様が、「青少年健全育成・支援部門」では、南島原市の「原賀 壽昭」様が知事賞を受賞されたほか、7個人、5団体が功労賞を受賞され、知事から表彰状が授与されました。

このような表彰等を通じて、今後とも、こどもや若者と子育て家庭を社会全体で支援する気運の醸成に努めてまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。